

**地域公共交通の活性化とも連携した住民互助による
移動支援サービスの普及方策に関する
調査研究事業**

市町村向けアンケート調査結果報告書

令和4（2022）年 3月

株式会社 富士通総研

目次

実施概要	1
1. 回答した市町村の概要	2
2. 市町村内における住民互助による移動支援サービスの実施状況	6
3. 市町村における住民互助による移動支援サービスの位置づけ	11
4. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々への市町村での支援状況	15
5. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々への関係団体等による支援状況	33
6. 市町村における高齢者の移動手段確保に関する庁内での検討体制	38
7. 住民互助による移動支援サービスの普及に関して市町村が期待する支援	60
8. 住民互助による移動支援サービスに関する代表的な取組の有無	63
アンケート調査票	68

実施概要

調査対象	中国 5 県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)内の 107 市町村
配布・回収	メールによる調査票の配布及び回収
実施時期	令和 3 年 11 月 10 日(水)~12 月 7 日(火)
回答件数	78 市町村 (回答率 72.9%)

※報告書を読む際の注意事項

- 集計は、小数点以下第2位を四捨五入している。
- 選択肢のある設問に対する回答の比率 (%) については、いずれの調査においてもその質問の回答者数を基数として算出している。
- 複数回答の設問は、すべての比率を合計した場合に100.0%を超えることがある。
- 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合がある。
- 自由回答部分については、回答趣旨と異なるものであってもそのまま転記し、明らかな誤字以外は修正していない。また、記載されている文言が同一のもの場合、取りまとめて数を記載している場合がある。

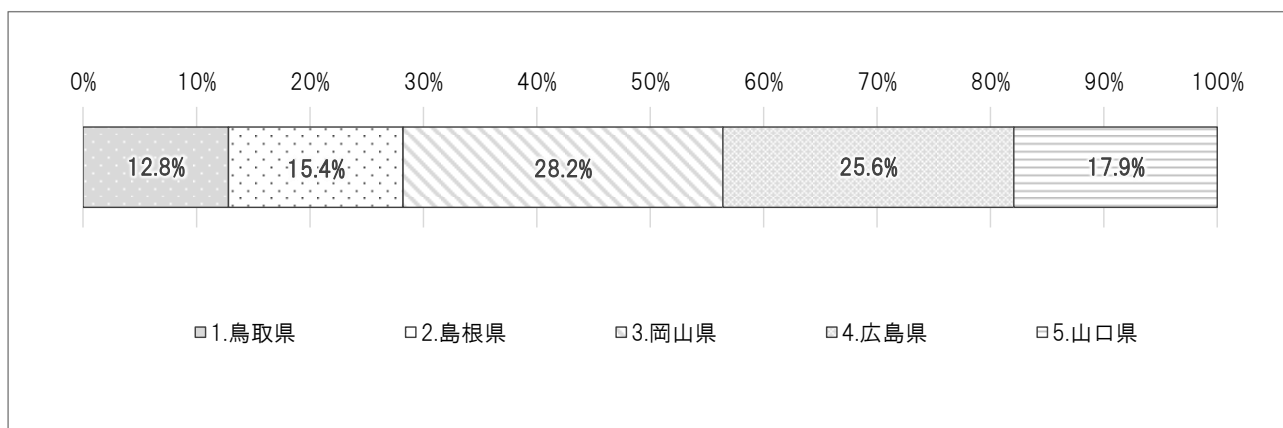
1. 回答した市町村の概要

F1. 貴市町村の所属する県名を選択してください。

(単一回答) (回答者数=78)

回答している市町村は、「3. 岡山県」が 28.2%と最も多く、「4. 広島県」が 25.6%、「5. 山口県」が 17.9%と続く。

	回答数	%
1.鳥取県	10	12.8%
2.島根県	12	15.4%
3.岡山県	22	28.2%
4.広島県	20	25.6%
5.山口県	14	17.9%

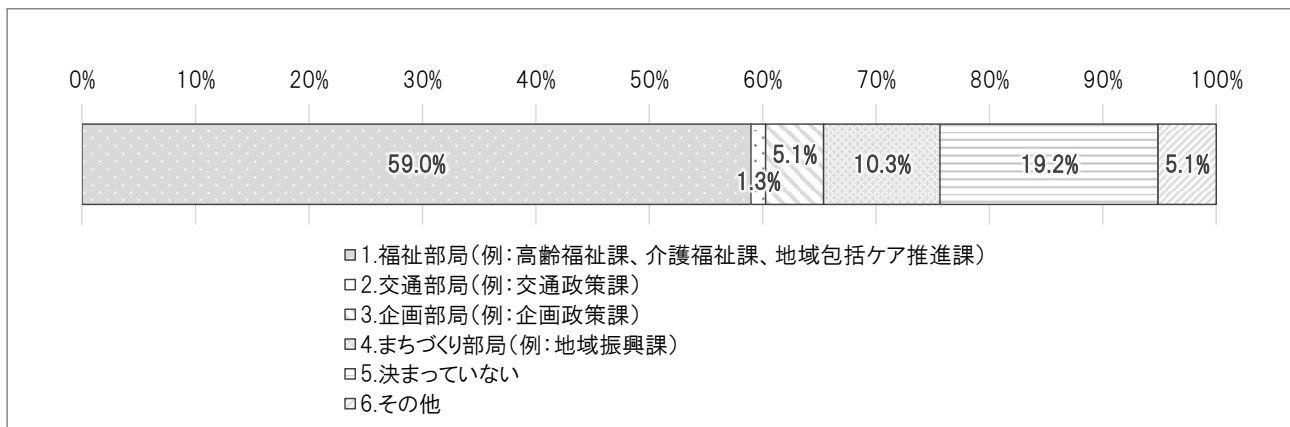


F3. 住民互助による移動支援サービスを主として担当している部局の種別について、最も近いものをお知らせください。

(単一回答) (回答者数=78)

住民互助による移動支援サービスを担当する部署は、「1.福祉部局」が59.0%と最も多く、「5.決まっていない」が19.2%、「4.まちづくり部局」が10.3%と続く。

	回答数	%
1.福祉部局(例:高齢福祉課、介護福祉課、地域包括ケア推進課)	46	59.0%
2.交通部局(例:交通政策課)	1	1.3%
3.企画部局(例:企画政策課)	4	5.1%
4.まちづくり部局(例:地域振興課)	8	10.3%
5.決まっていない	15	19.2%
6.その他	4	5.1%



【6.その他】(4)

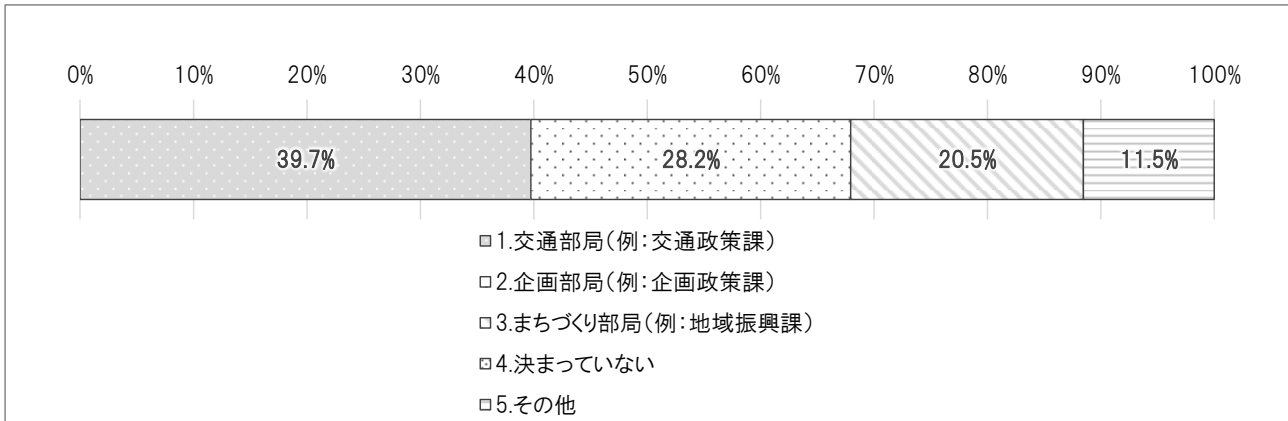
- ・ 1.福祉部局と4.まちづくり部局とでケースに応じて対応。
- ・ 1と4で実施。地域支援事業に関わるものは1。
- ・ 高齢者支援課、真庭市包括支援センター、暮らし安全課。
- ・ 保健福祉課。

F4. 公共交通を担当している部局の種別について最も近いものをお知らせください。

(単一回答) (回答者数=78)

公共交通を担当する部局は、「1. 交通部局」が 39.7%と最も多く、「2. 企画部局」が 28.2%、「まちづくり部局」が 20.5%と続く。

	回答数	%
1.交通部局(例:交通政策課)	31	39.7%
2.企画部局(例:企画政策課)	22	28.2%
3.まちづくり部局(例:地域振興課)	16	20.5%
4.決まっていない	0	0.0%
5.その他	9	11.5%



【5.その他】(9)

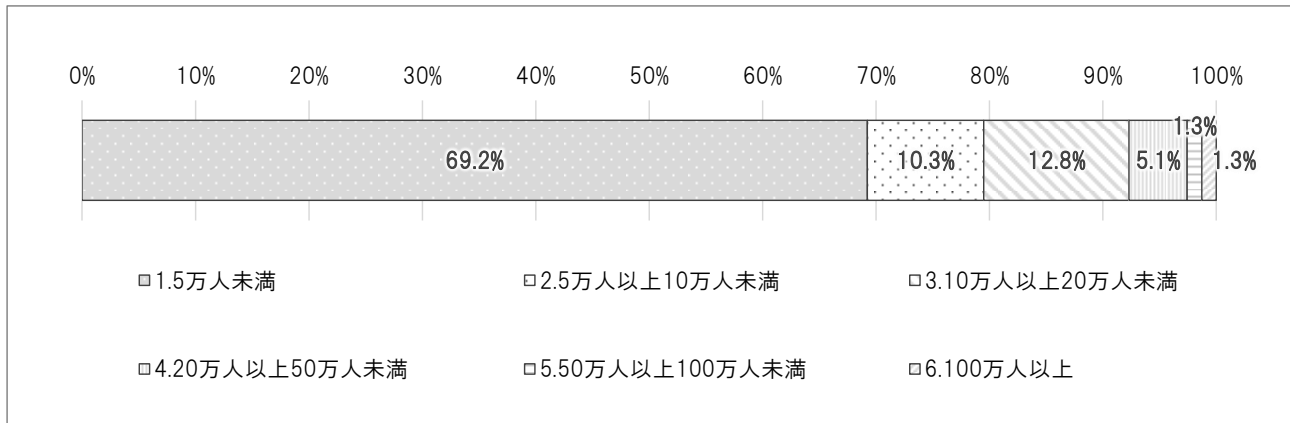
・ 総務部、総務部局(3)
・ 企画総務課
・ 商工観光部局(2)
・ 観光定住課
・ 都市整備課
・ 建設部(都市計画課)

F5. 貴市町村の人口についてお知らせください。(令和3年11月1日現在の人口)

(単一回答) (回答者数=78)

回答している市町村の人口は、「1.5万人未満」が69.2%と最も多く、「3.10万人以上20万人未満」が12.8%、「2.5万人以上10万人未満」が10.3%と続く。

	回答数	%
1.5万人未満	54	69.2%
2.5万人以上10万人未満	8	10.3%
3.10万人以上20万人未満	10	12.8%
4.20万人以上50万人未満	4	5.1%
5.50万人以上100万人未満	1	1.3%
6.100万人以上	1	1.3%



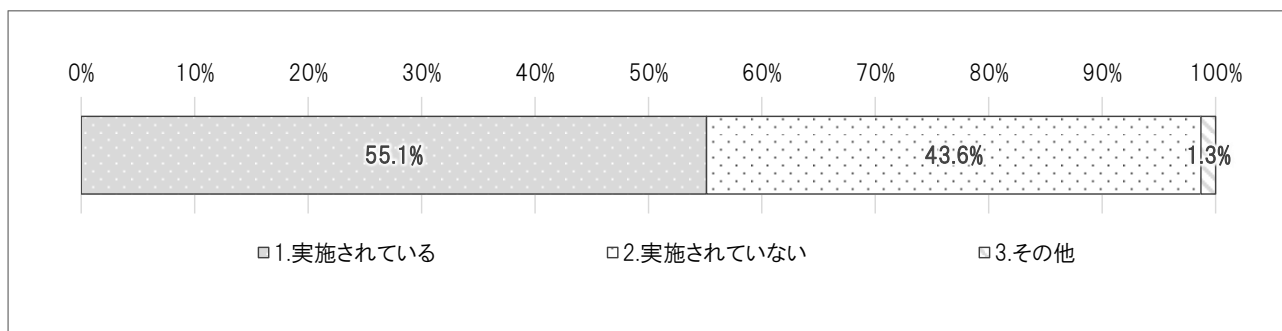
2. 市町村内における住民互助による移動支援サービスの実施状況

問1. 貴市町村内では住民互助による移動支援サービスが実施されていますか。

(単一回答) (回答者数=78)

市町村内での住民互助による移動支援サービスの実施状況は、「1. 実施されている」が5割を超える。

	回答数	%
1.実施されている	43	55.1%
2.実施されていない	34	43.6%
3.その他	1	1.3%



【3.その他】(1)

- ・ 試験運行を予定。

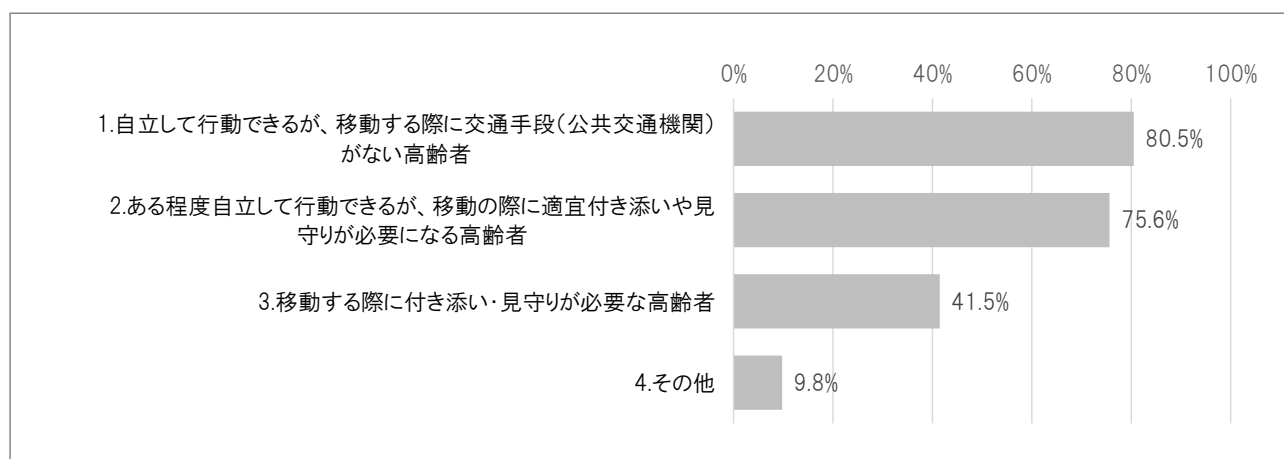
<※問 1 で「1.実施されている」を選択した方に伺います。>

問 1-1. どのような高齢者を対象に住民互助による移動支援サービスが実施されていますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=41)

住民互助による移動支援サービスの対象者は、「1. 自立して行動できるが、移動する際に交通手段がない高齢者(80.5%)」が最も多く、「2. ある程度自立して行動できるが、移動の際に適宜付き添いや見守りが必要になる高齢者(75.6%)」、「3. 移動する際に付き添い・見守りが必要な高齢者(41.5%)」と続く。

	回答数	%
1.自立して行動できるが、移動する際に交通手段(公共交通機関)がない高齢者	33	80.5%
2.ある程度自立して行動できるが、移動の際に適宜付き添いや見守りが必要になる高齢者	31	75.6%
3.移動する際に付き添い・見守りが必要な高齢者	17	41.5%
4.その他	4	9.8%



【4.その他】(4)

- ・ 障がい者。
- ・ 住民主体の集いの場における利用者。
- ・ 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを受けたうえで、住民主体型生活支援訪問サービス(移動支援)を利用することになった人が対象。
- ・ 大麻地区：大麻地区に住所を有し、事前に登録された方(10名程度)。
- ・ 羽原地区：羽原自治会及びその介助者。

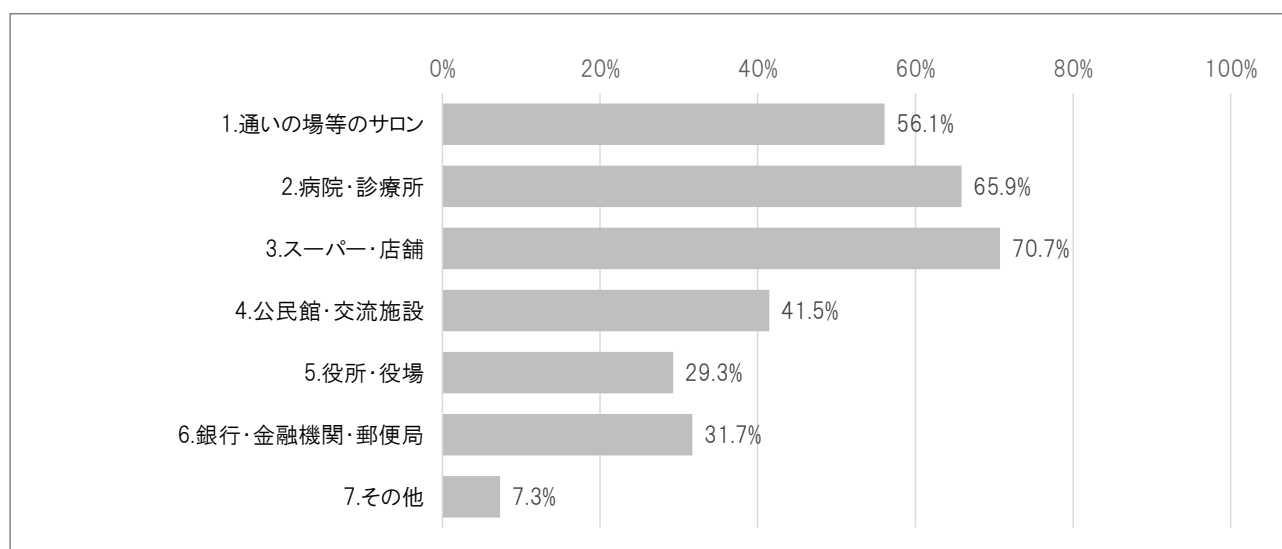
<※問 1 で「1.実施されている」を選択した方に伺います。>

問 1-2. 高齢者を対象とした住民互助による移動支援サービスでは主にどのような場所への送迎が実施されていますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=41)

住民互助による移動支援サービスの送迎先は、「3. スーパー・店舗(70.7%)」が最も多く、「2. 病院・診療所(65.9%)」、「1. 通いの場等のサロン(56.1%)」と続く。

	回答数	%
1.通いの場等のサロン	23	56.1%
2.病院・診療所	27	65.9%
3.スーパー・店舗	29	70.7%
4.公民館・交流施設	17	41.5%
5.役所・役場	12	29.3%
6.銀行・金融機関・郵便局	13	31.7%
7.その他	3	7.3%



【7.その他】(3)

- ・ 駅(2)。
- ・ 入浴を目的とした通いの場。

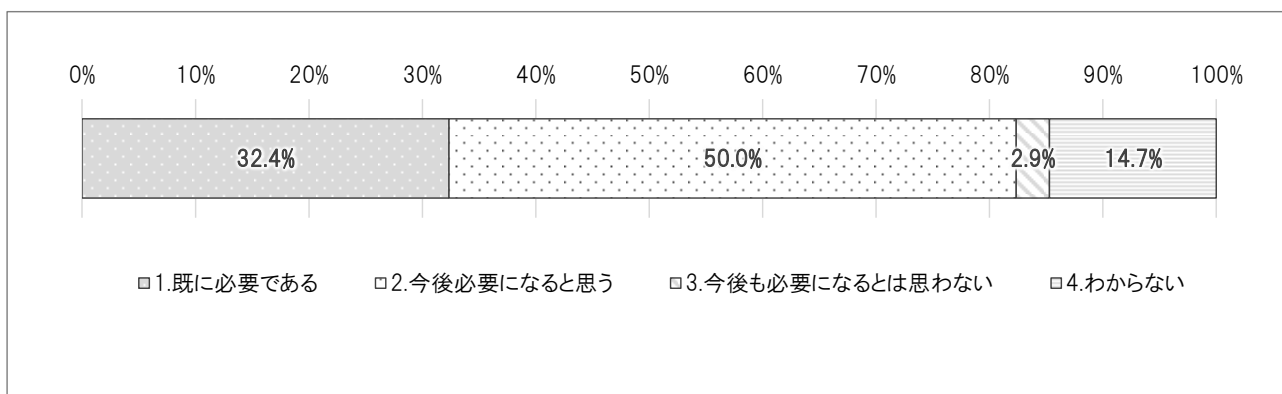
<※問 1 で「2.実施されていない」を選択した方に伺います。>

問 1-3. 高齢者の移動手段確保の 1 つの方法として住民互助による移動支援サービスがあげられますが、貴市町村内では必要になると思いますか。

(単一回答) (回答者数=34)

市町村内での住民互助による移動支援サービスの必要性は、「2. 今後必要になると思う」が 5 割である。

	回答数	%
1.既に必要である	11	32.4%
2.今後必要になると思う	17	50.0%
3.今後も必要になるとは思わない	1	2.9%
4.わからない	5	14.7%



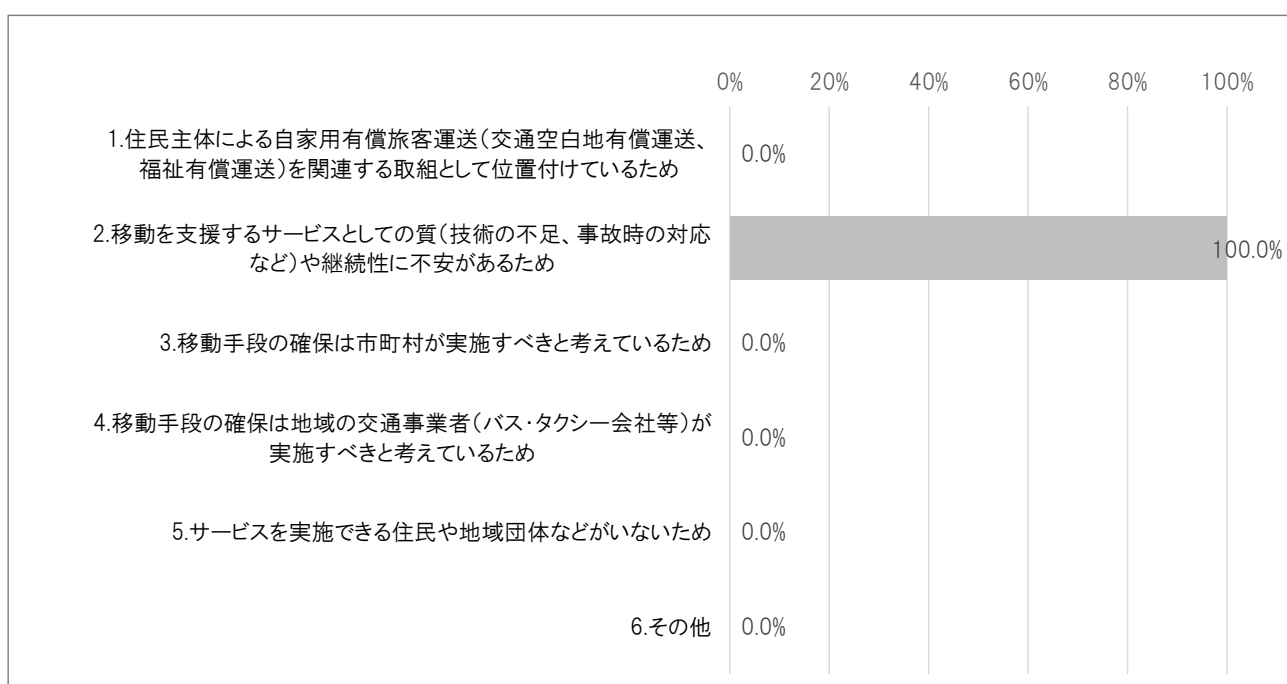
<※問 1-3 で「3.今後も必要になるとは思わない」を選択した方に伺います。>

問 1-3-1. 住民互助による移動支援サービスを貴市町村で必要だと思わない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=1)

住民互助による移動支援サービスについて必要だと思わない理由は、「2. 移動を支援するサービスとしての質や継続性に不安があるため」を選択している。

	回答数	%
1.住民主体による自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送、福祉有償運送)を関連する取組として位置付けているため	0	0.0%
2.移動を支援するサービスとしての質(技術の不足、事故時の対応など)や継続性に不安があるため	1	100.0%
3.移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	0	0.0%
4.移動手段の確保は地域の交通事業者(バス・タクシー会社等)が実施すべきと考えているため	0	0.0%
5.サービスを実施できる住民や地域団体などがないため	0	0.0%
6.その他	0	0.0%



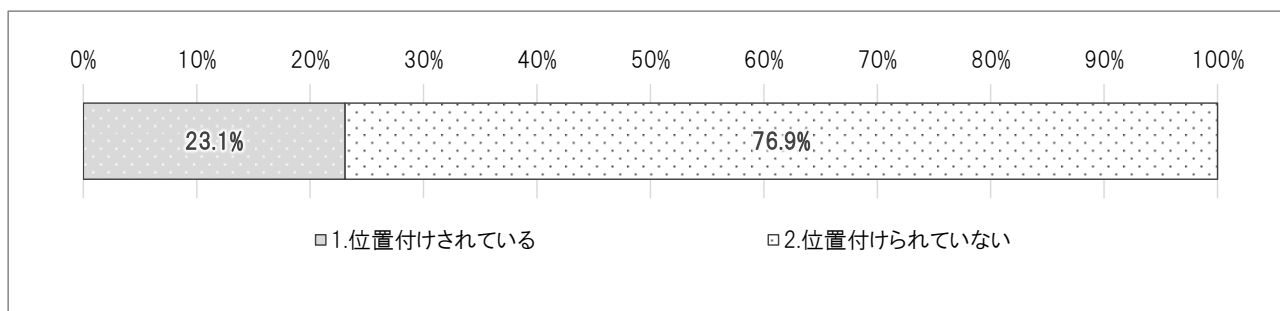
3. 市町村における住民互助による移動支援サービスの位置づけ

問2. 住民互助による移動支援サービスは、地域の移動手段を確保するための取組として、貴市町村の公共交通に関する計画（地域公共交通計画、地域公共交通網形成計画など）に位置付けられていますか。

（単一回答）（回答者数=78）

住民互助による移動支援サービスの公共交通に関する計画への位置づけの有無は、「2. 位置付けられていない」が7割を超える。

	回答数	%
1.位置付けされている	18	23.1%
2.位置付けられていない	60	76.9%



【1.位置付けされている(計画名)】(18)

・ 地域公共交通網形成計画(9)
・ 地域公共交通計画(5)
・ 地域公共交通総合連携計画
・ 地域公共交通再編計画
・ 総合交通戦略
・ 生活交通活性化計画

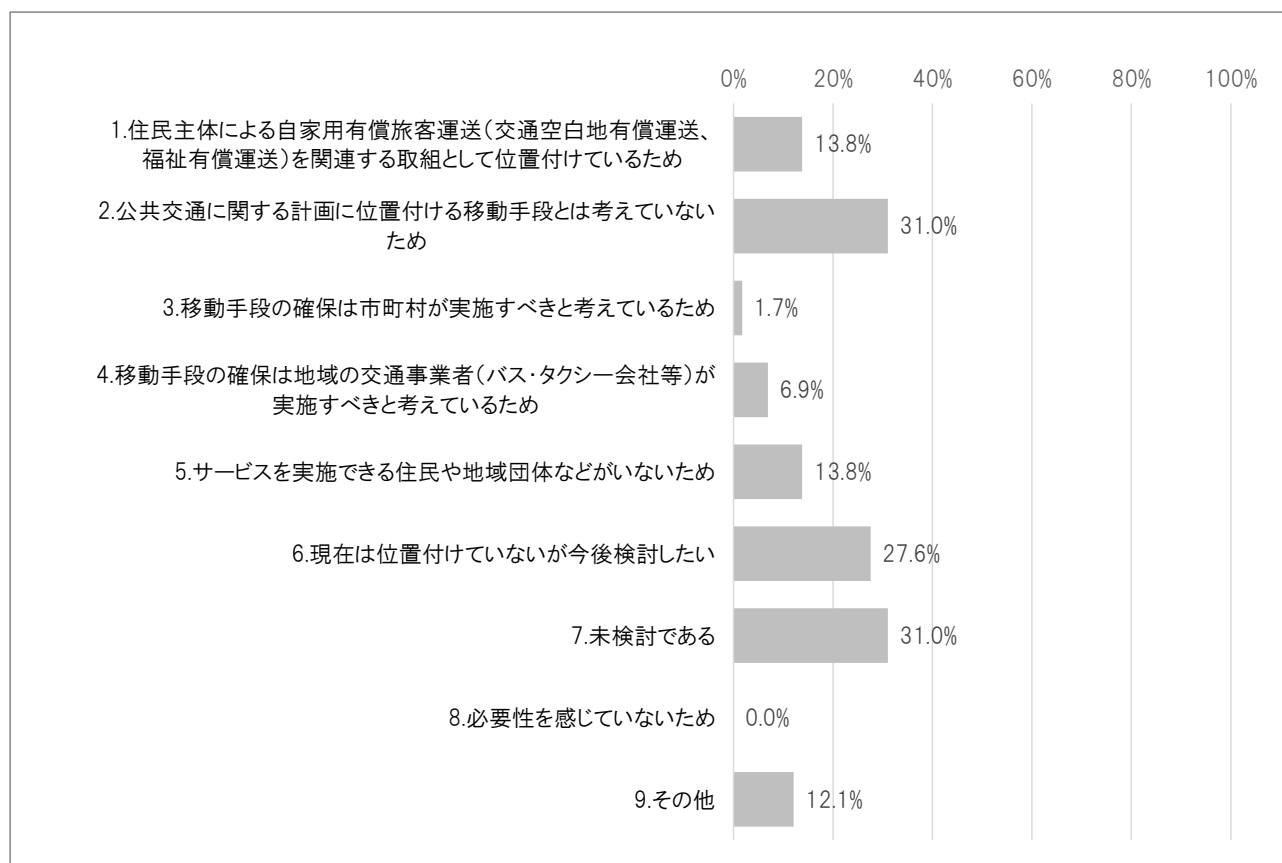
<※問2で「2.位置付けられていない」を選択した方に伺います。>

問2-1. 計画に住民互助による移動支援サービスが位置付けられていない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=58)

住民互助による移動支援サービスが計画に位置付けられていない理由は、「2.公共交通に関する計画に位置付ける移動手段とは考えていないため(31.0%)」、「7.未検討である(31.0%)」が最も多く、「6.現在は位置付けていないが今後検討したい(27.6%)」と続く。

	回答数	%
1.住民主体による自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送、福祉有償運送)を関連する取組として位置付けているため	8	13.8%
2.公共交通に関する計画に位置付ける移動手段とは考えていないため	18	31.0%
3.移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	1	1.7%
4.移動手段の確保は地域の交通事業者(バス・タクシー会社等)が実施すべきと考えているため	4	6.9%
5.サービスを実施できる住民や地域団体などがないため	8	13.8%
6.現在は位置付けていないが今後検討したい	16	27.6%
7.未検討である	18	31.0%
8.必要性を感じていないため	0	0.0%
9.その他	7	12.1%



【9.その他】(7)

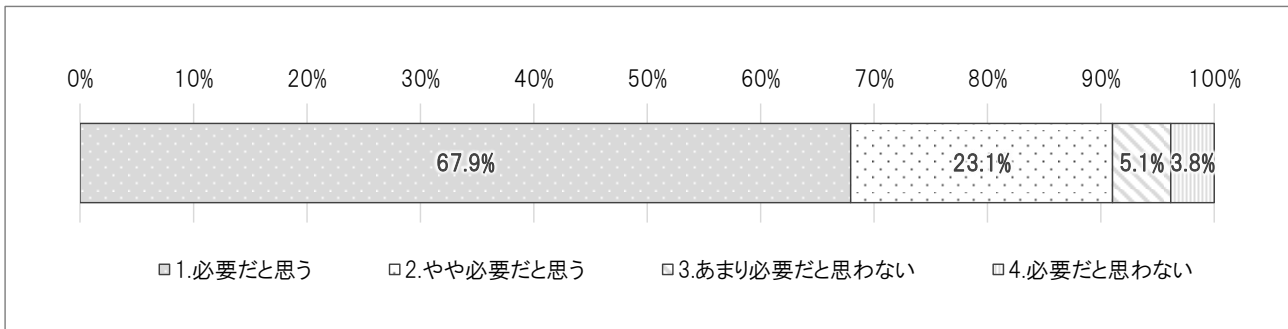
・ 計画未策定。
・ 本町に公共交通に関する計画がないため。
・ 本町には地域公共交通計画がない（作成中）。
・ 未定。
・ 実際に事業実施している住民組織もあるが、あくまでも住民の自主性を重んじていることから、計画に位置付けて事業の推進を住民に強いるのではなく、適宜住民と相談しながら事業を進めることとしているため。
・ 現状では福祉施策や地域まちづくり事業の分野を中心に取り組んでいる。
・ 移動支援が必要な地区へは、デマンドタクシーを試験運転するなどのサービスを町として検討しているため。

問 3. 地域で住民互助による移動支援サービスを実施する場合に、バスやタクシー等の公共交通との連携が必要になると思われますか。

(単一回答) (回答者数=78)

住民互助による移動支援サービスを実施する場合の公共交通との連携の必要性は、「1. 必要だと思う」が 67.9%と最も多く、「2. やや必要だと思う」が 23.1%、「3. あまり必要だと思わない」が 5.1%と続く。

	回答数	%
1.必要だと思う	53	67.9%
2.やや必要だと思う	18	23.1%
3.あまり必要だと思わない	4	5.1%
4.必要だと思わない	3	3.8%



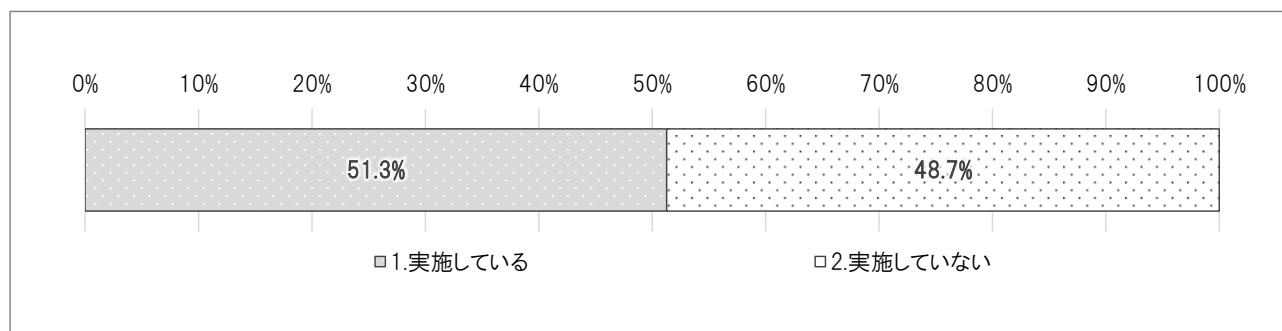
4. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々への市町村での支援状況

問 4. 貴市町村では、住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々を支援する取組を実施していますか。

(単一回答) (回答者数=78)

住民互助による移動支援サービスに取り組む団体等への支援の取組は、「1. 実施している」が5割である。

	回答数	%
1.実施している	40	51.3%
2.実施していない	38	48.7%



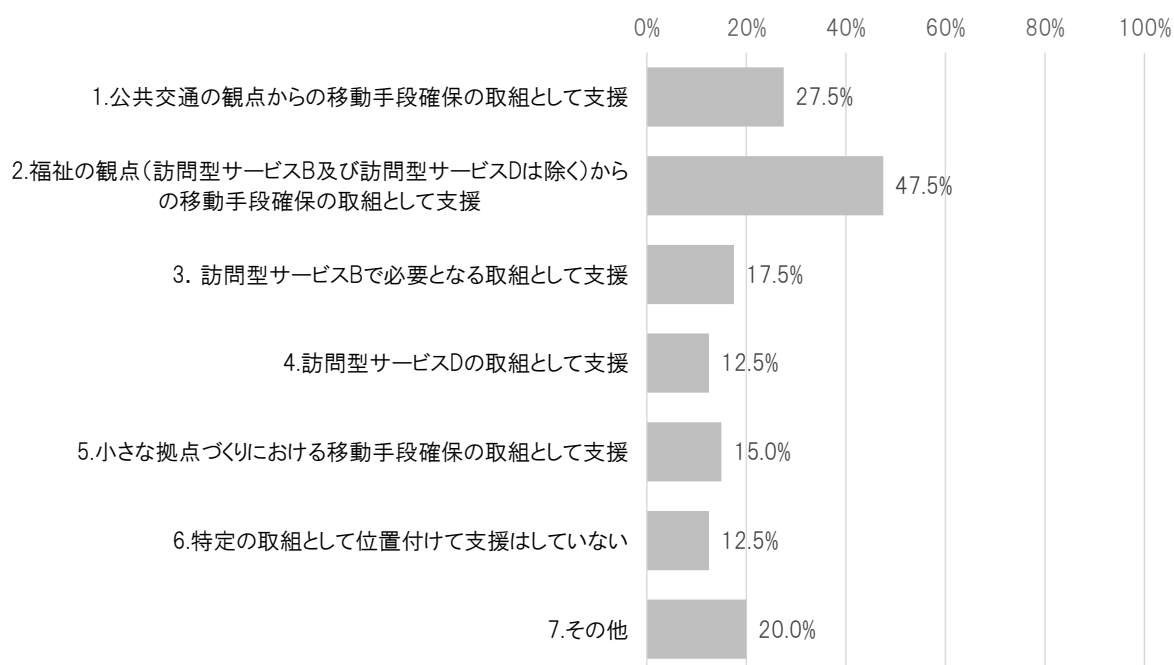
<※問4で「1.実施している」を選択した方に伺います。>

問4-1. どのような取組の一環として支援しているかを教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=40)

住民互助による移動支援サービスに取り組む団体等への支援の位置づけは、「2.福祉の観点からの移動手段確保の取組として支援(47.5%)」が最も多く、「1.公共交通の観点からの移動手段確保の取組として支援(27.5%)」、「7.その他(20.0%)」と続く。

	回答数	%
1.公共交通の観点からの移動手段確保の取組として支援	11	27.5%
2.福祉の観点(訪問型サービスB及び訪問型サービスDは除く)からの移動手段確保の取組として支援	19	47.5%
3.訪問型サービスBで必要となる取組として支援	7	17.5%
4.訪問型サービスDの取組として支援	5	12.5%
5.小さな拠点づくりにおける移動手段確保の取組として支援	6	15.0%
6.特定の取組として位置付けて支援はしていない	5	12.5%
7.その他	8	20.0%



【7.その他】(8)

- ・ 生活支援体制整備事業。
- ・ 生活支援体制整備事業で、地域の互助組織の立ち上げ支援等を行っている。
- ・ 介護保険事業の保健福祉事業(介護予防の取組み支援)として補助金制度を実施している。
- ・ 一般介護予防事業や保健福祉事業として、通いの場への移動支援を実施。
- ・ 介護予防の観点から通いの場・サロンなどへの高齢者の移動支援。
- ・ 住民主体の集いの場の利用者の送迎支援。
- ・ 住民と行政の協働による地域の活性化と特色ある地域づくりを目指し、市内の自治会・町内会やNPO・ボランティア団体などが行う社会貢献活動として支援している。(協働のまちづくり事業)
- ・ まちづくり団体が行う地域特有の課題解決の取組として支援。

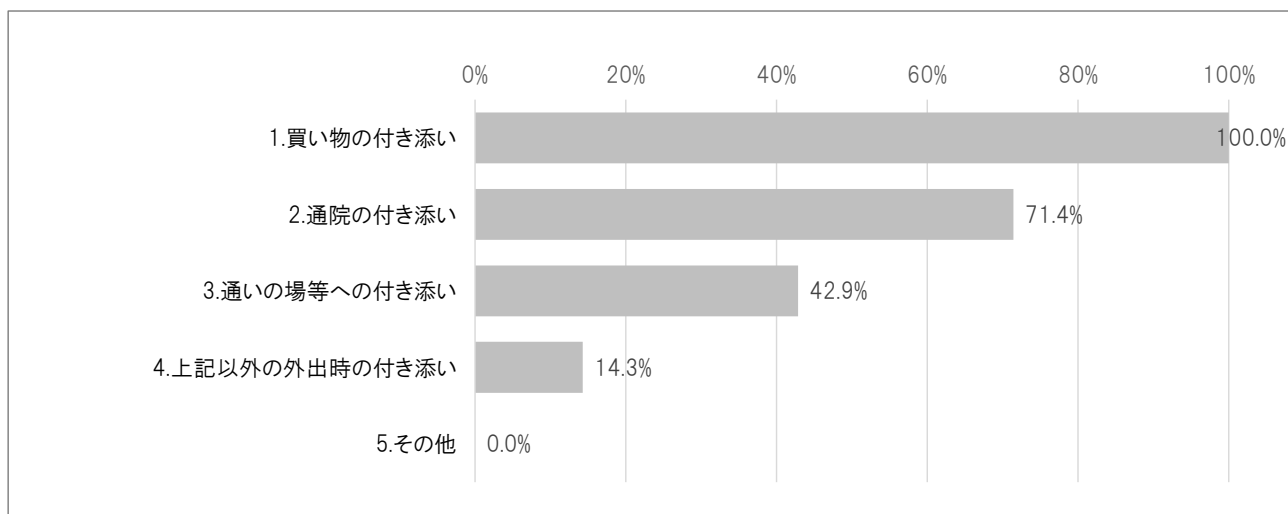
<※問 4-1 で「3. 訪問型サービス B で必要となる取組として支援」を選択した方に伺います。>

問 4-1-1. 訪問型サービス B で設定している、住民互助による移動支援サービスが必要になる生活援助のサービス内容を教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=7)

訪問型サービス B で設定している、住民互助による移動支援サービスが必要になる生活援助のサービス内容は、「1. 買い物の付き添い(100.0%)」が最も多く、「2. 通院の付き添い(71.4%)」、「3. 通いの場等への付き添い(42.9%)」と続く。

	回答数	%
1.買い物の付き添い	7	100.0%
2.通院の付き添い	5	71.4%
3.通いの場等への付き添い	3	42.9%
4.上記以外の外出時の付き添い	1	14.3%
5.その他	0	0.0%



【4. 上記以外の外出時の付き添い】 (1)

- ・ 神社

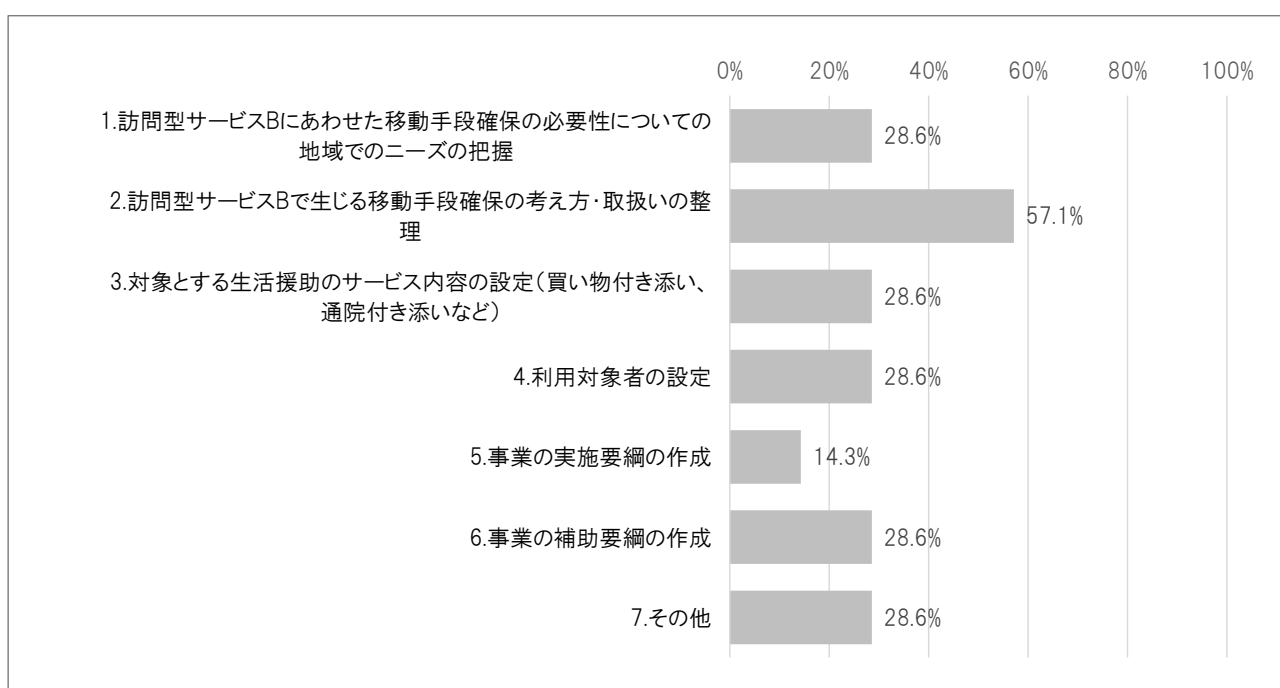
＜※問 4-1 で「3. 訪問型サービス B で必要となる取組として支援」を選択した方に伺います。＞

問 4-1-2. 訪問型サービス B で必要となる取組として、住民互助による移動支援サービスを支援するうえで課題になった点がありますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=7)

訪問型サービス B で必要となる取組として住民互助による移動支援サービスを支援する際の課題は、「2. 訪問型サービス B で生じる移動手段確保の考え方・取扱いの整理(57.1%)」が最も多い。

	回答数	%
1.訪問型サービスBにあわせた移動手段確保の必要性についての地域でのニーズの把握	2	28.6%
2.訪問型サービスBで生じる移動手段確保の考え方・取扱いの整理	4	57.1%
3.対象とする生活援助のサービス内容の設定(買い物付き添い、通院付き添いなど)	2	28.6%
4.利用対象者の設定	2	28.6%
5.事業の実施要綱の作成	1	14.3%
6.事業の補助要綱の作成	2	28.6%
7.その他	2	28.6%



【7.その他】(2)

- ・ 担い手不足
- ・ 担い手不足 (運転手)

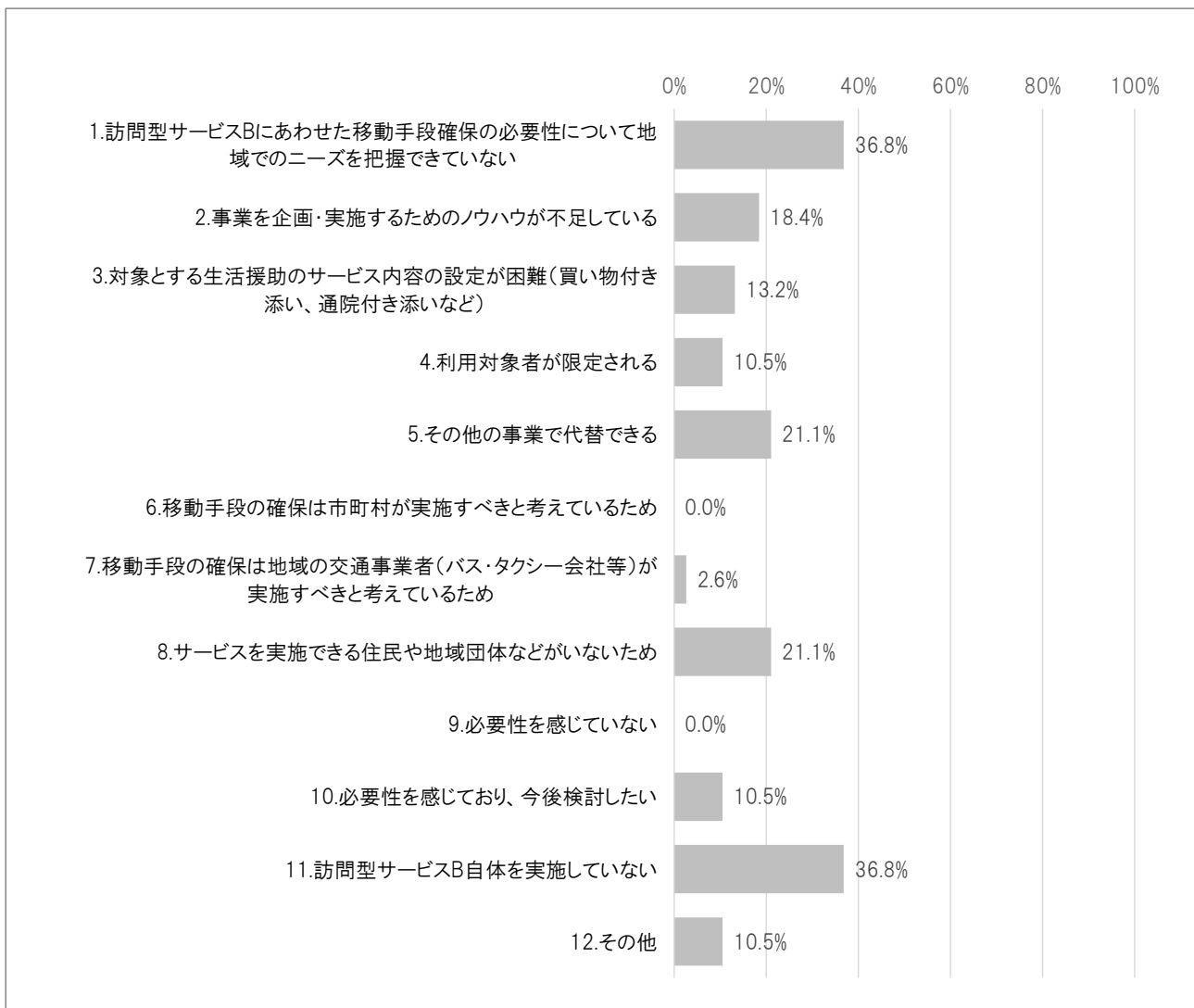
<※問 4-1 で「3. 訪問型サービス B で必要となる取組として支援」を選択しなかった方に伺います。>

問 4-2. 訪問型サービス B で必要となる取組として、住民互助による移動支援サービスの実施を支援していない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=33)

訪問型サービス B で必要となる取組として住民互助による移動支援サービスの実施を支援していない理由は、「1. 訪問型サービス B にあわせた移動手段確保の必要性について地域でのニーズを把握できていない(36.8%)」、「11. 訪問型サービス B 自体を実施していない(36.8%)」が最も多く、「5. その他の事業で代替できる(21.1%)」、「8. サービスを実施できる住民や地域団体などがいないため(21.1%)」と続く。

	回答数	%
1.訪問型サービスBにあわせた移動手段確保の必要性について地域でのニーズを把握できていない	14	36.8%
2.事業を企画・実施するためのノウハウが不足している	7	18.4%
3.対象とする生活援助のサービス内容の設定が困難(買い物付き添い、通院付き添いなど)	5	13.2%
4.利用対象者が限定される	4	10.5%
5.その他の事業で代替できる	8	21.1%
6.移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	0	0.0%
7.移動手段の確保は地域の交通事業者(バス・タクシー会社等)が実施すべきと考えているため	1	2.6%
8.サービスを実施できる住民や地域団体などがいないため	8	21.1%
9.必要性を感じていない	0	0.0%
10.必要性を感じており、今後検討したい	4	10.5%
11.訪問型サービスB自体を実施していない	14	36.8%
12.その他	4	10.5%



【12.その他】(4)

- ・ 移動支援サービスの実施を検討する団体からの要望として多いものが「移送に係る保険料や車両のリース費」であったため。
- ・ 住民主体の地域づくりの一環として実施されており、介護保険サービスとはそもそもの目的、考え方が異なる。
- ・ 一般介護予防事業取り組みとして住民主体による外出付き添い事業を実施。
- ・ 検討の予定なし。(上記の項目について検討等していないため、理由なし)

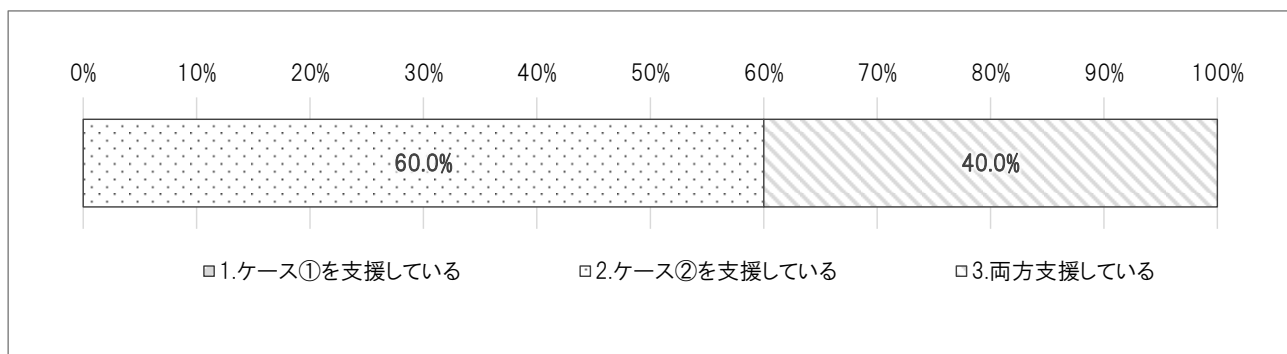
<※問 4-1 で「4.訪問型サービス D の取組として支援」を選択した方に伺います。>

問 4-3-1. 訪問型サービス D には、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援を行う「ケース①」と、通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎「ケース②」があります。貴市町村では、このうちのどのケースを支援していますか。

(単一回答) (回答者数=5)

訪問型サービス D の取組としての住民互助による移動支援サービスへの支援は、「2. ケース②を支援している」が 6 割である。

	回答数	%
1.ケース①を支援している	0	0.0%
2.ケース②を支援している	3	60.0%
3.両方支援している	2	40.0%



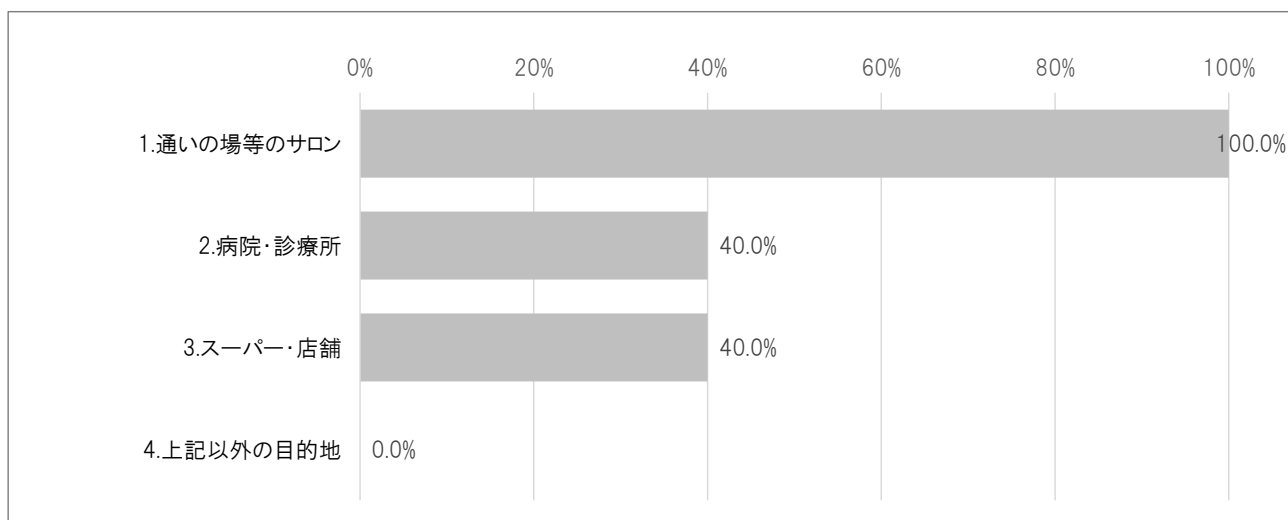
<※問 4-1 で「4.訪問型サービス D の取組として支援」を選択した方に伺います。>

問 4-3-2. 訪問型サービス D による送迎前後の付き添い支援や送迎はどのような目的地を対象に設定していますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=5)

訪問型サービス D による付き添い支援や送迎の目的地は、「1. 通いの場等のサロン(100.0%)」が最も多い。

	回答数	%
1.通いの場等のサロン	5	100.0%
2.病院・診療所	2	40.0%
3.スーパー・店舗	2	40.0%
4.上記以外の目的地	0	0.0%



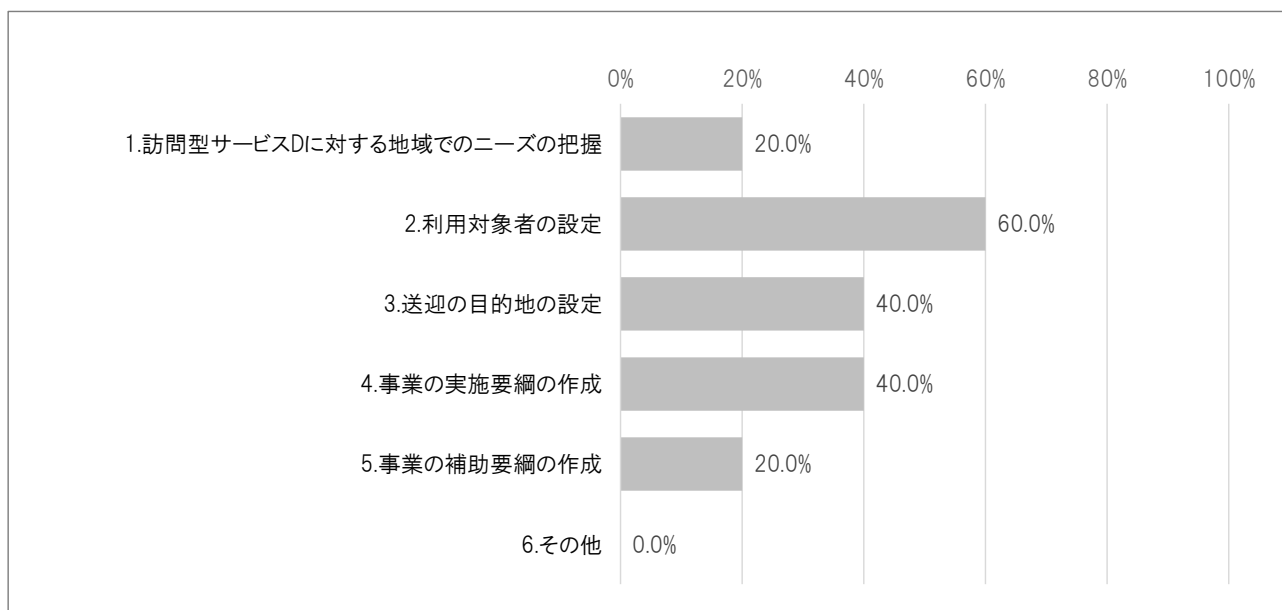
<※問 4-1 で「4.訪問型サービス D の取組として支援」を選択した方に伺います。>

問 4-3-3. 訪問型サービス D を実施するうえで課題になった点はありますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=5)

訪問型サービス D を実施するうえでの課題は、「2. 利用対象者の設定 (60.0%)」が最も多く、「3. 送迎の目的地の設定 (40.0%)」、「4. 事業の実施要綱の作成 (40.0%)」と続く。

	回答数	%
1.訪問型サービスDに対する地域でのニーズの把握	1	20.0%
2.利用対象者の設定	3	60.0%
3.送迎の目的地の設定	2	40.0%
4.事業の実施要綱の作成	2	40.0%
5.事業の補助要綱の作成	1	20.0%
6.その他	0	0.0%



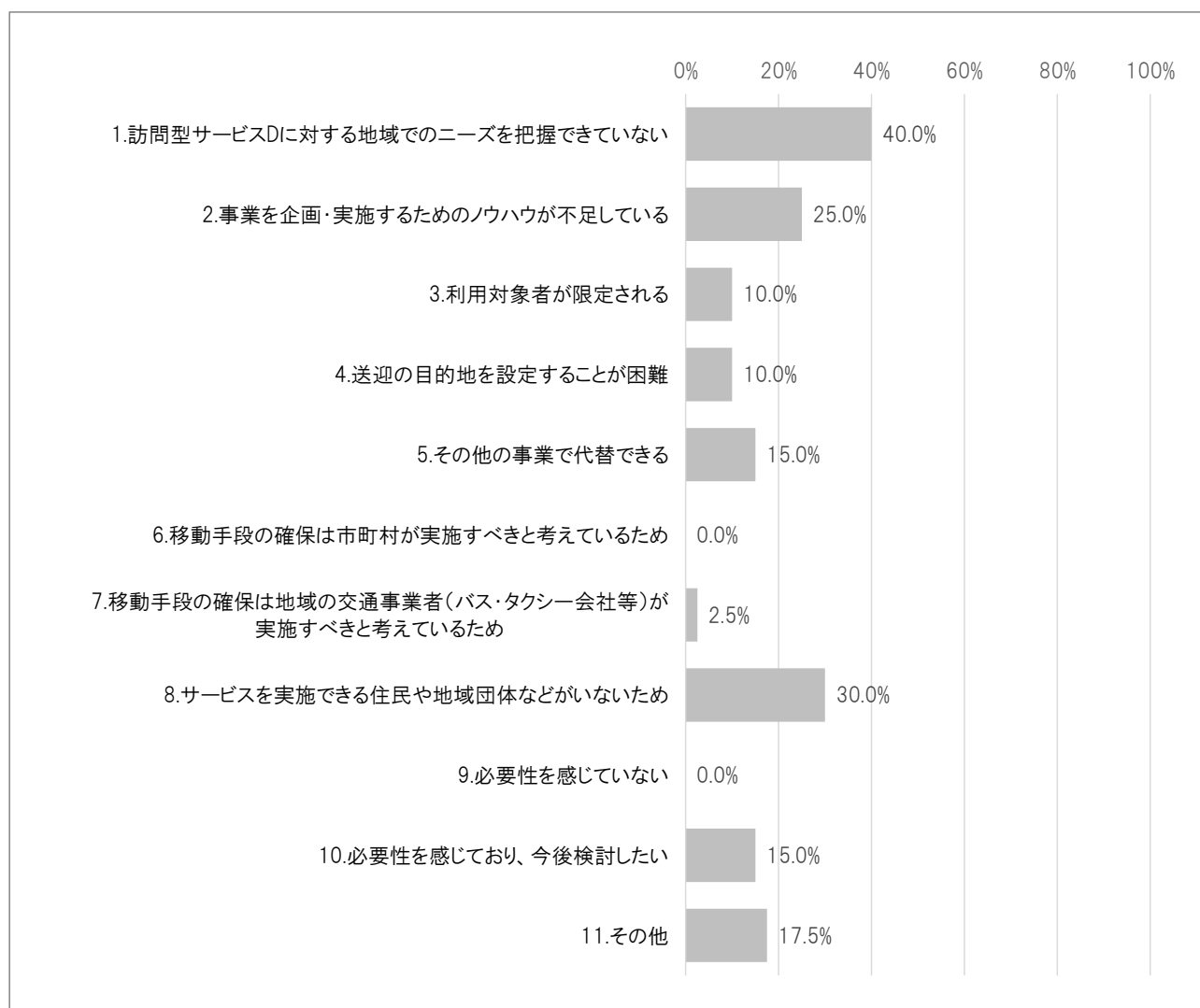
<※問 4-1 で「4.訪問型サービス D の取組として支援」を選択した方に伺います。>

問 4-4. 訪問型サービス D を実施していない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=35)

訪問型サービス D を実施していない理由は、「1. 訪問型サービス D に対する地域でのニーズを把握できていない(40.0%)」が最も多く、「8. サービスを実施できる住民や地域団体などがないため(30.0%)」、「2. 事業を企画・実施するためのノウハウが不足している(25.0%)」と続く。

	回答数	%
1.訪問型サービスDに対する地域でのニーズを把握できていない	16	40.0%
2.事業を企画・実施するためのノウハウが不足している	10	25.0%
3.利用対象者が限定される	4	10.0%
4.送迎の目的地を設定することが困難	4	10.0%
5.その他の事業で代替できる	6	15.0%
6.移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	0	0.0%
7.移動手段の確保は地域の交通事業者(バス・タクシー会社等)が実施すべきと考えているため	1	2.5%
8.サービスを実施できる住民や地域団体などがないため	12	30.0%
9.必要性を感じていない	0	0.0%
10.必要性を感じており、今後検討したい	6	15.0%
11.その他	7	17.5%



【11.その他】(7)

・ 現在モデル事業実施中。
・ 移送に係る直接経費の補助を行う場合、目的地が通いの場に限られニーズ（通院、買い物等）と合致しなかったため。
・ 住民主体の地域づくりの一環として実施されており、介護保険サービスとはそもそもの目的、考え方が異なる。
・ 訪問型サービス B の生活援助等と一体的に提供される送迎を実施しているため。
・ 訪問型サービス B をすでに実施しており、訪問型サービス D も行うことで補助金交付、制度設置等制度上の取り扱いが繁雑となることが考えられるため。
・ 検討の予定なし。（上記の項目について検討等していないため、理由なし）
・ 未定。

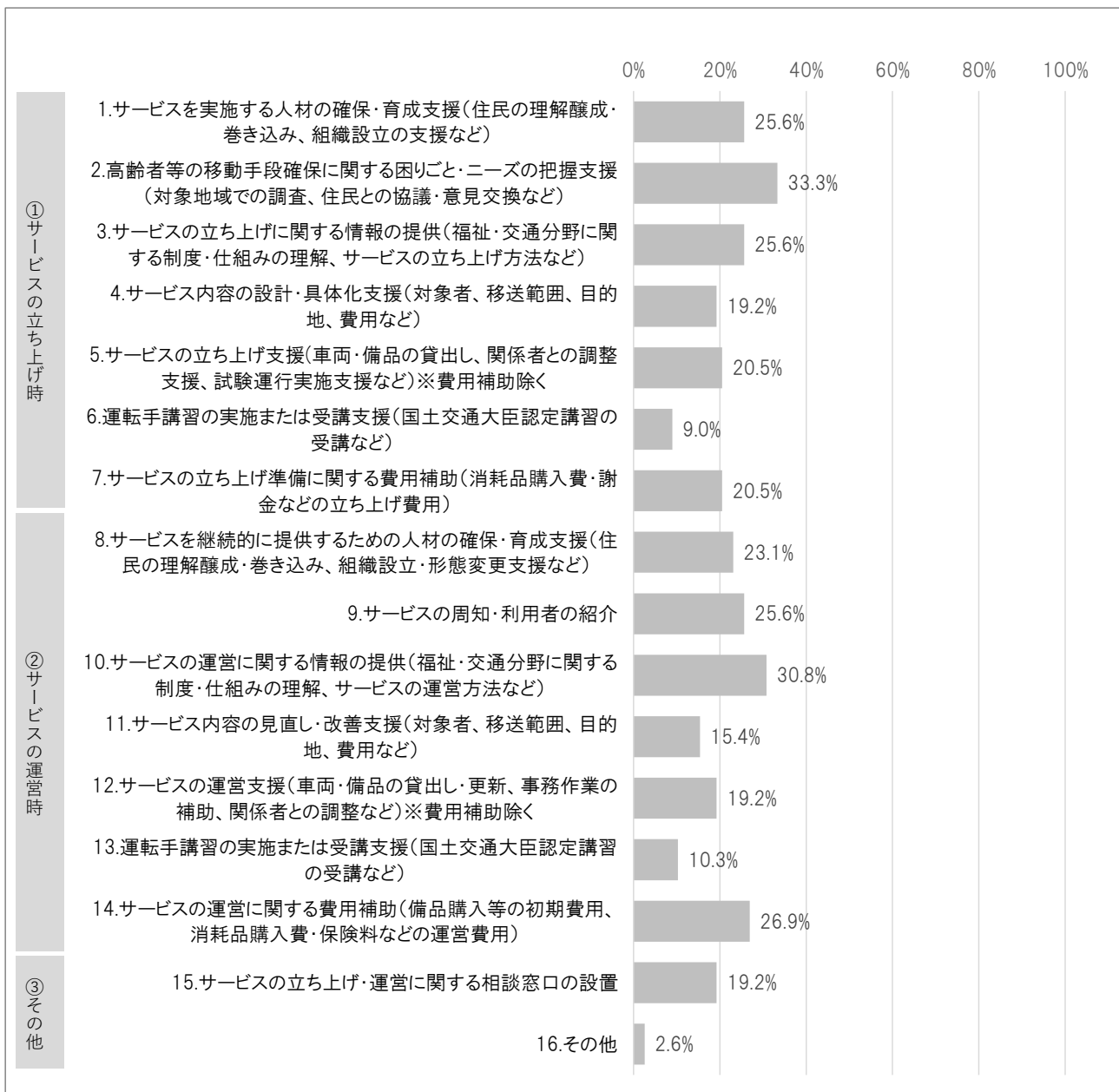
問 5. 地域の団体や人々が実施する住民互助による移動支援サービスの立ち上げ・運営への支援について、貴市町村で「(1)実施している取組」と「(2)今後実施・充実したい取組」を教えてください。(あてはまるもの全て選択)
(※問 4 で「2.実施していない」を選択した場合は「(2)今後実施・充実したい取組」のみ回答)

(複数回答) (回答者数=40)

(1)実施している取組

住民互助による移動支援サービスの立ち上げ・運営への支援として実施した取組は、「2. 高齢者等の移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握支援(33.3%)」が最も多く、「10. サービスの運営に関する情報の提供(30.8%)」、「14. サービスの運営に関する費用補助(26.9%)」と続く。

	回答数	%
①サービスの立ち上げ時		
1.サービスを実施する人材の確保・育成支援(住民の理解醸成・巻き込み、組織設立の支援など)	20	25.6%
2.高齢者等の移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握支援(対象地域での調査、住民との協議・意見交換など)	26	33.3%
3.サービスの立ち上げに関する情報の提供(福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの立ち上げ方法など)	20	25.6%
4.サービス内容の設計・具体化支援(対象者、移送範囲、目的地、費用など)	15	19.2%
5.サービスの立ち上げ支援(車両・備品の貸出し、関係者との調整支援、試験運行実施支援など)※費用補助除く	16	20.5%
6.運転手講習の実施または受講支援(国土交通大臣認定講習の受講など)	7	9.0%
7.サービスの立ち上げ準備に関する費用補助(消耗品購入費・謝金などの立ち上げ費用)	16	20.5%
②サービスの運営時		
8.サービスを継続的に提供するための人材の確保・育成支援(住民の理解醸成・巻き込み、組織設立・形態変更支援など)	18	23.1%
9.サービスの周知・利用者の紹介	20	25.6%
10.サービスの運営に関する情報の提供(福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの運営方法など)	24	30.8%
11.サービス内容の見直し・改善支援(対象者、移送範囲、目的地、費用など)	12	15.4%
12.サービスの運営支援(車両・備品の貸出し・更新、事務作業の補助、関係者との調整など)※費用補助除く	15	19.2%
13.運転手講習の実施または受講支援(国土交通大臣認定講習の受講など)	8	10.3%
14.サービスの運営に関する費用補助(備品購入等の初期費用、消耗品購入費・保険料などの運営費用)	21	26.9%
③その他		
15.サービスの立ち上げ・運営に関する相談窓口の設置	15	19.2%
16.その他	2	2.6%



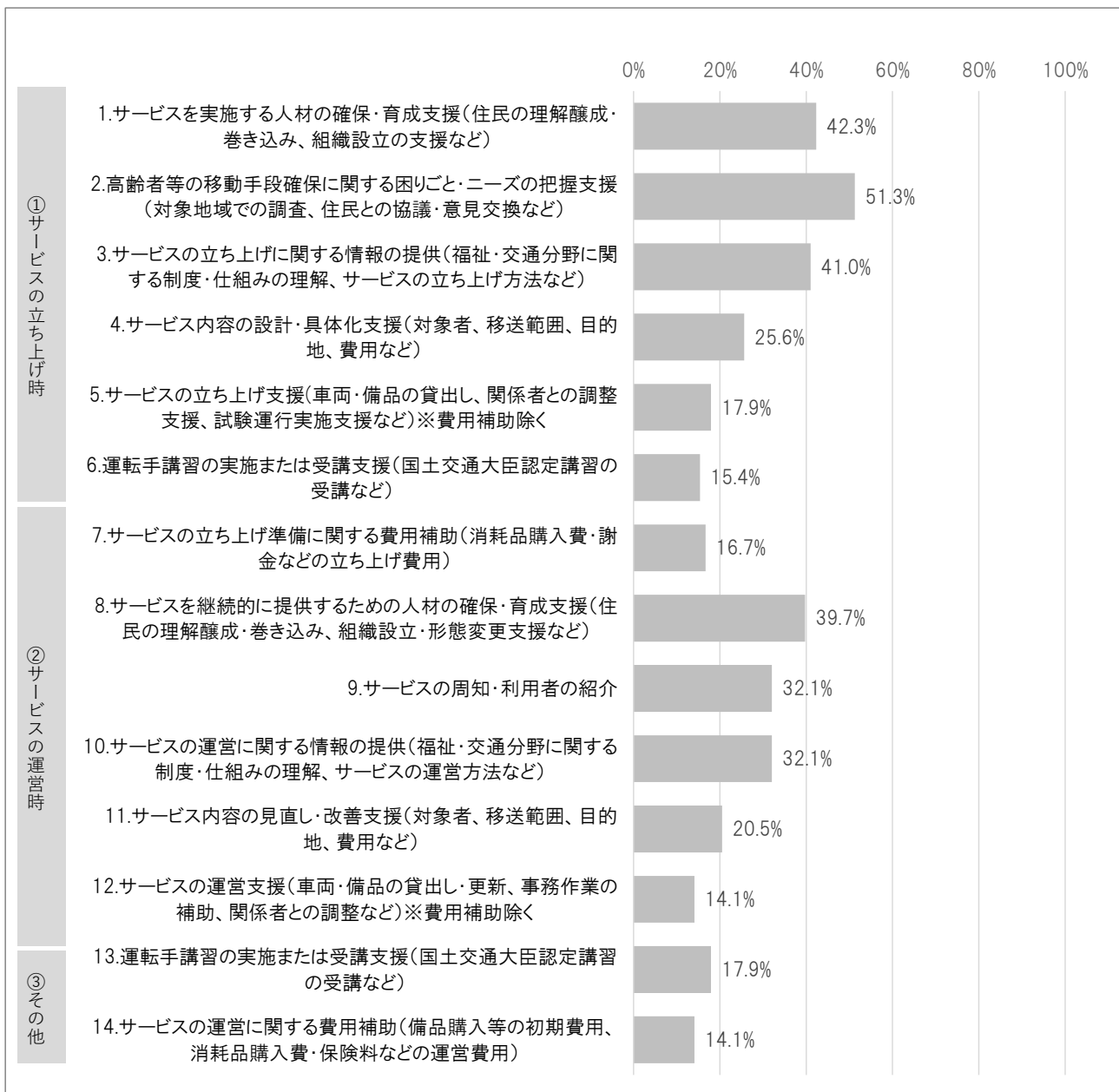
【16.その他】(2)

- ・ 地域の実施団体に支援事業を委託。地域には委託料として支払っている。
- ・ 社会福祉協議会と福祉部局、また交通部局が協同して相談に対応している。

(2)今後実施・充実したい取組

住民互助による移動支援サービスの立ち上げ・運営への支援として今後実施・充実したい取組は、「2. 高齢者等の移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握支援(51.3%)」が最も多く、「1. サービスを実施する人材の確保・育成支援(42.3%)」、「3. サービスの立ち上げに関する情報の提供(41.0%)」と続く。

	回答数	%
①サービスの立ち上げ時		
1.サービスを実施する人材の確保・育成支援(住民の理解醸成・巻き込み、組織設立の支援など)	33	42.3%
2.高齢者等の移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握支援(対象地域での調査、住民との協議・意見交換など)	40	51.3%
3.サービスの立ち上げに関する情報の提供(福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの立ち上げ方法など)	32	41.0%
4.サービス内容の設計・具体化支援(対象者、移送範囲、目的地、費用など)	20	25.6%
5.サービスの立ち上げ支援(車両・備品の貸出し、関係者との調整支援、試験運行実施支援など) ※費用補助除く	14	17.9%
6.運転手講習の実施または受講支援(国土交通大臣認定講習の受講など)	12	15.4%
7.サービスの立ち上げ準備に関する費用補助(消耗品購入費・謝金などの立ち上げ費用)	13	16.7%
②サービスの運営時		
8.サービスを継続的に提供するための人材の確保・育成支援(住民の理解醸成・巻き込み、組織設立・形態変更支援など)	31	39.7%
9.サービスの周知・利用者の紹介	25	32.1%
10.サービスの運営に関する情報の提供(福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの運営方法など)	25	32.1%
11.サービス内容の見直し・改善支援(対象者、移送範囲、目的地、費用など)	16	20.5%
12.サービスの運営支援(車両・備品の貸出し・更新、事務作業の補助、関係者との調整など)※費用補助除く	11	14.1%
13.運転手講習の実施または受講支援(国土交通大臣認定講習の受講など)	14	17.9%
14.サービスの運営に関する費用補助(備品購入等の初期費用、消耗品購入費・保険料などの運営費用)	11	14.1%
③その他		
15.サービスの立ち上げ・運営に関する相談窓口の設置	14	17.9%
16.その他	2	2.6%



【16.その他】(2)

- ・ 上記①及び②。(福祉部局回答)
- ・ 市内にバス、タクシー等事業者が充足していると認識しているので、住民互助による移動支援サービスに対する支援は考えていない。(交通部局回答)
- ・ 様々なニーズの掘り起こし、住民のリーダーの発掘や育成など。

＜※問 5(1)で「7.サービスの立ち上げ準備に関する費用補助」、「14.サービスの運営に関する費用補助」を選択した方に伺います。＞

問 5-1. 財源となっている予算名と所管名を教えてください。

(複数回答) (回答者数=23)

住民互助による移動支援サービスの立ち上げ準備・運営に関する費用補助の財源をみると、「一般財源」が最も多く、「国予算」、「都道府県予算」と続く。

【1.国予算】(10)

・ 地域支援事業交付金：厚生労働省(9)
・ 介護保険事業 地域支援事業：厚生労働省

【2.都道府県予算】(6)

・ 地域支援事業交付金
・ 地域支援事業 県補助金
・ 「小さな拠点づくり」モデル地区推進事業総合補助金：島根県中山間地域・離党振興課
・ 地域生活交通再構築実証事業補助金：島根県交通対策課
・ 岡山県介護予防市町村支援事業費補助金：岡山県長寿社会課(2)

【3.一般財源】(14)

・ 訪問型サービスD事業費補助金：高齢者福祉課
・ 負担金補助及び交付金・委託料：地域振興課、介護保険課
・ 生活支援体制整備事業費 負担金及び交付金：介護福祉課
・ 介護保険特会 地域支援事業費 一般介護予防事業費
・ 通所付添サポーター補助金
・ 生活バス交通等利用促進対策費、おでかけ支援事業の拡充に係る負担金
・ 新たな交通体系支援事業 企画費：企画課
・ 琴浦町助け合い交通支援事業：企画政策課
・ 地域自主組織活動支援交付金：企画課
・ まちづくり活性化交付金：企画課
・ 企画費公共交通対策費有償運送運営補助金：企画推進課
・ まちづくり定住課
・ 浅口市あさくち未来デッサン補助金：地域創造課
・ 協働のまちづくり事業補助金：協働推進課
・ 浜田市コミュニティワゴン運送支援事業実施要綱：地域活動支援課

【16.その他】(3)

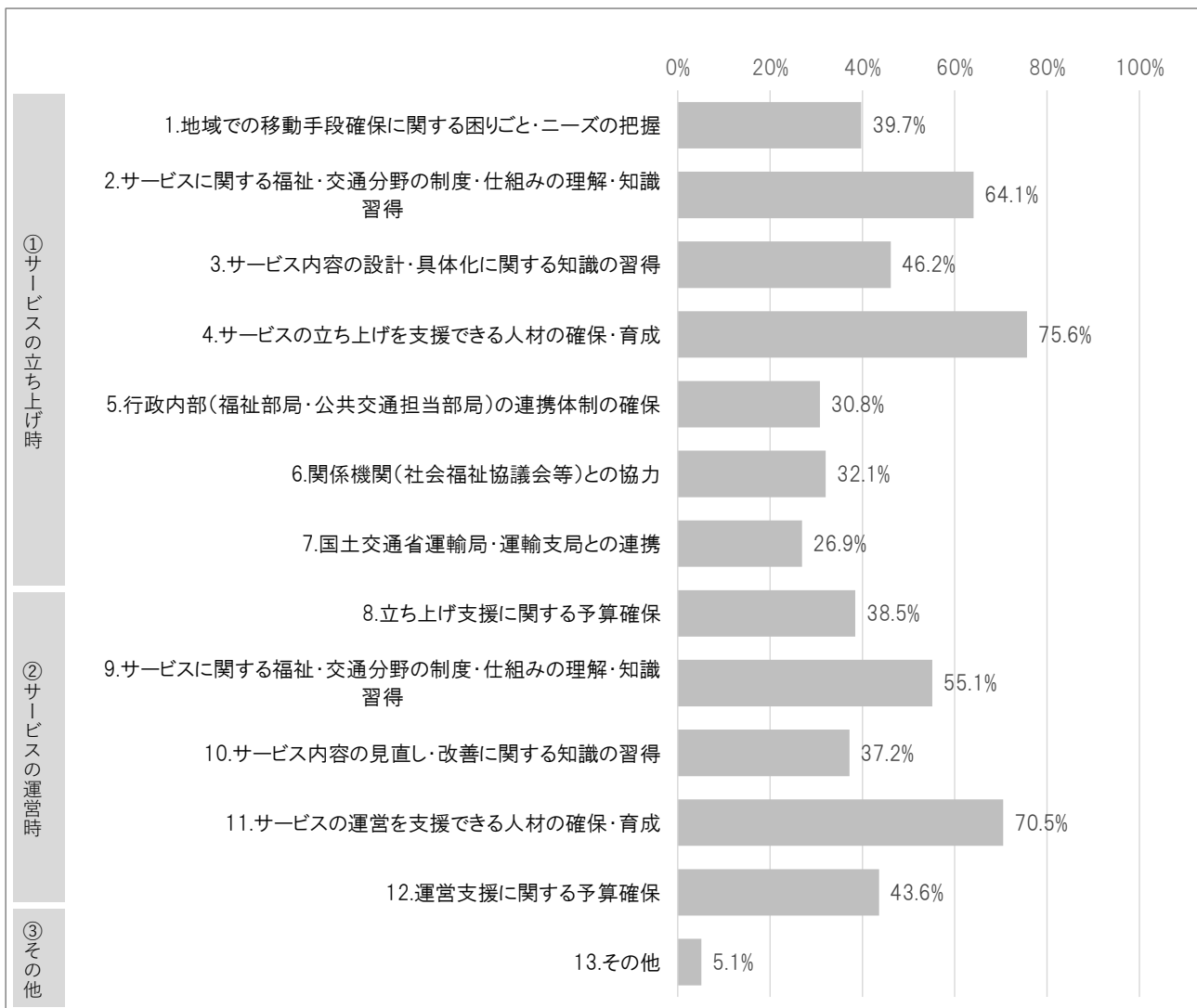
・ 特別会計 介護保険事業 (保健福祉事業)
・ 介護保険会計 地域支援事業費 (地域ミニデイサービス事業)
・ 介護保険事業特別会計 地域支援事業費 介護予防・生活支援サービス事業費

問 6. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々を支援する際の課題はありますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=78)

住民互助による移動支援サービスを行う団体等を支援する際の課題は、「4. サービスの立ち上げを支援できる人材の確保・育成(75.6%)」が最も多く、「11. サービスの運営を支援できる人材の確保・育成(70.5%)」、「2. サービスに関する福祉・交通分野の制度・仕組みの理解・知識習得(64.1%)」と続く。

	回答数	%
①サービスの立ち上げ時		
1.地域での移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握	31	39.7%
2.サービスに関する福祉・交通分野の制度・仕組みの理解・知識習得	50	64.1%
3.サービス内容の設計・具体化に関する知識の習得	36	46.2%
4.サービスの立ち上げを支援できる人材の確保・育成	59	75.6%
5.行政内部(福祉部局・公共交通担当部局)の連携体制の確保	24	30.8%
6.関係機関(社会福祉協議会等)との協力	25	32.1%
7.国土交通省運輸局・運輸支局との連携	21	26.9%
8.立ち上げ支援に関する予算確保	30	38.5%
②サービスの運営時		
9.サービスに関する福祉・交通分野の制度・仕組みの理解・知識習得	43	55.1%
10.サービス内容の見直し・改善に関する知識の習得	29	37.2%
11.サービスの運営を支援できる人材の確保・育成	55	70.5%
12.運営支援に関する予算確保	34	43.6%
③その他		
13.その他	4	5.1%



【13.その他】(4)

・ 既存交通事業者の理解
・ 町内外の交通事業者の理解及び調整
・ 住民互助による移動支援サービスと、既存の公共交通(バス・タクシー)の競合(交通部局回答)
・ 住民互助による移動支援サービスの継続性と安全性の担保(交通部局回答)
・ 担い手不足

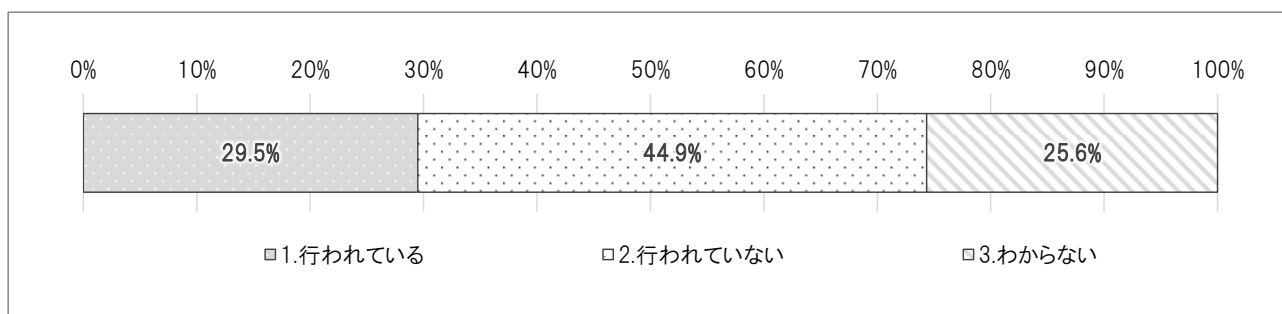
5. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々への関係団体等による支援状況

問 7. 貴市町村内では、住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々に対し、貴市町村以外の者による支援は行われていますか。

(単一回答) (回答者数=78)

住民互助による移動支援サービスを行う団体等に対する市町村以外の者による支援は、「2. 行われていない」が4割を超える。

	回答数	%
1.行われている	23	29.5%
2.行われていない	35	44.9%
3.わからない	20	25.6%



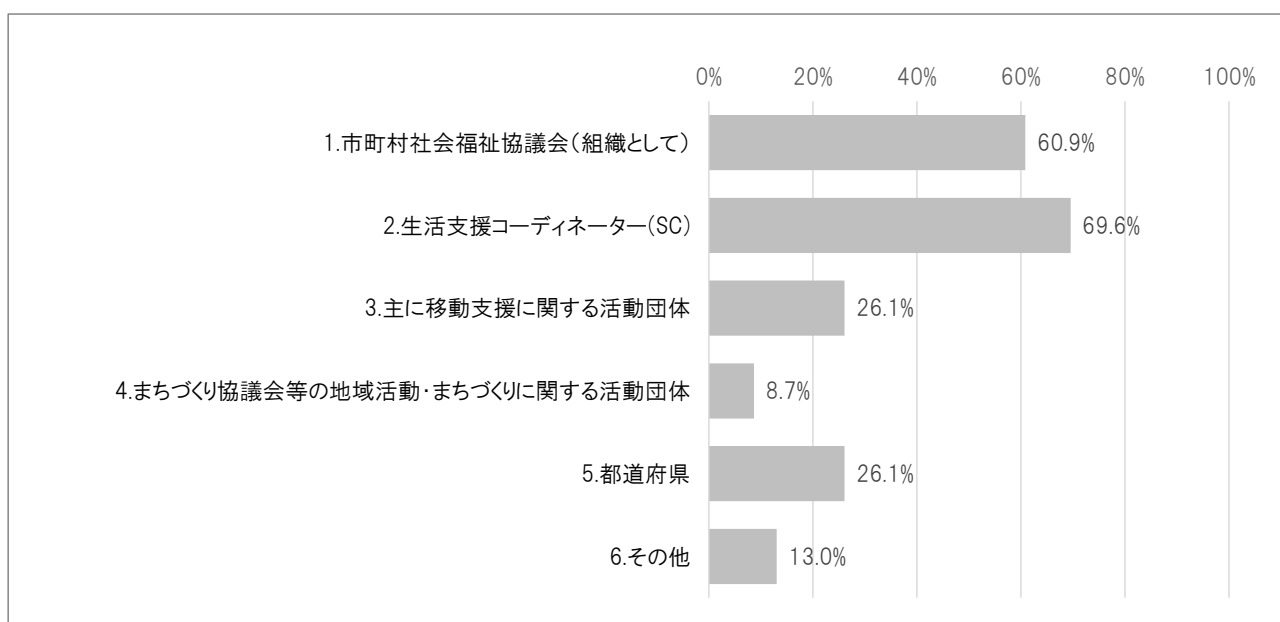
<※問7で「1.行われている」を選択した方に伺います。>

問7-1. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々に対し、どのような団体等が支援にあたっていますか。ご存知の範囲でお答えください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=23)

市町村以外で支援を行っている団体等は、「2.生活支援コーディネーター(69.6%)」が最も多く、「1.市町村社会福祉協議会(60.9%)」、「3.主に移動支援に関する活動団体(26.1%)」、「5.都道府県(26.1%)」と続く。

	回答数	%
1.市町村社会福祉協議会(組織として)	14	60.9%
2.生活支援コーディネーター(SC)	16	69.6%
3.主に移動支援に関する活動団体	6	26.1%
4.まちづくり協議会等の地域活動・まちづくりに関する活動団体	2	8.7%
5.都道府県	6	26.1%
6.その他	3	13.0%



【6.その他】(3)

- ・ 日本財団、日本カーシェアリング協会
- ・ 社会福祉法人、NPO 法人、地域包括支援センター、地区社協
- ・ 国土交通省、民間事業者等 (自動車メーカーなど)

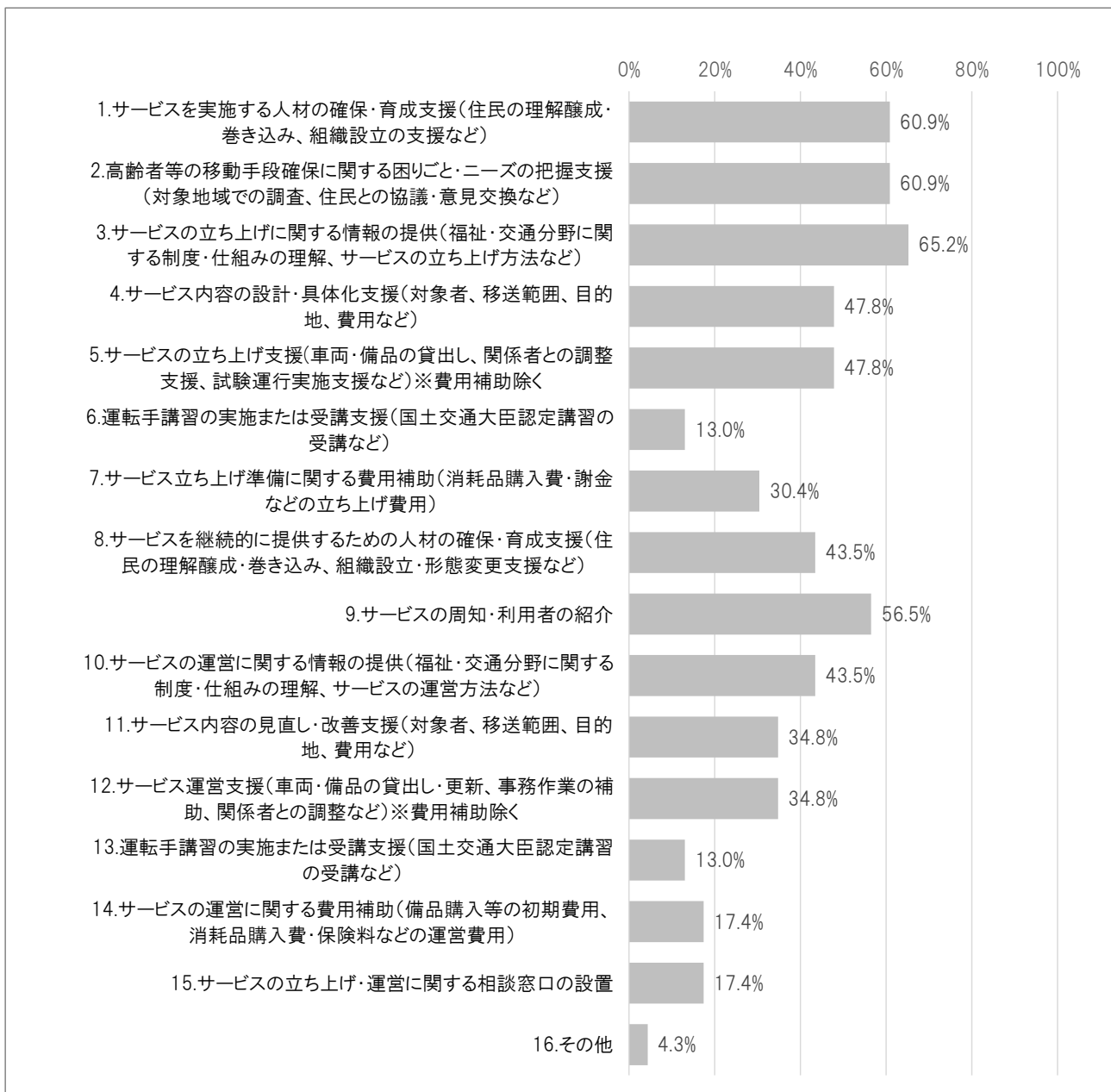
<※問 7 で「1.行われている」を選択した方に伺います。>

問 7-2. 上記団体等はどのような支援を担っていますか。ご存知の範囲でお答えください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=23)

市町村以外の団体等による支援は、「3. サービスの立ち上げに関する情報の提供(65.2%)」が最も多く、「1. サービスを実施する人材の確保・育成支援(60.9%)」、「2. 高齢者等の移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握支援(60.9%)」と続く。

	回答数	%
①サービスの立ち上げ時		
1. サービスを実施する人材の確保・育成支援(住民の理解醸成・巻き込み、組織設立の支援など)	14	60.9%
2. 高齢者等の移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握支援(対象地域での調査、住民との協議・意見交換など)	14	60.9%
3. サービスの立ち上げに関する情報の提供(福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの立ち上げ方法など)	15	65.2%
4. サービス内容の設計・具体化支援(対象者、移送範囲、目的地、費用など)	11	47.8%
5. サービスの立ち上げ支援(車両・備品の貸出し、関係者との調整支援、試験運行実施支援など) ※費用補助除く	11	47.8%
6. 運転手講習の実施または受講支援(国土交通大臣認定講習の受講など)	3	13.0%
7. サービス立ち上げ準備に関する費用補助(消耗品購入費・謝金などの立ち上げ費用)	7	30.4%
②サービスの運営時		
8. サービスを継続的に提供するための人材の確保・育成支援(住民の理解醸成・巻き込み、組織設立・形態変更支援など)	10	43.5%
9. サービスの周知・利用者の紹介	13	56.5%
10. サービスの運営に関する情報の提供(福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの運営方法など)	10	43.5%
11. サービス内容の見直し・改善支援(対象者、移送範囲、目的地、費用など)	8	34.8%
12. サービス運営支援(車両・備品の貸出し・更新、事務作業の補助、関係者との調整など)※費用補助除く	8	34.8%
13. 運転手講習の実施または受講支援(国土交通大臣認定講習の受講など)	3	13.0%
14. サービスの運営に関する費用補助(備品購入等の初期費用、消耗品購入費・保険料などの運営費用)	4	17.4%
③その他		
15. サービスの立ち上げ・運営に関する相談窓口の設置	4	17.4%
16. その他	1	4.3%



【16.その他】(1)

- ・ 公共交通協議会に社協の代表が入って協議に加わっている。

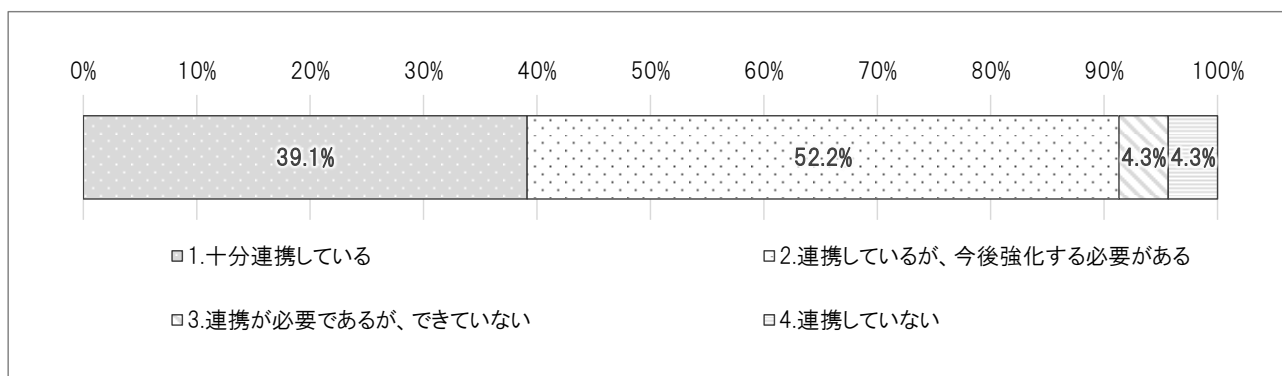
<※問 7 で「1.行われている」を選択した方に伺います。>

問 7-3. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組もうとする人々への支援にあたって、上記の問 7-1 の団体等と貴市町村は連携していますか。

(単一回答) (回答者数=23)

市町村と市町村以外で支援している団体の連携は、「2.連携しているが、今後強化する必要がある」が 52.2%と最も多く、「1.十分連携している」が 39.1%と続く。

	回答数	%
1.十分連携している	9	39.1%
2.連携しているが、今後強化する必要がある	12	52.2%
3.連携が必要であるが、できていない	1	4.3%
4.連携していない	1	4.3%



6. 市町村における高齢者の移動手段確保に関する庁内での検討体制

問 8. 公共交通に関する以下の各会議への福祉部局の参加状況を教えてください。

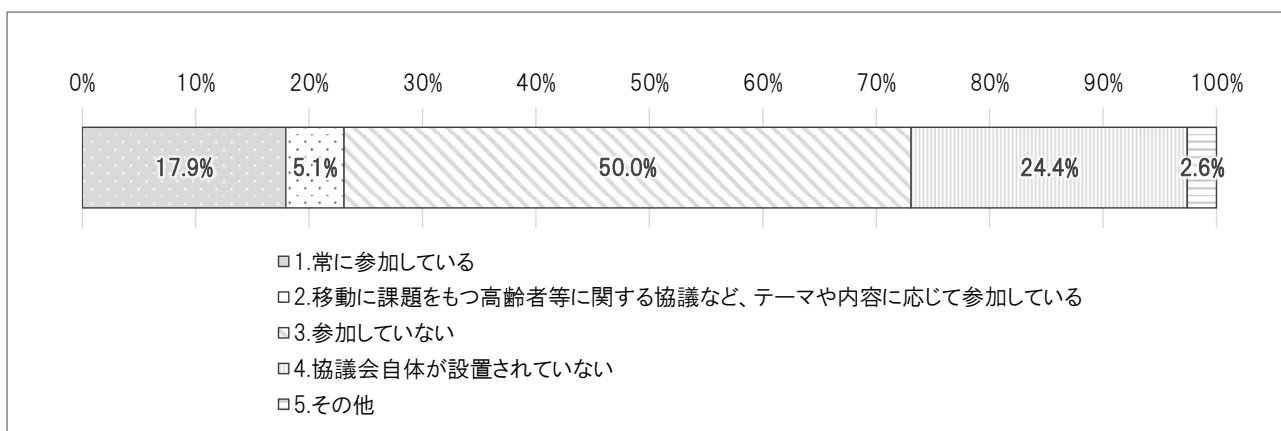
	根拠	協議事項
①法定協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例
②地域公共交通会議	道路運送法施行規則（第9条の3）	・乗合旅客運送の様態 ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 等
③運営協議会	道路運送法施行規則（第51条の8）	・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項

① 法定協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、バス・タクシー・鉄道など全ての交通を協議の対象とした協議会)への福祉部局の参加の有無を教えてください。

(単一回答) (回答者数=78)

福祉部局の法定協議会への参加状況は、「3. 参加していない」が 50.0%と最も多く、「4. 協議体自体が設置されていない」が 24.4%、「1. 常に参加している」が 17.9%と続く。

	回答数	%
1.常に参加している	14	17.9%
2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している	4	5.1%
3.参加していない	39	50.0%
4.協議会自体が設置されていない	19	24.4%
5.その他	2	2.6%



【5.その他】(2)

- ・ 福祉部局の職員の参加はないが、障害者福祉団体から参加を得ている。
- ・ 福祉部局ではないが、社会福祉協議会が常に参加している。

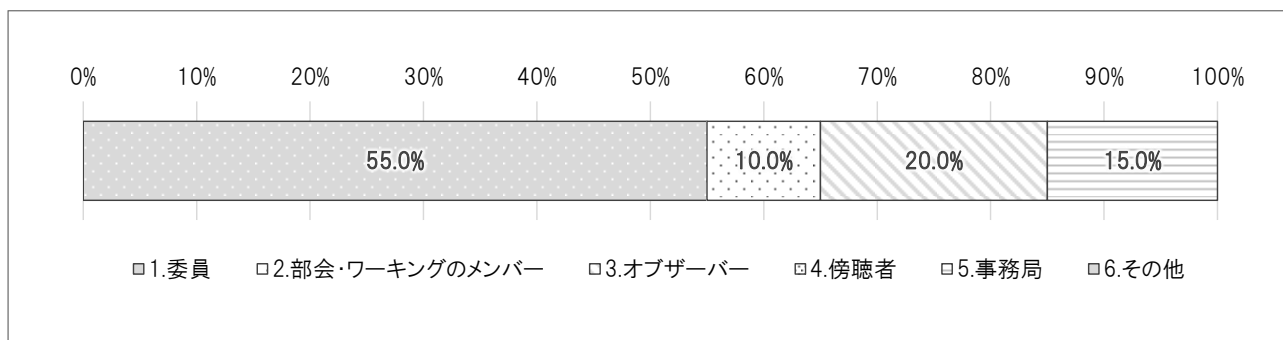
<※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

① -1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

(単一回答) (回答者数=20)

福祉部局が法定協議会に参加する際の立場は、「1. 委員」が 55.0%と最も多く、「3. オブザーバー」が 20.0%、「5. 事務局」が 15.0%と続く。

	回答数	%
1.委員	11	55.0%
2.部会・ワーキングのメンバー	2	10.0%
3.オブザーバー	4	20.0%
4.傍聴者	0	0.0%
5.事務局	3	15.0%
6.その他	0	0.0%



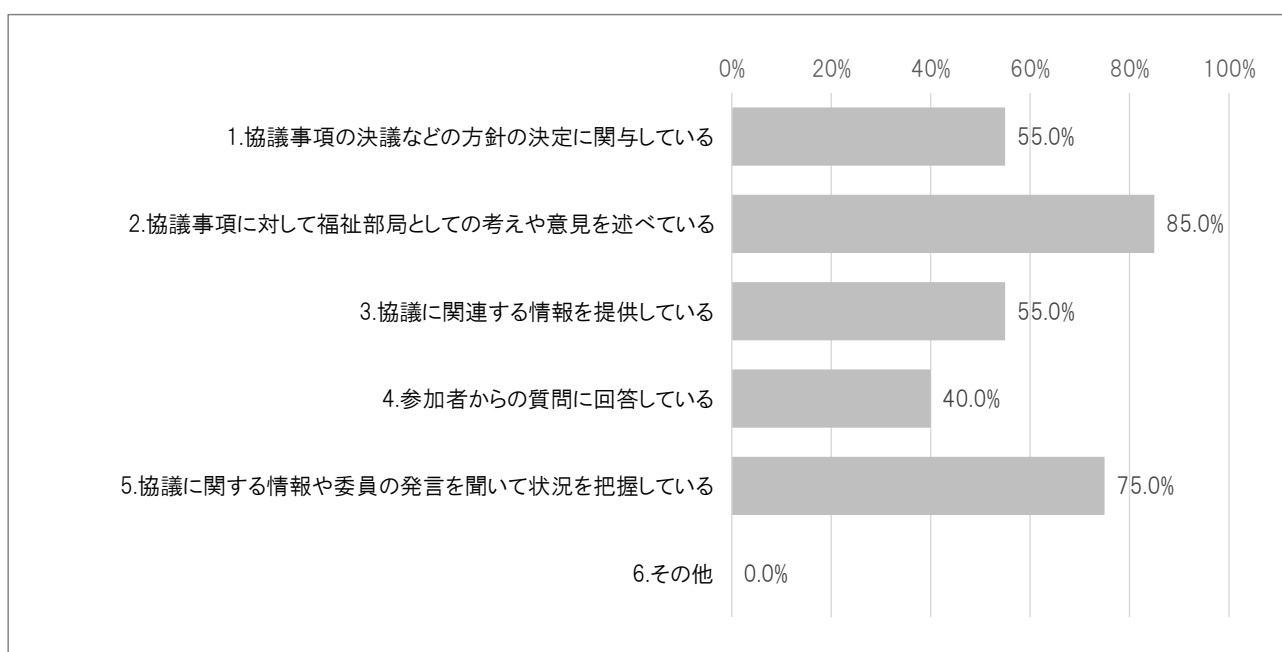
<※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

① -2 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=20)

福祉部局が法定協議会に参加する際の役割は、「2.協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている(85.0%)」が最も多く、「5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している(75.0%)」、「1.協議事項の決議などの方針の決定に関与している(55.0%)」、「3.協議に関連する情報を提供している(55.0%)」と続く。

	回答数	%
1.協議事項の決議などの方針の決定に関与している	11	55.0%
2.協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている	17	85.0%
3.協議に関連する情報を提供している	11	55.0%
4.参加者からの質問に回答している	8	40.0%
5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	15	75.0%
6.その他	0	0.0%

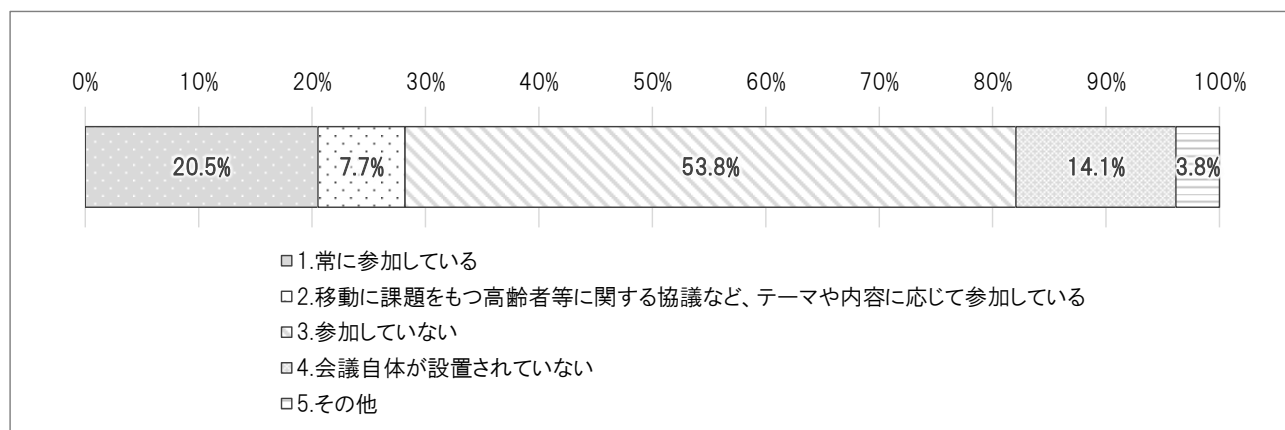


② 地域公共交通会議（道路運送法に基づき、乗合バスやタクシーなど旅客事業者運送事業等を協議の対象とした協議会）への福祉部局の参加の有無を教えてください。

（単一回答）（回答者数=78）

福祉部局の地域公共交通会議への参加状況は、「3. 参加していない」が 53.8%と最も多く、「1. 常に参加している」が 20.5%、「4. 会議自体が設置されていない」が 14.1%と続く。

	回答数	%
1.常に参加している	16	20.5%
2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している	6	7.7%
3.参加していない	42	53.8%
4.会議自体が設置されていない	11	14.1%
5.その他	3	3.8%



【5.その他】(3)

- ・ 本市の福祉部局ではないが、社会福祉協議会が参加している。
- ・ 福祉部局の職員の参加はないが、障害者福祉団体から参加を得ている。
- ・ 令和2年度まで市町村福祉輸送を市社会福祉協議会へ委託して実施していたため、主に登録更新時等に参加。令和3年度以降の参加の予定は現在のところなし。

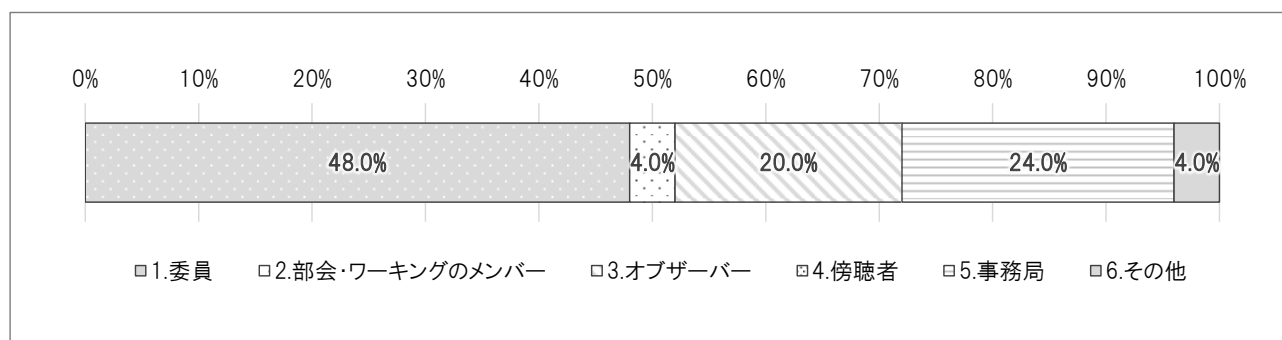
<※②で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

②-1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

(単一回答) (回答者数=25)

福祉部局が地域公共交通会議に参加する際の立場は、「1. 委員」が 48.0%と最も多く、「5. 事務局」が 24.0%、「3. オブザーバー」が 20.0%と続く。

	回答数	%
1.委員	12	48.0%
2.部会・ワーキングのメンバー	1	4.0%
3.オブザーバー	5	20.0%
4.傍聴者	0	0.0%
5.事務局	6	24.0%
6.その他	1	4.0%



【6.その他】(1)

- ・ 申請者及び事務局。(事業説明は委託先である社会福祉協議会が実施)

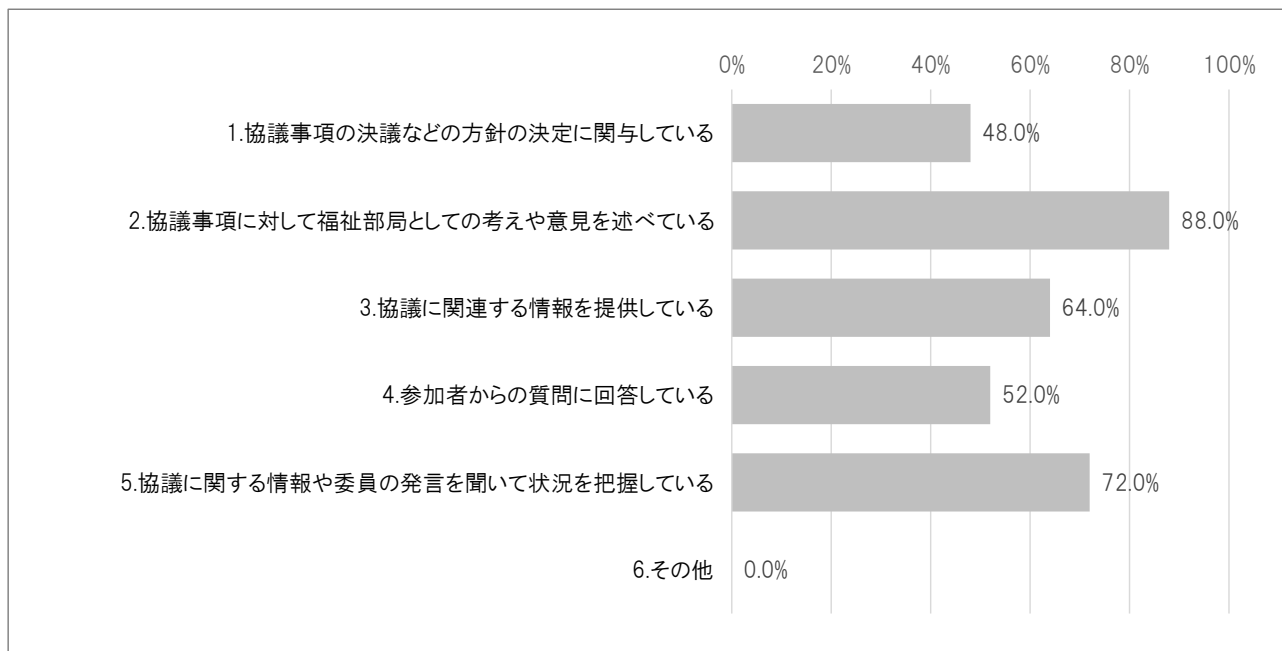
<※②で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

②-2. 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=25)

福祉部局が地域公共交通会議に参加する際の役割は、「2. 協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている(88.0%)」が最も多く、「5. 協議に対する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している(72.0%)」、「3. 協議に関連する情報を提供している(64.0%)」と続く。

	回答数	%
1.協議事項の決議などの方針の決定に関与している	12	48.0%
2.協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている	22	88.0%
3.協議に関連する情報を提供している	16	64.0%
4.参加者からの質問に回答している	13	52.0%
5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	18	72.0%
6.その他	0	0.0%

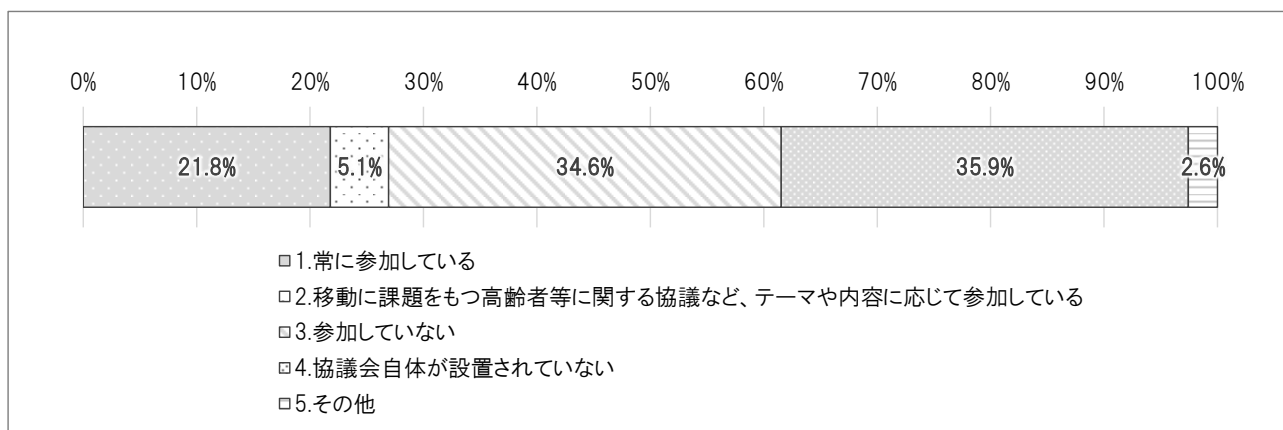


③ 運営協議会（道路運送法に基づき、自家用有償旅客運送を協議の対象とした協議会）への福祉部局の参加の有無を教えてください。

（単一回答）（回答者数=78）

福祉部局の運営協議会への参加状況は、「4. 協議会自体が設置されていない」が 35.9%と最も多く、「3. 参加していない」が 34.6%、「1. 常に参加している」が 21.8%と続く。

	回答数	%
1.常に参加している	17	21.8%
2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している	4	5.1%
3.参加していない	27	34.6%
4.協議会自体が設置されていない	28	35.9%
5.その他	2	2.6%



【5.その他】（2）

- ・ 福祉有償運送は福祉部局で所管しており、参加している。
- ・ 福祉部局の職員の参加はないが、障害者福祉団体から参加を得ている。

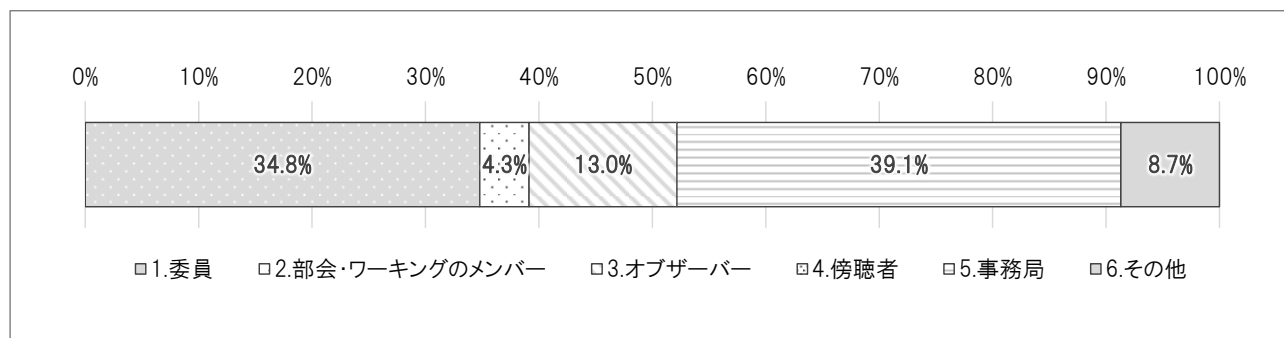
<※③で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

③-1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

(単一回答) (回答者数=23)

福祉部局が運営協議会に参加する際の立場は、「5.事務局」が39.1%と最も多く、「1.委員」が34.8%、「3.オブザーバー」が13.0%と続く。

	回答数	%
1.委員	8	34.8%
2.部会・ワーキングのメンバー	1	4.3%
3.オブザーバー	3	13.0%
4.傍聴者	0	0.0%
5.事務局	9	39.1%
6.その他	2	8.7%



【6.その他】(2)

- ・ 福祉有償運送の対象者であることの報告として出席。
- ・ 委員及び事務局。(福祉有償に限る)

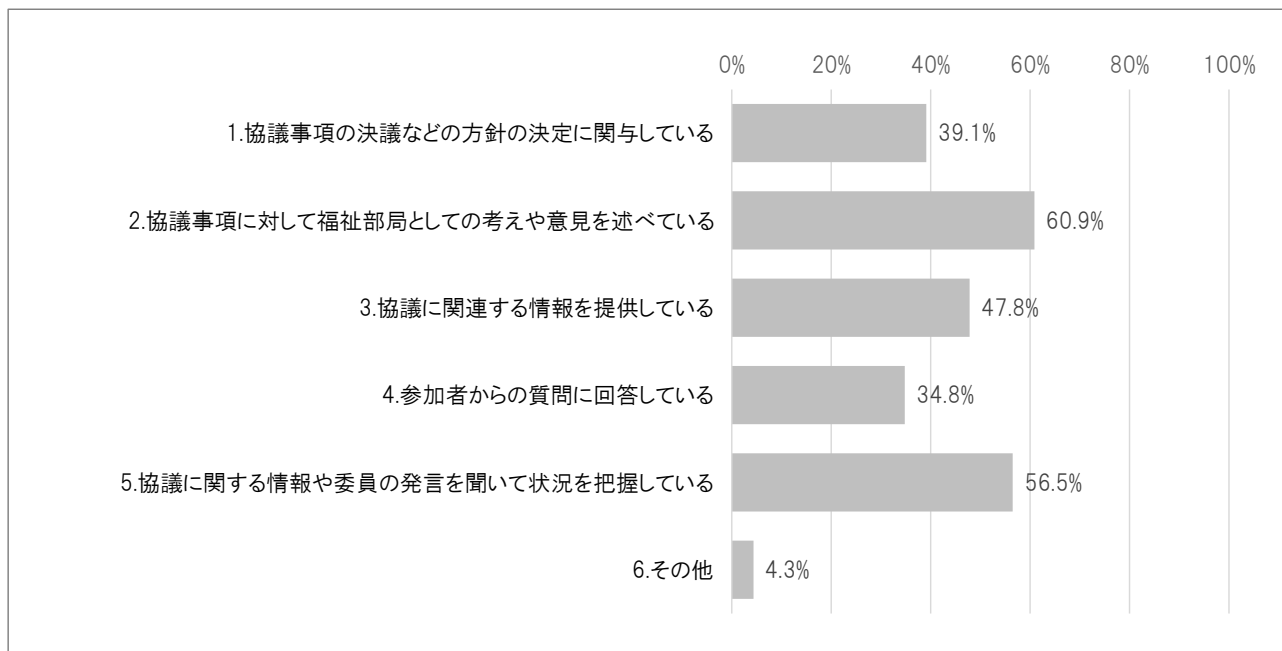
<※③で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

③-2. 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=23)

福祉部局が運営協議会に参加する際の役割は、「2.協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている(60.9%)」が最も多く、「5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している(56.5%)」、「3.協議に関連する情報を提供している(47.8%)」と続く。

	回答数	%
1.協議事項の決議などの方針の決定に関与している	9	39.1%
2.協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている	14	60.9%
3.協議に関連する情報を提供している	11	47.8%
4.参加者からの質問に回答している	8	34.8%
5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	13	56.5%
6.その他	1	4.3%



【6.その他】(1)

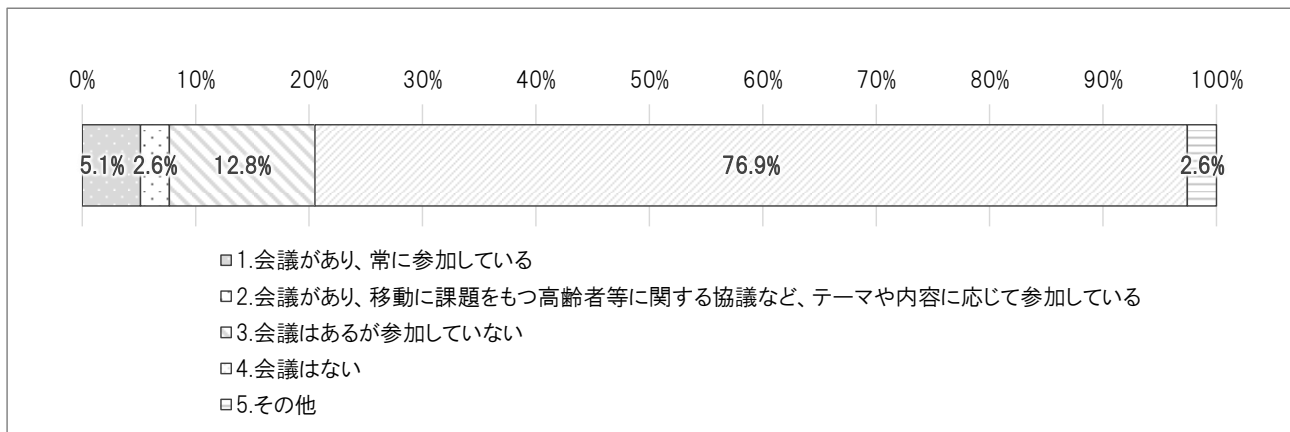
- ・ 通常委員への説明は福祉有償運送実施事業者より行っているが、コロナ禍においては書面開催も行っており、委員への持ち回り説明が必要な場合には福祉部局担当者が実施団体に代わり行っている。

④ 上記①～③以外の公共交通に関する会議への福祉部局の参加の有無を教えてください。

(単一回答) (回答者数=78)

福祉部局の法定協議会・地域公共交通会議・運営協議会以外での公共交通に関する会議の参加状況は、「4. 会議はない」が76.9%と最も多く、「3. 会議はあるが参加していない」が12.8%、「1. 会議があり、常に参加している」が5.1%と続く。

	回答数	%
1.会議があり、常に参加している	4	5.1%
2.会議があり、移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している	2	2.6%
3.会議はあるが参加していない	10	12.8%
4.会議はない	60	76.9%
5.その他	2	2.6%



【1.会議があり、常に参加している(会議名を記載)】(4)

- ・ 地域公共交通活性化協議会
- ・ 生活交通検討委員会
- ・ 公共交通及び移動分野連携会議
- ・ 交通政策対策会議

【2.会議があり、移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している(会議名を記載)】(2)

- ・ 地域公共交通活性化協議会ワーキング部会
- ・ デマンド交通運行会議

【5.その他】(2)

- ・ ①～③以外の公共交通に関する会議があるかどうか不明。
- ・ 公共交通に係る会議等情報収集し、必要があれば参加する予定。

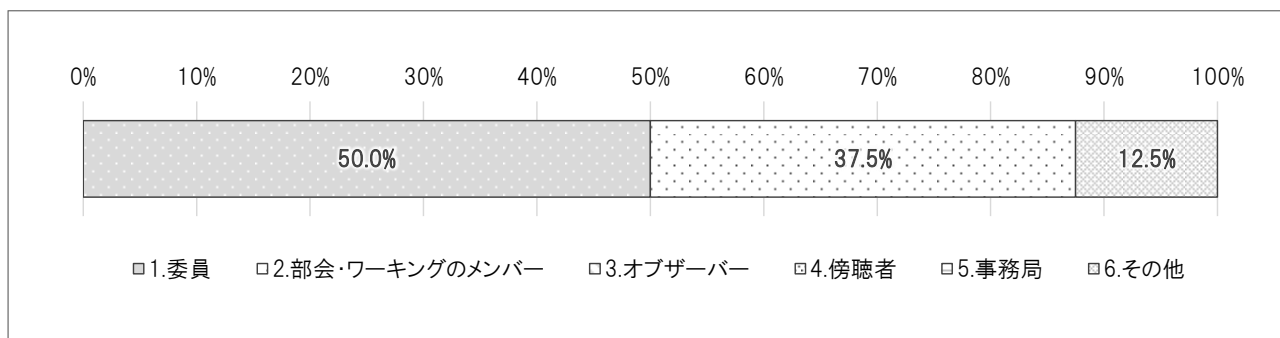
＜※④で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。＞

④-1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

(単一回答) (回答者数=8)

福祉部局が法定協議会・地域公共交通会議・運営協議会以外で公共交通に関する会議に参加する際の立場は、「1.委員」が5割である。

	回答数	%
1.委員	4	50.0%
2.部会・ワーキングのメンバー	3	37.5%
3.オブザーバー	0	0.0%
4.傍聴者	0	0.0%
5.事務局	0	0.0%
6.その他	1	12.5%



【6.その他】(1)

- ・ 会員及び部会員。

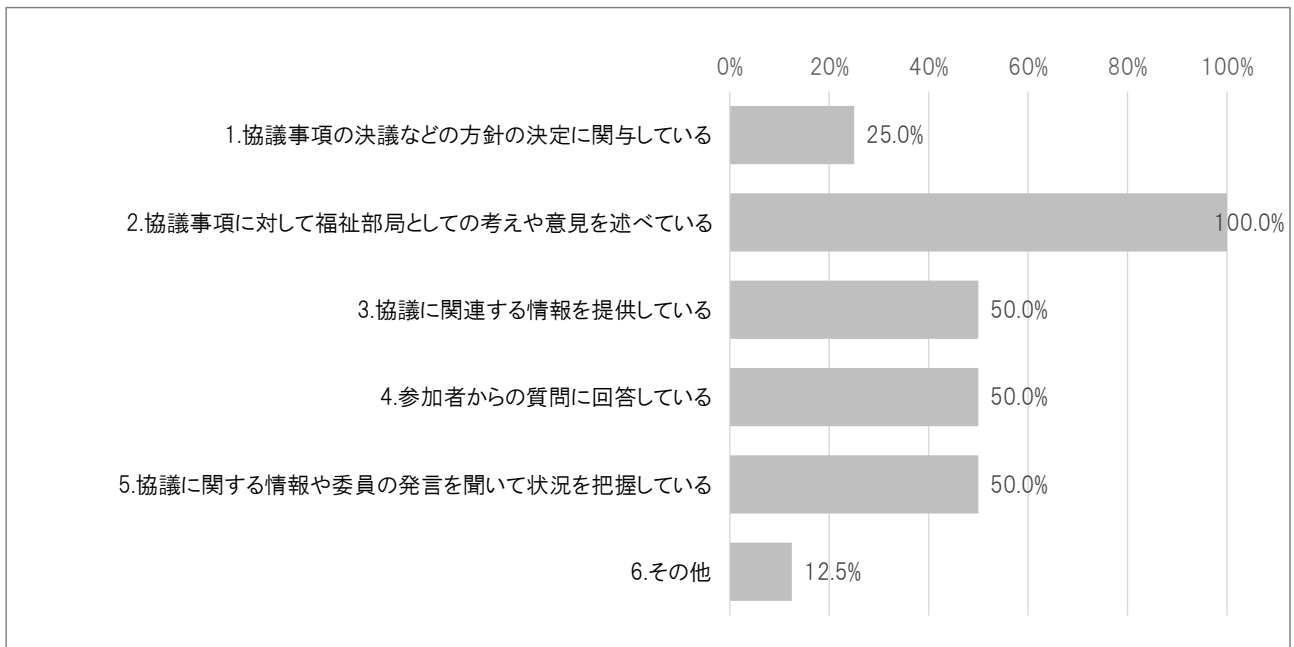
＜※④で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。＞

④-2. 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=8)

福祉部局が法定協議会・地域公共交通会議・運営協議会以外の公共交通に関する会議に参加する際の役割は、「2. 協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている(100.0%)」が最も多く、「3. 協議に関連する情報を提供している(50.0%)」、「4. 参加者からの質問に回答している(50.0%)」、「5. 協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している(50.0%)」と続く。

	回答数	%
1.協議事項の決議などの方針の決定に関与している	2	25.0%
2.協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている	8	100.0%
3.協議に関連する情報を提供している	4	50.0%
4.参加者からの質問に回答している	4	50.0%
5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	4	50.0%
6.その他	1	12.5%



【6.その他】(1)

- ・ 1については、委員として参加をしているため、議事の決議に関わっている。2～3については、参加者から対象となる質問等があった場合の対応。

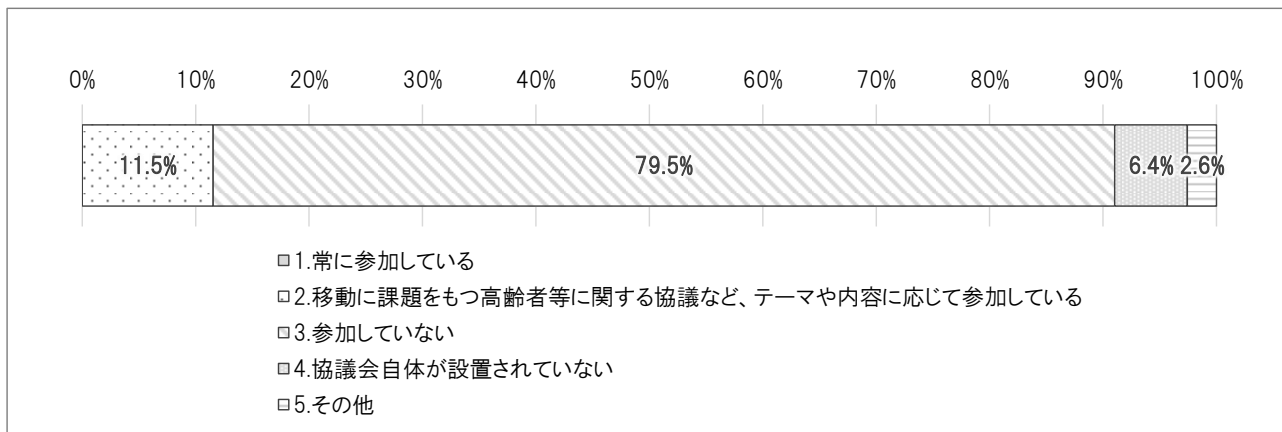
問 9. 高齢者福祉・介護保険等、地域包括ケアシステムに関する会議への公共交通担当部局の参加状況を教えてください。

① 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定委員会など福祉分野の協議会への公共交通担当部局の参加有無を教えてください。

(単一回答) (回答者数=78)

公共交通担当部局の福祉分野の協議会への参加状況は、「3. 参加していない」が 79.5%と最も多く、「2. 移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」が 11.5%、「4. 協議会自体が設置されていない」が 6.4%と続く。

	回答数	%
1.常に参加している	0	0.0%
2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している	9	11.5%
3.参加していない	62	79.5%
4.協議会自体が設置されていない	5	6.4%
5.その他	2	2.6%



【5.その他】(2)

- ・ 会議等はあるが、公共交通担当部局が参加を要する内容ではないため、参加依頼をかけることが今までなかった。
- ・ 必要であれば、参加する。

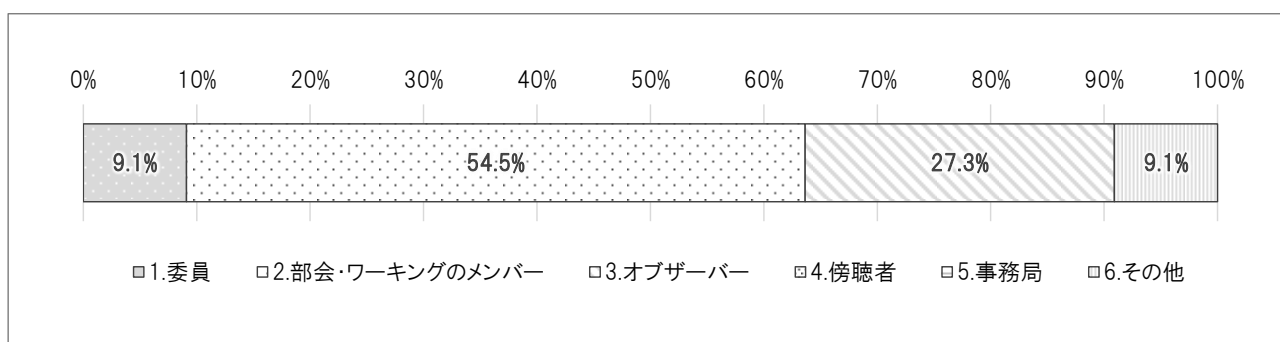
<※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

①-1 公共交通担当部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

(単一回答) (回答者数=11)

公共交通担当部局が福祉分野の協議会へ参加する際の立場は、「2.部会・ワーキングのメンバー」が5割を超える。

	回答数	%
1.委員	1	9.1%
2.部会・ワーキングのメンバー	6	54.5%
3.オブザーバー	3	27.3%
4.傍聴者	0	0.0%
5.事務局	0	0.0%
6.その他	1	9.1%



【6.その他】(1)

- ・ 会議等はあるが、公共交通担当部局が参加を要する内容ではないため、参加依頼をかけることが今までなかった。今後、依頼をかける際は内容によって立場を決定する。

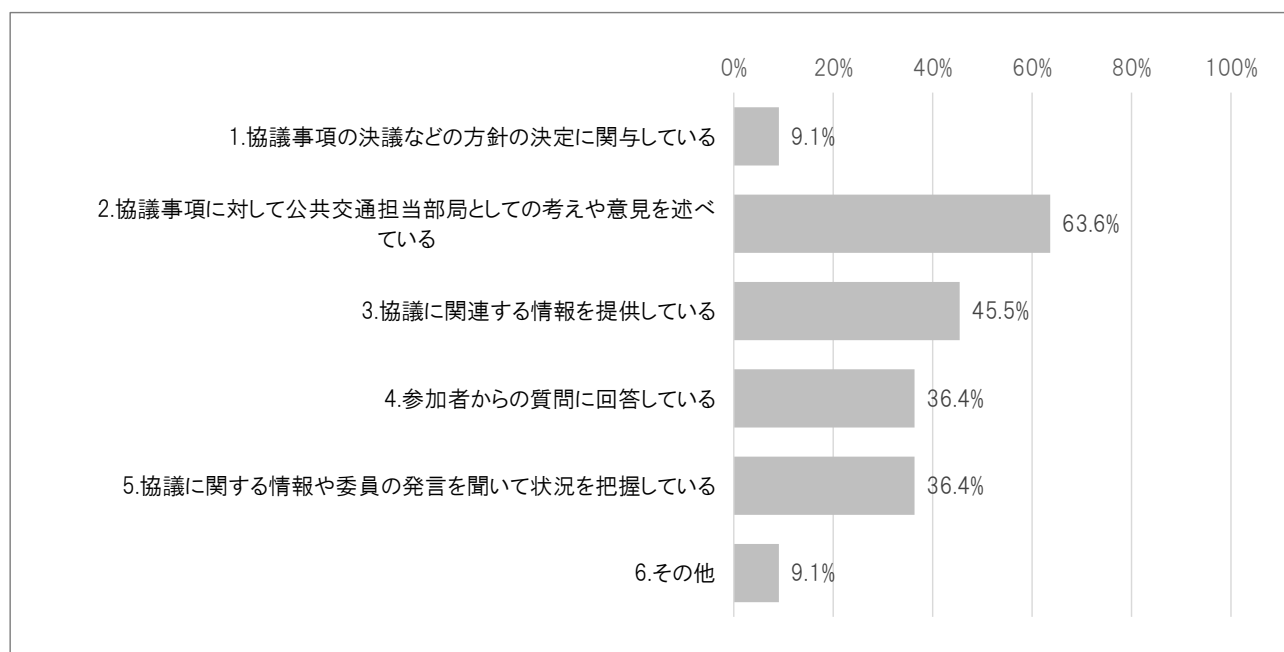
<※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

①-2. 公共交通担当部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=11)

公共交通担当部局が福祉分野の協議会へ参加する際の役割は、「2. 協議事項に対して公共交通担当部局としての考えや意見を述べている(63.6%)」が最も多く、「3. 協議に関連する情報を提供している(45.5%)」、「4. 参加者からの質問に回答している(36.4%)」、「5. 協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している(36.4%)」と続く。

	回答数	%
1.協議事項の決議などの方針の決定に関与している	1	9.1%
2.協議事項に対して公共交通担当部局としての考えや意見を述べている	7	63.6%
3.協議に関連する情報を提供している	5	45.5%
4.参加者からの質問に回答している	4	36.4%
5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	4	36.4%
6.その他	1	9.1%



【6.その他】(1)

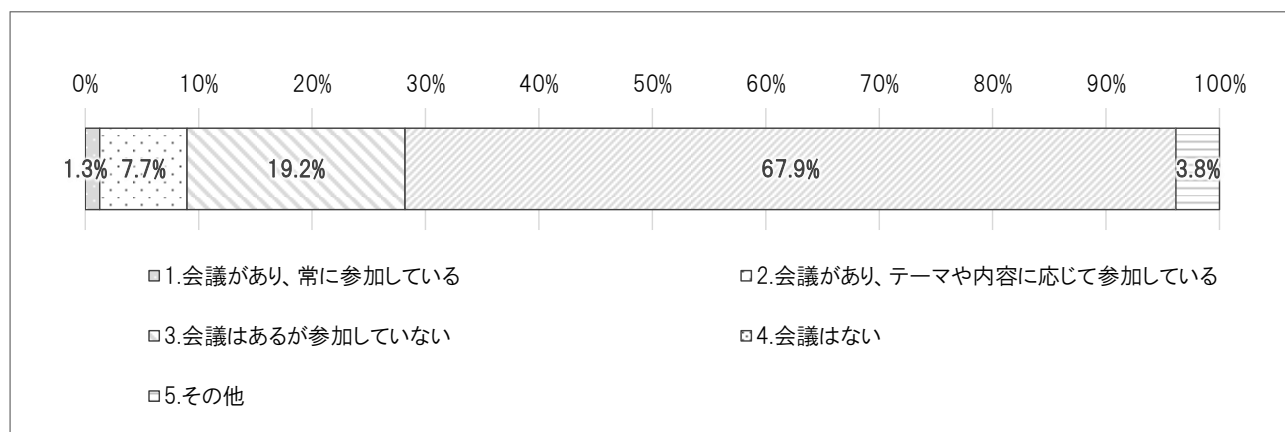
- ・ 会議等はあるが、公共交通担当部局が参加を要する内容ではないため、参加依頼をかけることが今までなかった。今後、依頼をかける際は内容によって役割を決定する。

② 上記の①以外で、福祉部局が行う高齢者の移動手段確保が関連する会議への公共交通担当部局の参加の有無を教えてください。

(単一回答) (回答者数=78)

公共交通担当部局の前述の協議会以外で福祉部局が行う高齢者の移動手段確保が関連する会議への参加状況は、「4. 会議はない」が67.9%と最も多く、「3. 会議はあるが参加していない」が19.2%、「2. 会議があり、テーマや内容に応じて参加している」が7.7%と続く。

	回答数	%
1.会議があり、常に参加している	1	1.3%
2.会議があり、テーマや内容に応じて参加している	6	7.7%
3.会議はあるが参加していない	15	19.2%
4.会議はない	53	67.9%
5.その他	3	3.8%



【1.会議があり、常に参加している(会議名を記載)】 (1)

- ・ 交通政策対策会議

【2.会議があり、テーマや内容に応じて参加している】 (6)

- ・ 地域ケア会議等(2)
- ・ 地域づくり会議
- ・ 萩市社会福祉協議会による地域会議
- ・ 役場庁内課長会議、町社協との連絡検討会
- ・ 業務連携会議

【5.その他】 (3)

- ・ これまで主に松江市第1層協議体において高齢者の移動手段確保について協議を行っている。公共交通担当部局の直接の参加はこれまでないが、課題及びその解決に向けた施策の検討については、公共交通担当部局と連携をとり行っている。
- ・ 生活支援体制整備事業に基づく高齢者の交通手段について、今後は協議の場を持つ予定。
- ・ 以前、福祉部局と公共交通担当部局で高齢者の移動手段について協議の場を持ったことがあるが、現在は定例的な会議等はない。

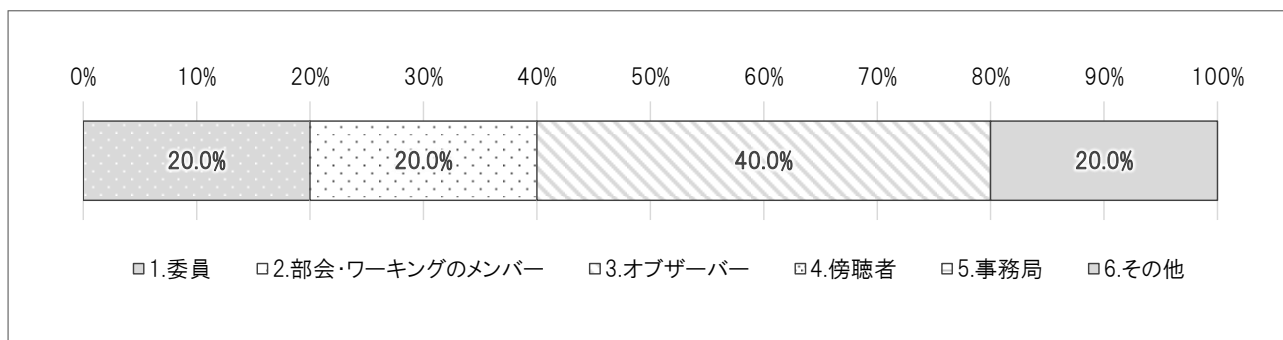
＜※②で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。＞

②-1 公共交通担当部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

(単一回答) (回答者数=10)

公共交通担当部局が前述の協議会以外の福祉部局が行う、高齢者の移動手段確保が関連する会議へ参加する際の立場は、「3.オブザーバー」が4割である。

	回答数	%
1.委員	2	20.0%
2.部会・ワーキングのメンバー	2	20.0%
3.オブザーバー	4	40.0%
4.傍聴者	0	0.0%
5.事務局	0	0.0%
6.その他	2	20.0%



【6.その他】(2)

- ・ 現在、定例的な会議等はない。
- ・ 意見交換の際に市制度などに対する質問があれば対応する。

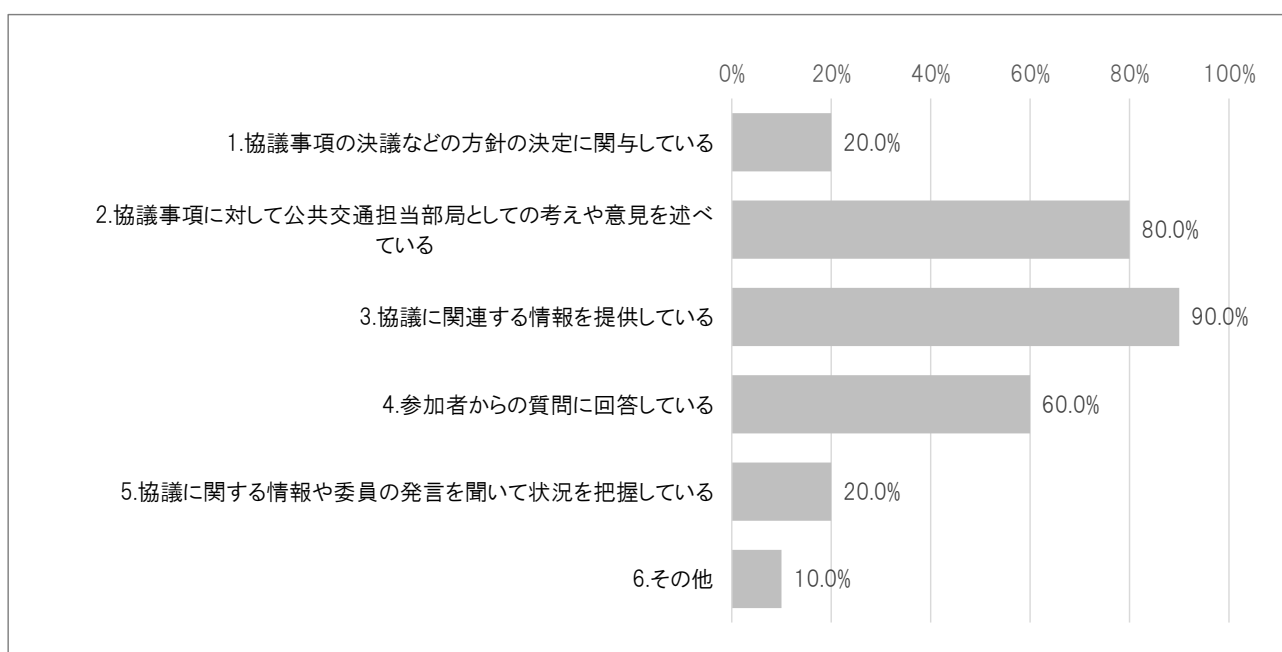
<※②で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に伺います。>

②-2. 公共交通担当部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=10)

公共交通担当部局が前述の協議会以外の福祉部局が行う、高齢者の移動手段確保が関連する会議へ参加する際の役割は、「3. 協議に関連する情報を提供している(90.0%)」が最も多く、「2. 協議事項に対して公共交通担当部局としての考えや意見を述べている(80.0%)」、「4. 参加者からの質問に回答している(60.0%)」と続く。

	回答数	%
1.協議事項の決議などの方針の決定に関与している	2	20.0%
2.協議事項に対して公共交通担当部局としての考えや意見を述べている	8	80.0%
3.協議に関連する情報を提供している	9	90.0%
4.参加者からの質問に回答している	6	60.0%
5.協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	2	20.0%
6.その他	1	10.0%



【6.その他】(1)

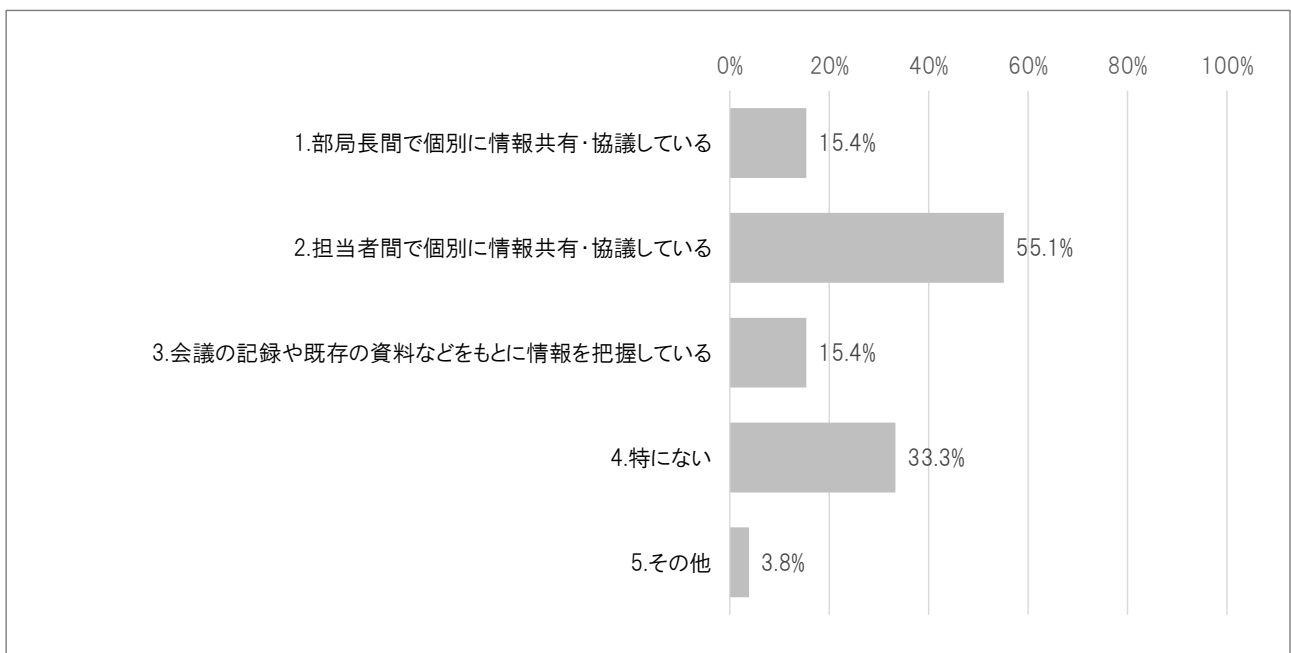
- ・ 現在、定例的な会議等はない。

問 10. 問 8・9 以外で高齢者の移動手段確保について、福祉部局と公共交通担当部局で情報共有等を行う機会がありますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=78)

高齢者の移動手段確保について福祉部局と公共交通担当部局による情報共有等を行う機会には、「2. 担当者間で個別に情報共有・協議している (55.1%)」が最も多く、「4. 特にない(33.3%)」、「1. 部局長間で個別に情報共有・協議している(15.4%)」、「3. 会議の記録や既存の資料などをもとに情報を把握している(15.4%)」と続く。

	回答数	%
1.部局長間で個別に情報共有・協議している	12	15.4%
2.担当者間で個別に情報共有・協議している	43	55.1%
3.会議の記録や既存の資料などをもとに情報を把握している	12	15.4%
4.特にない	26	33.3%
5.その他	3	3.8%



【5.その他】(3)

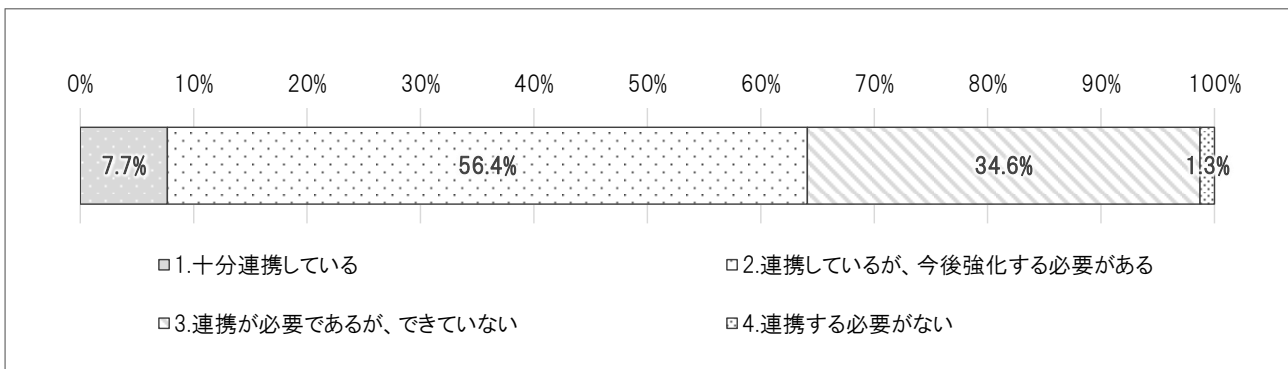
- ・ 住民団体の移動支援サービス立上げについては、松江市第2層生活支援コーディネーターが積極的に支援を行っている。そのため、福祉部局、交通部局に加え生活支援コーディネーターを交えた意見交換会を実施した。
- ・ 現在「出雲市地域公共交通計画」の策定に係るワーキング部会へ福祉部局職員が参画し、情報共有を行っている。
- ・ 必要に応じて、情報共有等を行っている。

問 11. 貴市町村では高齢者の移動手段確保に向けて、庁内の福祉部局と公共交通担当部局間で連携ができていると思いますか。

(単一回答) (回答者数=78)

福祉部局と公共交通担当部局の連携状況は、「2. 連携しているが、今後強化する必要がある」が 56.4%と最も多く、「3. 連携が必要であるが、できていない」が 34.6%、「1. 十分連携している」が 7.7%と続く。

	回答数	%
1.十分連携している	6	7.7%
2.連携しているが、今後強化する必要がある	44	56.4%
3.連携が必要であるが、できていない	27	34.6%
4.連携する必要がある	1	1.3%



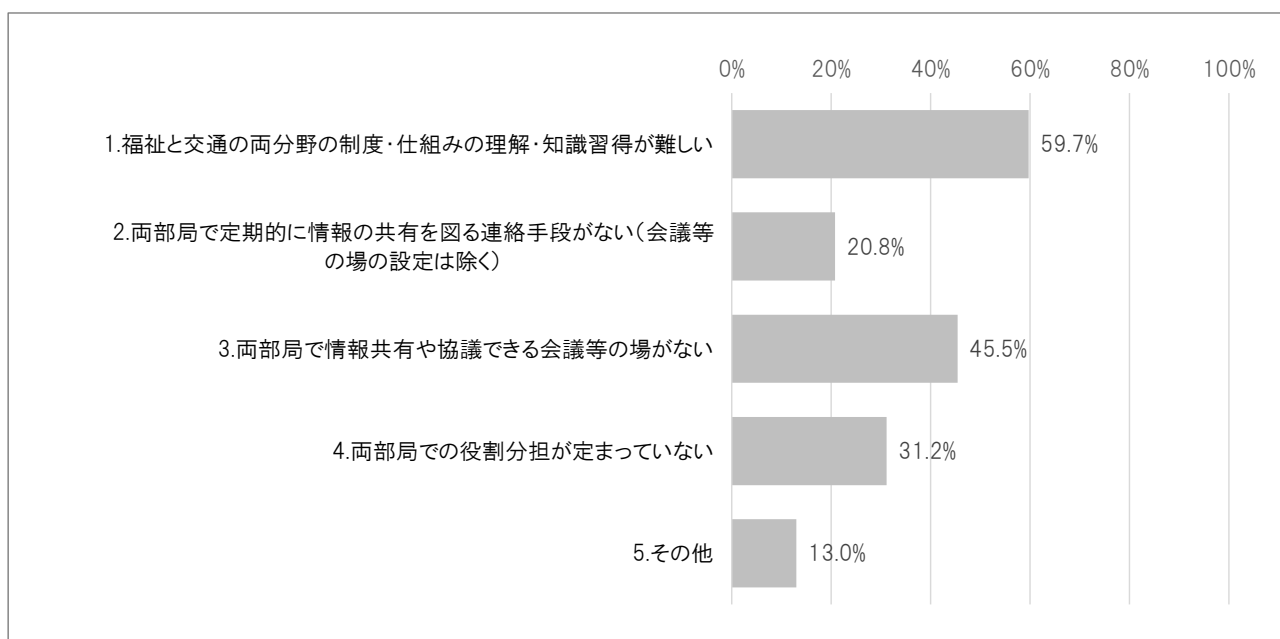
<※問 11 で「1.十分連携している」、「2. 連携しているが、今後強化する必要がある」、「3. 連携が必要であるが、できていない」を選択した方に伺います。>

問 11- 1. 福祉部局と公共交通担当部局が連携するうえでの課題を教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=77)

福祉部局と公共交通担当部局が連携するうえでの課題は、「1.福祉と交通の両分野の制度・仕組みの理解・知識習得が難しい(59.7%)」が最も多く、「3. 両部局で情報共有や協議できる会議等の場がない(45.5%)」、「4. 両部局での役割分担が定まっていない(31.2%)」と続く。

	回答数	%
1.福祉と交通の両分野の制度・仕組みの理解・知識習得が難しい	46	59.7%
2.両部局で定期的に情報の共有を図る連絡手段がない(会議等の場の設定は除く)	16	20.8%
3.両部局で情報共有や協議できる会議等の場がない	35	45.5%
4.両部局での役割分担が定まっていない	24	31.2%
5.その他	10	13.0%



【5.その他】(10)

- ・ 交通施策は企画サイド(公共交通担当部局)、高齢者施策は福祉サイド(福祉部局)と課をまたいでおり、すり合わせ困難な部分がある。
- ・ お互いの立場があり、なかなか話し合っても調整が難しいことがある。
- ・ 福祉部局と公共交通担当部局では、そもそもの立場が違うため連携がしづらい。公共交通担当部局は、タクシーやバスの事業者を支援する立場であり、住民互助による移動支援サービスを支援する福祉部局とは立場が異なる。
- ・ 公共交通担当部局と福祉部局では、移動に関する支援と言っても、施策の目標とするところが異なっている。(福祉は所得の低い高齢者の外出支援等で、公共交通は住民の安全で快適な移動の確保…等)連携して効率の良い施策ができることが望ましいが、施策の目的が異なっているため、一体的に考えることが難しい部分がある。
- ・ 両部局で公共交通機関の利用が不便な地域への支援は必要と考えているが、公共交通機関と住民互助の共存について、考え方や連携等が困難である。
- ・ 交通部局との会議に福祉部局、社協 SC は参加依頼があれば参加する気持ちはあるが声がかからない。
- ・ 地域づくりに携わる関係部署・機関が地域への支援について情報共有する場があるため、特になし。
- ・ 具体的なケースに応じて連携している。
- ・ 高齢者の移動支援に限らない問題であり、課題を全体化する必要がある。
- ・ 小規模な自治体なので、職員の配置が少なく業務量が多いため、交通問題に携われていない。

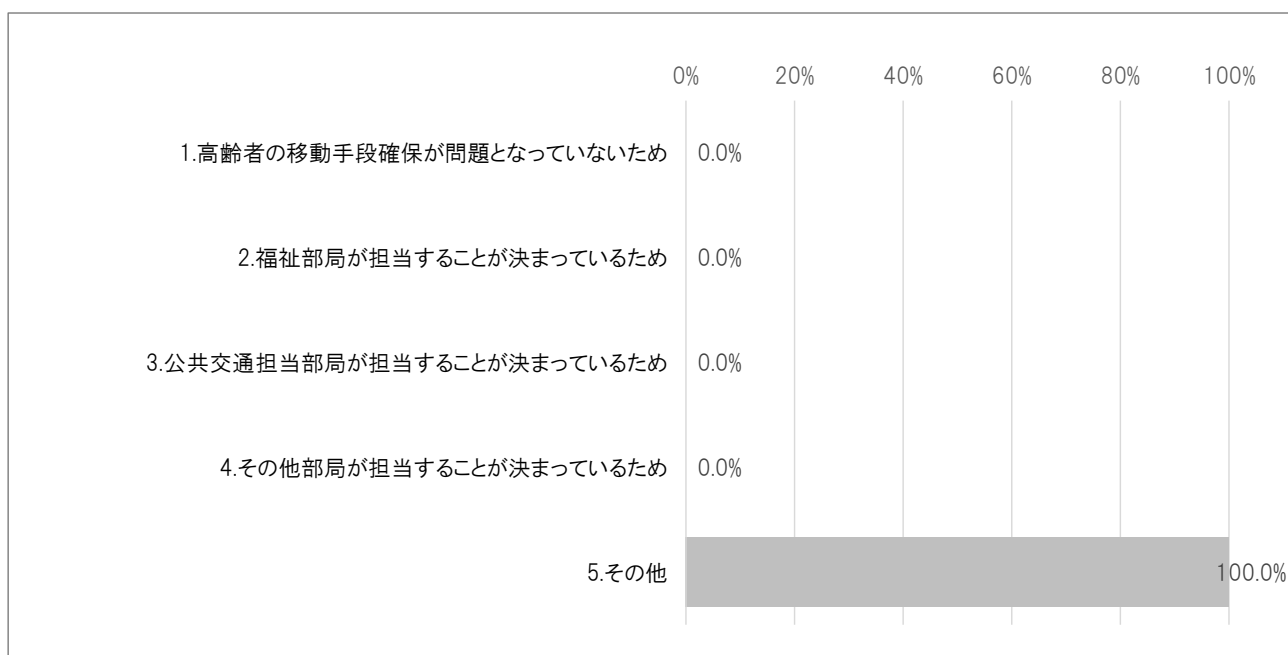
<※問 11 で「4.連携する必要がない」を選択した方に伺います。>

問 11-2. 福祉部局と公共交通担当部局で連携する必要がないと考える理由を教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=1)

福祉部局と公共交通担当部局で連携する必要がないと考えている理由は、「管轄する公共交通自体がない」と回答している。

	回答数	%
1.高齢者の移動手段確保が問題となっていないため	0	0.0%
2.福祉部局が担当することが決まっているため	0	0.0%
3.公共交通担当部局が担当することが決まっているため	0	0.0%
4.その他部局が担当することが決まっているため	0	0.0%
5.その他	1	100.0%



【5.その他】(1)

- ・ 管轄する公共交通自体がない。

7. 住民互助による移動支援サービスの普及に関して市町村が期待する支援

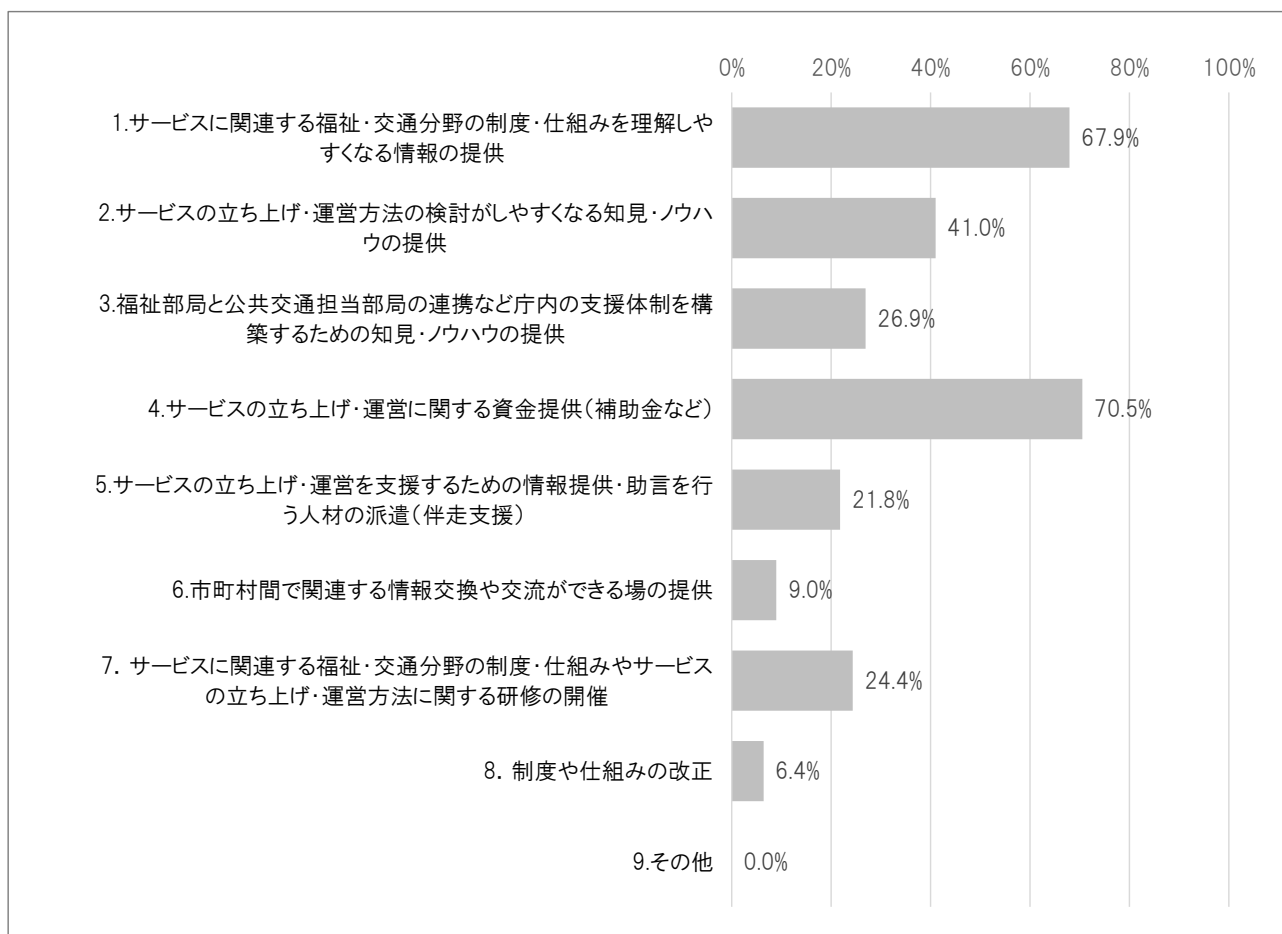
問 12. 今後、貴市町村で住民互助による移動支援サービスの普及に取り組むにあたって、「(1) 国に期待する支援」と「(2) 都道府県に期待する支援」があれば教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=78)

(1)国に期待する支援

住民互助による移動支援サービスの普及に取り組む際に市町村が国に期待する支援は、「4. サービスの立ち上げ・運営に関する資金提供(70.5%)」が最も多く、「1. サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みを理解しやすくなる情報の提供(67.9%)」、「2. サービスの立ち上げ・運営方法の検討がしやすくなる知見・ノウハウの提供(41.0%)」と続く。

	回答数	%
1.サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みを理解しやすくなる情報の提供	53	67.9%
2.サービスの立ち上げ・運営方法の検討がしやすくなる知見・ノウハウの提供	32	41.0%
3.福祉部局と公共交通担当部局の連携など庁内の支援体制を構築するための知見・ノウハウの提供	21	26.9%
4.サービスの立ち上げ・運営に関する資金提供(補助金など)	55	70.5%
5.サービスの立ち上げ・運営を支援するための情報提供・助言を行う人材の派遣(伴走支援)	17	21.8%
6.市町村間で関連する情報交換や交流ができる場の提供	7	9.0%
7.サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みやサービスの立ち上げ・運営方法に関する研修の開催	19	24.4%
8.制度や仕組みの改正	5	6.4%
9.その他	0	0.0%



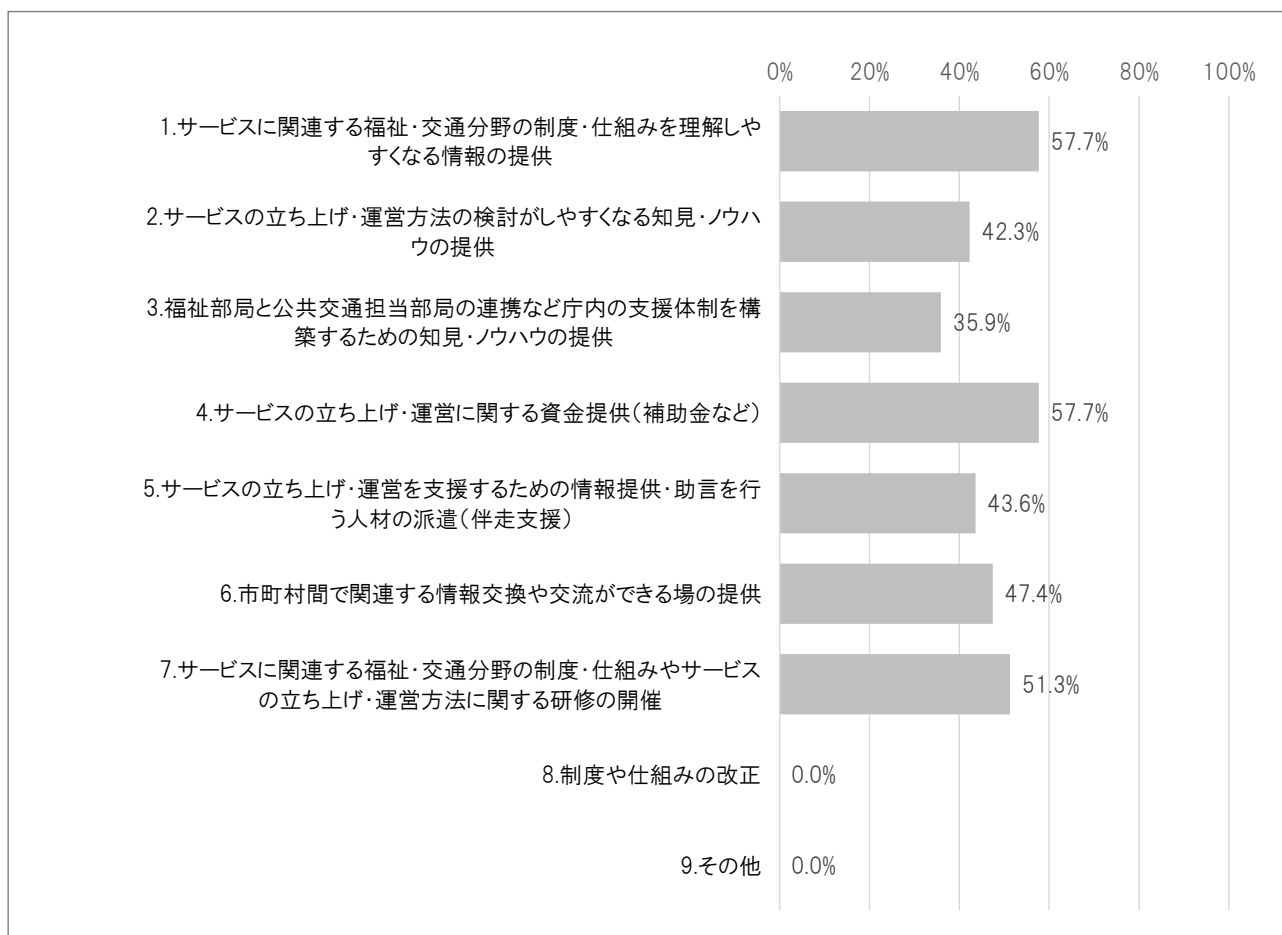
【8.制度や仕組みの改正】(5)

・ ボランティアで運転を行うものへの報酬等対価の制度的規制の緩和。
・ 住民互助の交通（共助交通）については買い物ツアー実現のため旅行業法の緩和、またドライバーに対する謝礼を利用者から徴収できるよう取り扱いの緩和を望む。
・ 運営団体の費用を少しでもまかなえる程度の運送料徴収が可能にならないか。継続運営を含めた補助金申請。
・ 共助交通に必要な特定費用（ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金）に「移動支援サービス専用自動車保険」の保険料を加えることができるよう取り扱いの変更を求める。
・ 国の単位で住民による移動支援事業が実施しやすいような制度や仕組みづくりを厚労省と国交省で検討して頂きたい。

(2)県に期待する支援

住民互助による移動支援サービスの普及に取り組む際に市町村が都道府県に期待する支援は、「1. サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みを理解しやすくなる情報の提供(57.7%)」、「4. サービスの立ち上げ・運営に関する資金提供(57.7%)」が最も多く、「7. サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みやサービスの立ち上げ・運営方法に関する研修の開催(51.3%)」と続く。

	回答数	%
1.サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みを理解しやすくなる情報の提供	45	57.7%
2.サービスの立ち上げ・運営方法の検討がしやすくなる知見・ノウハウの提供	33	42.3%
3.福祉部局と公共交通担当部局の連携など庁内の支援体制を構築するための知見・ノウハウの提供	28	35.9%
4.サービスの立ち上げ・運営に関する資金提供(補助金など)	45	57.7%
5.サービスの立ち上げ・運営を支援するための情報提供・助言を行う人材の派遣(伴走支援)	34	43.6%
6.市町村間で関連する情報交換や交流ができる場の提供	37	47.4%
7.サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みやサービスの立ち上げ・運営方法に関する研修の開催	40	51.3%
8.制度や仕組みの改正	0	0.0%
9.その他	0	0.0%



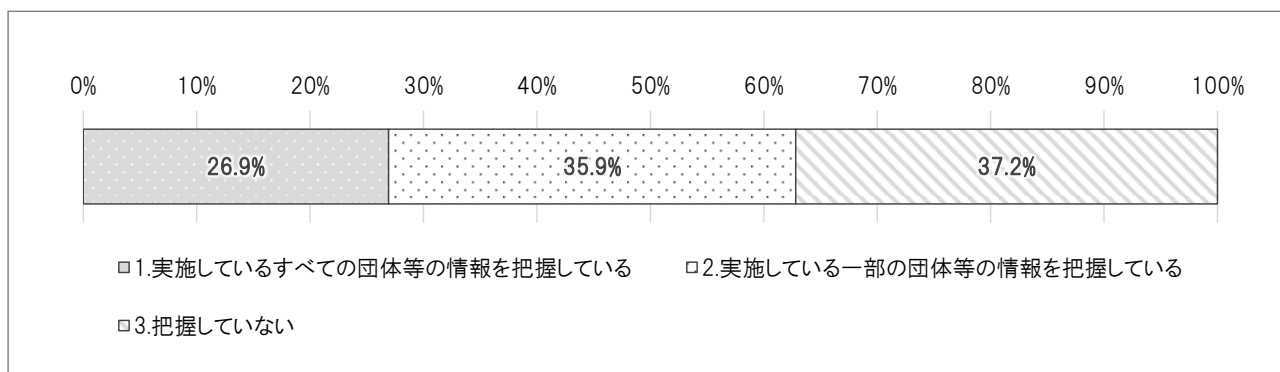
8. 住民互助による移動支援サービスに関する代表的な取組の有無

問 13. 貴市町村では住民互助による移動支援サービスを実施している団体等の情報を把握していますか。

(単一回答) (回答者数=78)

住民互助による移動支援サービスを実施している団体等の情報の把握状況は、「3. 把握していない」が 37.2%と最も多く、「2. 実施している一部の団体等の情報を把握している」が 35.9%、「実施しているすべての団体等の情報を把握している」が 26.9%と続く。

	回答数	%
1.実施しているすべての団体等の情報を把握している	21	26.9%
2.実施している一部の団体等の情報を把握している	28	35.9%
3.把握していない	29	37.2%



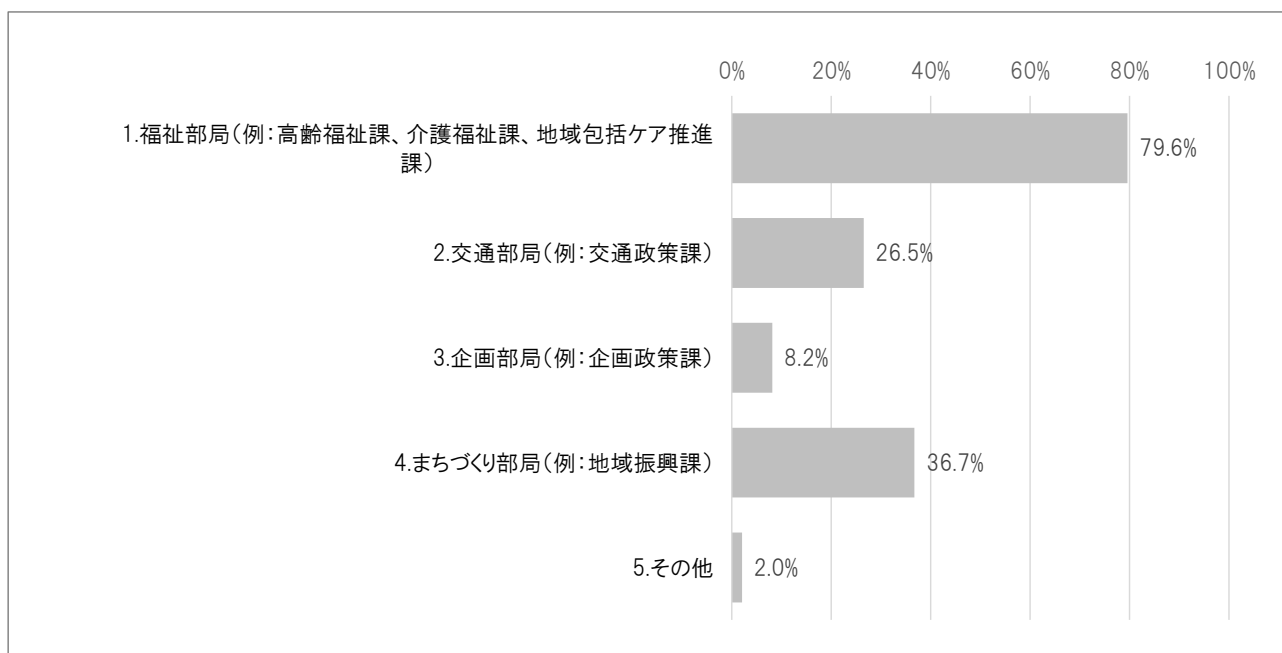
＜※問 13 で「1.実施しているすべての団体等の情報を把握している」、「2.実施している一部の団体等の情報を把握している」を選択した方に伺います。＞

問 13-1. 貴市町村では住民互助による移動支援サービスを実施している団体等の情報をどの所管で把握しているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=49)

住民互助による移動支援サービスに取り組む団体等の情報を把握する所管は、「1. 福祉部局(79.6%)」が最も多く、「4. まちづくり部局(36.7%)」、「2. 交通部局(26.5%)」と続く。

	回答数	%
1.福祉部局(例:高齢福祉課、介護福祉課、地域包括ケア推進課)	39	79.6%
2.交通部局(例:交通政策課)	13	26.5%
3.企画部局(例:企画政策課)	4	8.2%
4.まちづくり部局(例:地域振興課)	18	36.7%
5.その他	1	2.0%



【5.その他】(1)

- 福祉部局から委託している団体については把握しているが、独自で実施されている団体については把握していない。

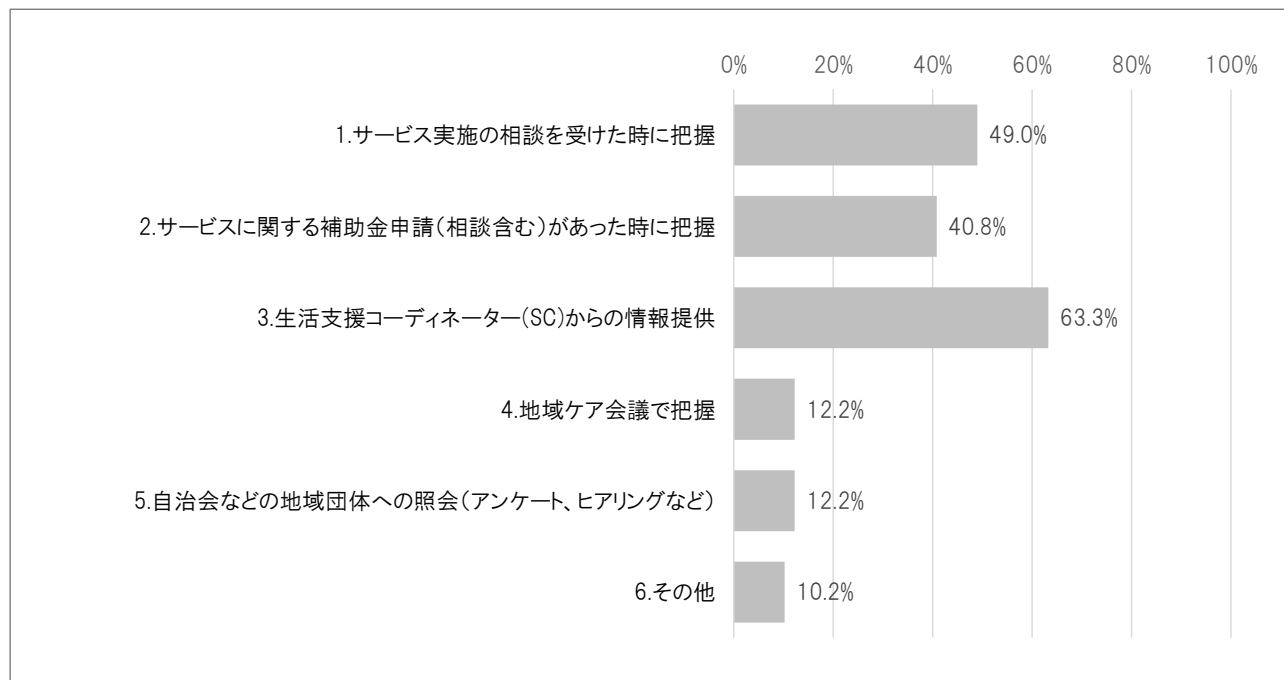
＜※問 13 で「1.実施しているすべての団体等の情報を把握している」、「2.実施している一部の団体等の情報を把握している」を選択した方に伺います。＞

問 13-2. 把握している住民互助による移動支援サービスを実施する団体等の情報はどのように把握していますか。(あてはまるもの全て選択)

(複数回答) (回答者数=49)

住民互助による移動支援サービスに取り組む団体等の情報の把握方法は、「3.生活支援コーディネーターからの情報提供(63.3%)」が最も多く、「1.サービス実施の相談を受けたときに把握(49.0%)」、「2.サービスに関する補助金申請があった時に把握(40.8%)」と続く。

	回答数	%
1.サービス実施の相談を受けた時に把握	24	49.0%
2.サービスに関する補助金申請(相談含む)があった時に把握	20	40.8%
3.生活支援コーディネーター(SC)からの情報提供	31	63.3%
4.地域ケア会議で把握	6	12.2%
5.自治会などの地域団体への照会(アンケート、ヒアリングなど)	6	12.2%
6.その他	5	10.2%



【6.その他】(5)

- ・ 小さな拠点づくりに関する会議で把握。
- ・ 地域ささえあい協議体での報告。
- ・ 従来からの地域とのかかわりの中で把握。
- ・ 福祉部局から実施団体に事業を委託している場合、委託団体として把握。
- ・ マスコミ等のニュース、記事等。

<※問 13 で「1.実施しているすべての団体等の情報を把握している」、「2.実施している一部の団体等の情報を把握している」を選択した方に伺います。>

問 13-3. 現在、中国 5 県内の事例収集・ヒアリングを進めています。取組を実施されている団体等をご紹介いただける場合はご記入ください。団体名をご記入の上、団体の活動が分かる Web ページを御存知でしたらお知らせください。また、資料を頂けるようであれば、回答時のメールに添付し送付をお願いします。

【団体の例】

- ・ 貴市町村や社会福祉協議会などの支援によって立ち上げ・運営が行われている団体
- ・ 利用者から実費以外の方法で利用料をもらって移送している団体
- ・ 訪問型サービス B や訪問型サービス D を活用して移送を行っている団体 等

(自由記述) (回答者数=10)

【自由回答】(10)

・ 地域自主組織 まちづくり大山 (facebook 有り、まちづくり大山で検索可)
・ 地域自主組織 やらいや逢坂 (facebook 有り、やらいや逢坂で検索可)
・ 種地区高齢者子ども支援部会生活輸送委員会
・ 三石いきいき付添サポート隊 (地域包括支援センターと生活支援コーディネーターの支援で H30 年に立ち上がった、通いの場への付添支援を行っている団体)
・ 認定 NPO ハーモニーネット未来
・ NPO 法人「あけぼの会」
・ 買援隊
・ 通所付添サポート事業「チームころばん隊」
・ 通所型サービス B を活用し移送を行っている。団体 (三谷ふれ愛の会・ダイヤモンドクラブ・小田地区ミニデイサービス・あすみる倶楽部)
・ 実施なし(2)

アンケート調査票

地域公共交通の活性化とも連携した住民互助による移動支援サービスの普及方策に関する調査研究事業 市町村向け調査票

注1 本アンケートで取り上げる「住民互助による移動支援サービス」の定義は以下のとおりです。
 ・自治会・NPO団体・協議会などの「地域の団体」が「主に高齢者を対象」として移動を支援する、「道路運送法の許可・登録を要しない運送」が該当します。
 ・道路運送法の登録を受けて実施する「自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送、福祉有償運送）」は該当しません。
 ・個人の住民等が隣人を送迎する程度のもものは該当しません。
 注2 記入は、貴市町村の「地域包括ケアを担当される福祉部局（例：高齢福祉課、介護福祉課、地域包括ケア推進課）のご担当の方がとりまめの上でご記入ください。
 地域の移動に関するアンケートであるため、ご不明点等が必要に応じて交通部局（例：交通政策課）・企画部局（例：企画政策課）・まちづくり部局（例：地域振興課）、高齢者の移動手段や住民互助による移動支援サービスご担当の方に該当部分の記入をご確認・ご依頼いただき、回答してください。
 注3 令和3年11月1日現在の状況について、ご回答ください。
 注4 入力項目は青色になっています。グレーの自由回答箇所は、回答の入力によって青色に変化します。
 注5 設問で未回答のものやエラーがある場合は問番号の下に表示が出来ますのでご確認ください。

F1 貴市町村の所属する県名を選択してください。

	F1
--	----

F2 貴市町村の自治体名を記入してください。

	F2
--	----

F3 住民互助による移動支援サービス(定義は上記の注1をご確認ください)を主として担当している部局の種別について、最も近いものをお知らせください。

	F3
1. 福祉部局（例：高齢福祉課、介護福祉課、地域包括ケア推進課）	
2. 交通部局（例：交通政策課）	
3. 企画部局（例：企画政策課）	
4. まちづくり部局（例：地域振興課）	
5. 決まっていない	
6. その他（下欄に具体的に記載）	

F4 公共交通を担当している部局の種別について最も近いものをお知らせください。

	F4
1. 交通部局（例：交通政策課）	
2. 企画部局（例：企画政策課）	
3. まちづくり部局（例：地域振興課）	
4. 決まっていない	
5. その他（下欄に具体的に記載）	

F5 貴市町村の人口についてお知らせください。(令和3年11月1日現在の人口)

	F5
1. 5万人未満	
2. 5万人以上10万人未満	
3. 10万人以上20万人未満	
4. 20万人以上50万人未満	
5. 50万人以上100万人未満	
6. 100万人以上	

1. 貴市町村内における住民互助による移動支援サービスの実施状況

問1 貴市町村内では住民互助による移動支援サービス（定義は上記の注1をご確認ください、以下同じ）が実施されていますか。

	問1
1. 実施されている	
2. 実施されていない	
3. その他(下欄に具体的に記載)	

※問1で「1.実施されている」を選択した方に伺います。
 問1-1 どのような高齢者を対象に住民互助による移動支援サービスが実施されていますか。(あてはまるものを全て選択)

	問1-1
1. 自立して行動できるが、移動する際に交通手段（公共交通機関）がない高齢者	
2. ある程度自立して行動できるが、移動の際に適宜付き添いや見守りが必要となる高齢者	
3. 移動する際に付き添い・見守りが必要な高齢者	
4. その他（下欄に具体的に記載）	

選択肢

該当する 選択肢の番号を 右からそれぞれ 入力	1.あてはまる
----------------------------------	---------

※問1で「1.実施されている」を選択した方に伺います。
 問1-2 高齢者を対象とした住民互助による移動支援サービスでは主にどのような場所への送迎が実施されていますか。(あてはまるものを全て選択)

	問1-2
1. 通いの場等のサロ>	
2. 病院・診療所	
3. スーパー・店舗	
4. 公民館・交流施設	
5. 役所・役場	
6. 銀行・金融機関・郵便局	
7. その他（下欄に具体的に記載）	

選択肢

該当する 選択肢の番号を 右からそれぞれ 入力	1.あてはまる
----------------------------------	---------

※問1で「2.実施されていない」を選択した方に伺います。

問1-3 高齢者の移動手段確保の1つの方法として住民互助による移動支援サービスがあげられますが、貴市町村では必要になると思いますか。

1. 既に必要である	問1-3
2. 今後必要になると思う	
3. 今後必要になると思わない	
4. わからない	

※問1-3で「3.今後必要になると思わない」を選択した方に伺います。

問1-3-1 住民互助による移動支援サービスを貴市町村で必要だと思わない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

1. 住民主体による自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送、福祉有償運送）を開通する取組として位置付けているため	問1-3-1
2. 移動を支援するサービスとしての質（技術の不足、事故時の対応など）や継続性に不安があるため	
3. 移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	
4. 移動手段の確保は地域の交通事業者（バス・タクシー会社等）が実施すべきと考えているため	
5. サービスを実施できる住民や地域団体がないため	
6. その他（下欄に具体的に記載）	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

2. 貴市町村における住民互助による移動支援サービスの位置づけ

問2 住民互助による移動支援サービスは、地域の移動手段を確保するための取組として、貴市町村の公共交通に関する計画（地域公共交通計画、地域公共交通網形成計画など）に位置づけられていますか。
※県や圏域で計画を策定している場合には、貴市町村が含まれる公共交通に関する計画での位置づけをお答えください。
※ご不明の場合は、公共交通担当部署に確認のうえでご回答いただく、もしくは回答をご依頼ください。

1. 位置づけされている(下欄に計画名を記載)	問2
2. 位置づけられていない	

※問2で「2.位置づけられていない」を選択した方に伺います。

問2-1 計画に住民互助による移動支援サービスが位置づけられていない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

1. 住民主体による自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送、福祉有償運送）を開通する取組として位置付けているため	問2-1
2. 公共交通に関する計画に位置付ける移動手段とは考えていないため	
3. 移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	
4. 移動手段の確保は地域の交通事業者（バス・タクシー会社等）が実施すべきと考えているため	
5. サービスを実施できる住民や地域団体がないため	
6. 現在は位置付けていないが今後検討したい	
7. 未検討である	
8. 必要性を感じていないため	
9. その他（下欄に具体的に記載）	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

問3 地域で住民互助による移動支援サービスを実施する場合に、バスやタクシー等の公共交通との連携が必要になると思いますか。

1. 必要だと思う	問3
2. やや必要だと思う	
3. あまり必要だと思わない	
4. 必要だと思わない	

3. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取組もつくる人々への貴市町村での支援状況

問4 貴市町村では、住民互助による移動支援サービスを行う団体や取組もつくる人々を支援する取組を実施していますか。

1. 実施している	問4
2. 実施していない	

※問4で「1.実施している」を選択した方に伺います。

問4-1 どのような取組の一環として支援しているかを教えてください。(あてはまるもの全て選択)

1. 公共交通の観点からの移動手段確保の取組として支援	問4-1
2. 福祉の観点（訪問型サービスB及び訪問型サービスDは除く）からの移動手段確保の取組として支援	
3. 訪問型サービスBで必要となる取組として支援	
4. 訪問型サービスDの取組として支援	
5. 小さな拠点づくり※における移動手段確保の取組として支援 ※内閣府等が推進する、中山間地域等で必要な生活サービスを提供する事業や域外からの収入を確保する事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」を形成する取組	
6. 特定の取組として位置付けて支援していない	
7. その他（下欄に具体的に記載）	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

※問4-1で「3.訪問型サービスBで必要となる取組として支援」を選択した方に質問です。

問4-1-1 訪問型サービスBで設定している、住民互助による移動支援サービスが必要になる生活援助のサービス内容を教えてください。(あてはまるもの全て選択)

1. 買い物の付き添い	問4-1-1
2. 通院の付き添い	
3. 通いの場等への付き添い	
4. 上記以外の外出時の付き添い（下欄に具体的に記載）	
5. その他（下欄に具体的に記載）	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

※問4-1で「3.訪問型サービスBで必要となる取組として支援」を選択した方に質問です。

問4-1-2 訪問型サービスBで必要となる取組として、住民互助による移動支援サービスを支援するうえで課題になった点がありますか。(あてはまるもの全て選択)

問4-1-2	
1. 訪問型サービスBにあわせて移動手段確保の必要性についてのニーズの把握	
2. 訪問型サービスBで生じる移動手段確保の考え方や取扱いの整理	
3. 対象とする生活援助のサービス内容の設定 (買い物付き添い、通院付き添いなど)	
4. 利用対象者の設定	
5. 事業の実施要綱の作成	
6. 事業の補助要綱の作成	
7. その他 (下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

※問4-1で「3.訪問型サービスBで必要となる取組として支援」を選択しなかった方に質問です。

問4-2 訪問型サービスBで必要となる取組として、住民互助による移動支援サービスの実施を支援していない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

問4-2	
1. 訪問型サービスBにあわせて移動手段確保の必要性についての地域でのニーズを把握できていない	
2. 事業を企画・実施するためのノウハウが不足している	
3. 対象とする生活援助のサービス内容の設定が困難 (買い物付き添い、通院付き添いなど)	
4. 利用対象者が限定される	
5. その他の事業で代替できる	
6. 移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	
7. 移動手段の確保は地域の交通事業者 (バス・タクシー会社等) が実施すべきと考えているため	
8. サービスを実施できる住民や地域団体がないため	
9. 必要性を感じていない	
10. 必要性を感じており、今後検討したい	
11. 訪問型サービスB自体を実施していない	
12. その他 (下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

※問4-1で「4.訪問型サービスの取組として支援」を選択した方に質問です。

問4-3-1 訪問型サービスDには、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援を行う「ケース①」と、通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎「ケース②」があります。貴市町村では、このうちのケースを支援していますか。

問4-3-1	
1. ケース①も支援している	
2. ケース②を支援している	
3. 両方支援している	

※問4-1で「4.訪問型サービスの取組として支援」を選択した方に質問です。

問4-3-2 訪問型サービスDによる送迎前後の付き添い支援や送迎はどのような目的地对象に設定していますか。(あてはまるもの全て選択)

問4-3-2	
1. 通いの場等のサロン	
2. 病院・診療所	
3. スーパー・店舗	
4. 上記以外の目的地 (下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

※問4-1で「4.訪問型サービスの取組として支援」を選択した方に質問です。

問4-3-3 訪問型サービスDを実施するうえで課題になった点がありますか。(あてはまるもの全て選択)

問4-3-3	
1. 訪問型サービスDに対する地域でのニーズの把握	
2. 利用対象者の設定	
3. 送迎の目的地の設定	
4. 事業の実施要綱の作成	
5. 事業の補助要綱の作成	
6. その他 (下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

※問4-1で「4.訪問型サービスの取組として支援」を選択しなかった方に質問です。

問4-4 訪問型サービスDを実施していない理由は何ですか。(あてはまるもの全て選択)

問4-4	
1. 訪問型サービスDに対する地域でのニーズを把握できていない	
2. 事業を企画・実施するためのノウハウが不足している	
3. 利用対象者が限定される	
4. 送迎の目的地を設定することが困難	
5. その他の事業で代替できる	
6. 移動手段の確保は市町村が実施すべきと考えているため	
7. 移動手段の確保は地域の交通事業者 (バス・タクシー会社等) が実施すべきと考えているため	
8. サービスを実施できる住民や地域団体がないため	
9. 必要性を感じていない	
10. 必要性を感じており、今後検討したい	
11. その他 (下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1.あてはまる

問5 地域の団体や人々が実施する住民互助による移動支援サービスの立ち上げ・運営への支援について、貴市町村で「(1)実施している取組」と「(2)今後実施・充実したい取組」を教えてください。(あてはまるものを全て選択) ※問4で「2.実施していない」を選択した方は「(2)今後実施・充実したい取組」のみご回答ください。

	問5	
	(1)実施している取組	(2)今後実施・充実したい取組
①サービスの立ち上げ時		
1. サービスを実施する人材の確保・育成支援（住民の理解醸成・巻き込み、組織設立の支援など）		
2. 高齢者等の移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握支援（対象地域での調査、住民との協働・意見交換など）		
3. サービスの立ち上げに関する情報の提供（福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの立ち上げ方法など）		
4. サービス内容の設計・具体化支援（対象者、移送範囲、目的地、費用など）		
5. サービスの立ち上げ支援（車両・備品の貸出し、関係者との調整支援、試験運行実施支援など）※費用補助除く		
6. 運転手講習の実施または受講支援（国土交通大臣認定講習の受講など）		
7. サービスの立ち上げ準備に関する費用補助（消耗品購入費・謝金などの立ち上げ費用）		
②サービスの運営時		
8. サービスを継続的に提供するための人材の確保・育成支援（住民の理解醸成・巻き込み、組織設立・形態変更支援など）		
9. サービスの周知・利用者の紹介		
10. サービスの運営に関する情報の提供（福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの運営方法など）		
11. サービス内容の見直し・改善支援（対象者、移送範囲、目的地、費用など）		
12. サービスの運営支援（車両・備品の貸出し・更新、事務作業の補助、関係者との調整など）※費用補助除く		
13. 運転手講習の実施または受講支援（国土交通大臣認定講習の受講など）		
14. サービスの運営に関する費用補助（備品購入等の初期費用、消耗品購入費・保険料などの運営費用）		
③その他		
15. サービスの立ち上げ・運営に関する相談窓口の設置		
16. その他（下欄に具体的に記載）		

(1)
(2)

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

※問5で「(1)実施している取組」として「7.サービスの立ち上げ準備に関する費用補助」「14.サービスの運営に関する費用補助」を選択した方へ質問です。

問5-1 財源となっている予算名と所管名を教えてください。

	問5-1
1. 国予算 記入例) 地方創生推進交付金：内閣府、地域支援事業交付金：厚生労働省、農山漁村振興交付金：農林水産省など	
2. 都道府県予算 記入例) ●●補助金：●●県△△課	
3. 一般財源 ※費目や補助金の名称、担当課等記載ください	
4. その他（具体的に記載）	

問6 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取組もうとする人々を支援する際の課題はありますか。(あてはまるものを全て選択) ※問4で「2.実施していない」を選択した方は「問5(2)今後実施・充実したい取組」で選択した支援を実施する際に想定される課題をご回答ください。

	問6
①サービスの立ち上げ時	
1. 地域での移動手段確保に関する困りごと・ニーズの把握	
2. サービスに関する福祉・交通分野の制度・仕組みの理解・知識習得	
3. サービス内容の設計・具体化に関する知識の習得	
4. サービスの立ち上げ支援できる人材の確保・育成	
5. 行政内部（福祉部局・公共交通担当部局）の連携体制の確保	
6. 関係機関（社会福祉協議会等）との協働	
7. 国土交通省運輸局・運輸支局との連携	
8. 立ち上げ支援に関する予算確保	
②サービスの運営時	
9. サービスに関する福祉・交通分野の制度・仕組みの理解・知識習得	
10. サービス内容の見直し・改善に関する知識の習得	
11. サービスの運営を支援できる人材の確保・育成	
12. 運営支援に関する予算確保	
③その他	
13. その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

4. 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取組もうとする人々への関係団体等による支援状況

問7 貴市町村内では、住民互助による移動支援サービスを行う団体や取組もうとする人々に対し、貴市町村以外の者による支援は行われていますか。

	問7
1. 行われている	
2. 行われていない	
3. わからない	

※問7で「1.行われている」を選択した方に質問です。
問7-1 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取組もうとする人々に対し、どのような団体等が支援にあっていますか。ご存知の範囲でお答えください。(あてはまるものを全て選択)

問7-1

1. 市町村社会福祉協議会（組織して）	
2. 生活支援コーディネーター(SC)	
3. 主に移動支援に関する活動団体	
4. まちづくり協議会等の地域活動・まちづくりに関する活動団体	
5. 都道府県	
6. その他（下欄に具体的に記載）	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

※問7で「1.行われている」を選択した方に質問です。
 問7-2 上記団体等のような支援を行っていますか。
 ご存知の範囲でお答えください。(あてはまるもの全て選択)

		問7-2
①サービスの立ち上げ時		
1. サービスを実施する人材の確保・育成支援（住民の理解醸成・巻き込み、組織設立の支援など）		
2. 高齢者等の移動手段確保に関する関わり、ニーズの把握支援（対象地域での調査、住民との協議・意見交換など）		
3. サービスの立ち上げに関する情報の提供（福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの立ち上げ方法など）		
4. サービス内容の設計・具体化支援（対象者、移送範囲、目的地、費用など）		
5. サービスの立ち上げ支援（車両・備品の貸出し、関係者との調整支援、試験運行実施支援など）※費用補助除く		
6. 運転手講習の実施または受講支援（国土交通大臣認定講習の受講など）		
7. サービス立ち上げ準備に関する費用補助（消耗品購入費・謝金などの立ち上げ費用）		
②サービスの運営時		
8. サービスを継続的に提供するための人材の確保・育成支援（住民の理解醸成・巻き込み、組織設立・形態変更支援など）		
9. サービスの周知・利用者の紹介		
10. サービスの運営に関する情報の提供（福祉・交通分野に関する制度・仕組みの理解、サービスの運営方法など）		
11. サービス内容の見直し・改善支援（対象者、移送範囲、目的地、費用など）		
12. サービス運営支援（車両・備品の貸出し・更新、事務作業の補助、関係者との調整など）※費用補助除く		
13. 運転手講習の実施または受講支援（国土交通大臣認定講習の受講など）		
14. サービスの運営に関する費用補助（備品購入等の初期費用、消耗品購入費・保険料などの運営費用）		
③その他		
15. サービスの立ち上げ・運営に関する相談窓口の設置		
16. その他（下欄に具体的に記載）		

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

※問7で「1.行われている」を選択した方に質問です。

問7-3 住民互助による移動支援サービスを行う団体や取り組みとうる人々への支援にあたって、上記の問7-1の団体等と貴市町村は連携していますか。

		問7-3
1. 十分連携している		
2. 連携しているが、今後強化する必要がある		
3. 連携が必要であるが、できていない		
4. 連携していない		

9. 貴市町村における高齢者の移動手段確保に関する庁内での検討体制

問8 公共交通に関する以下の各会議への福祉部局の参加状況を教えてください。

会議名	根拠	協議事項
①法定協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例 ・乗合旅客運送の課題 ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から收受する対価に関する事項 等
②地域公共交通会議	道路運送法施行規則（第9条の3）	・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から收受する対価に関する事項 等
③運営協議会	道路運送法施行規則（第51条の8）	・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から收受する対価に関する事項

① 法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、バス・タクシー・鉄道など全ての交通を協議の対象とした協議会）への福祉部局の参加の有無を教えてください。

		問8①
1. 常に参加している		
2. 移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している		
3. 参加していない		
4. 協議会自体が設置されていない		
5. その他(下欄に具体的に記載)		

※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

①-1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

		問8①-1
1. 委員		
2. 部会・ワーキングメンバー		
3. オブザーバー		
4. 傍聴者		
5. 事務局		
6. その他(下欄に具体的に記載)		

※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

①-2 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているかを教えてください。(あてはまるもの全て選択)

		問8①-2
1. 協議事項の決議などの方針の決定に関与している		
2. 協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている		
3. 協議に関連する情報を提供している		
4. 参加者からの質問に回答している		
5. 協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している		
6. その他(下欄に具体的に記載)		

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

②地域公共交通会議（道路運送法に基づき、乗合バスやタクシーなど旅客事業者運送事業等を協議の対象とした協議会）への福祉部局の参加の有無を教えてください。

	問8②
1. 常に参加している	
2. 移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している	
3. 参加していない	
4. 会議自体が設置されていない	
5. その他(下欄に具体的に記載)	

※②で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

②-1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

	問8②-1
1. 委員	
2. 部会・ワーキングのメンバー	
3. オブザーバー	
4. 傍聴者	
5. 事務局	
6. その他(下欄に具体的に記載)	

※②で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

②-2 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

	問8②-2
1. 協議事項の決議などの方針の決定に関与している	
2. 協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている	
3. 協議に関連する情報を提供している	
4. 参加者からの質問に回答している	
5. 協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	
6. その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

③運営協議会（道路運送法に基づき、自家用有償旅客運送を協議の対象とした協議会）への福祉部局の参加の有無を教えてください。

	問8③
1. 常に参加している	
2. 移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している	
3. 参加していない	
4. 協議会自体が設置されていない	
5. その他(下欄に具体的に記載)	

※③で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

③-1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

	問8③-1
1. 委員	
2. 部会・ワーキングのメンバー	
3. オブザーバー	
4. 傍聴者	
5. 事務局	
6. その他(下欄に具体的に記載)	

※③で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

③-2 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

	問8③-2
1. 協議事項の決議などの方針の決定に関与している	
2. 協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている	
3. 協議に関連する情報を提供している	
4. 参加者からの質問に回答している	
5. 協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	
6. その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

④上記①～③以外の公共交通に関する会議への福祉部局の参加の有無を教えてください。

	問8④
1. 会議があり、常に参加している(会議名を記載)	
2. 会議があり、移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している(会議名を記載)	
3. 会議はあるが参加していない	
4. 会議はない	
5. その他(下欄に具体的に記載)	

※④で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマや内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

④-1 福祉部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

	問8④-1
1. 委員	
2. 部会・ワーキングのメンバー	
3. オブザーバー	
4. 傍聴者	
5. 事務局	
6. その他(下欄に具体的に記載)	

※④で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマ内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

④-2 福祉部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

		問8④-2
1.	協議事項の決議などの方針の決定に関与している	
2.	協議事項に対して福祉部局としての考えや意見を述べている	
3.	協議に関連する情報を提供している	
4.	参加者からの質問に回答している	
5.	協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	
6.	その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

問9 高齢者福祉・介護保険等、地域包括ケアシステムに関する会議への公共交通担当部局の参加状況を教えてください。

※公共交通担当部局に確認のうえでご回答いただく、もしくは公共交通担当部局のご担当者様に回答をご依頼ください。

※公共交通担当部局が交通部局以外の他部局(企画部局やまちづくり部局など)の場合には当該部局の参加状況を教えてください。

① 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定委員会など福祉分野の協議会への公共交通担当部局の参加有無を教えてください。

		問9①
1.	常に参加している	
2.	移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマ内容に応じて参加している	
3.	参加していない	
4.	協議会自体が発議されていない	
5.	その他(下欄に具体的に記載)	

※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマ内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

①-1 公共交通担当部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

		問9①-1
1.	委員	
2.	部会・ワーキングのメンバー	
3.	オブザーバー	
4.	傍聴者	
5.	事務局	
6.	その他(下欄に具体的に記載)	

※①で「1.常に参加している」、「2.移動に課題をもつ高齢者等に関する協議など、テーマ内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

①-2 公共交通担当部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

		問9①-2
1.	協議事項の決議などの方針の決定に関与している	
2.	協議事項に対して公共交通担当部局としての考えや意見を述べている	
3.	協議に関連する情報を提供している	
4.	参加者からの質問に回答している	
5.	協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	
6.	その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

② 上記の①以外で、福祉部局が行う高齢者の移動手段確保に関連する会議への公共交通担当部局の参加の有無を教えてください。

		問9②
1.	会議があり、常に参加している(会議名を記載)	
2.	会議があり、テーマ内容に応じて参加している(会議名を記載)	
3.	会議はあるが参加していない	
4.	会議はない	
5.	その他(下欄に具体的に記載)	

※②で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、テーマ内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

②-1 公共交通担当部局が参加する際の立場として最も該当するものを教えてください。

		問9②-1
1.	委員	
2.	部会・ワーキングのメンバー	
3.	オブザーバー	
4.	傍聴者	
5.	事務局	
6.	その他(下欄に具体的に記載)	

※②で「1.会議があり、常に参加している」、「2.会議があり、テーマ内容に応じて参加している」、「5.その他」を選択した方に質問です。

②-2 公共交通担当部局が参加する際に会議の中でどのような役割を担っているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

		問9②-2
1.	協議事項の決議などの方針の決定に関与している	
2.	協議事項に対して公共交通担当部局としての考えや意見を述べている	
3.	協議に関連する情報を提供している	
4.	参加者からの質問に回答している	
5.	協議に関する情報や委員の発言を聞いて状況を把握している	
6.	その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

問10 問8・9以外で高齢者の移動手段確保について、福祉部局と公共交通担当部局で情報共有を行う機会がありますか。(あてはまるもの全て選択)

※公共交通担当部局が交通部局以外の他部局（企画部局やまちづくり部局など）の場合には福祉部局と当該他部局との情報共有機会についてお答えください。

問10	
1. 部長間で個別に情報共有・協議している	
2. 担当者間で個別に情報共有・協議している	
3. 会議の記録や既存の資料などを元に情報を把握している	
4. 特になし	
5. その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

問11 貴市町村では高齢者の移動手段確保に向けて、市内の福祉部局と公共交通担当部局間で連携ができていますか。

問11	
1. 十分連携している	
2. 連携しているが、今後強化する必要がある	
3. 連携が必要であるが、できていない	
4. 連携する必要がない	

※問11で「1.十分連携している」、「2.連携しているが、今後強化する必要がある」、「3.連携が必要であるが、できていない」を選択した方へ質問です。

問11-1 福祉部局と公共交通担当部局が連携するうえでの課題を教えてください。(あてはまるもの全て選択)

問11-1	
1. 福祉と交通の両分野の制度・仕組みの理解・知識習得が難しい	
2. 両部局で定期的に情報の共有を図る連絡手段がない（会議等の場の設定は除く）	
3. 両部局で情報共有や協議できる会議等の場がない	
4. 両部局での役割分担が定まっていない	
5. その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

※問11で「4.連携する必要がない」を選択した方へ質問です。

問11-2 福祉部局と公共交通担当部局で連携する必要がないと考える理由を教えてください。(あてはまるもの全て選択)

問11-2	
1. 高齢者の移動手段確保が問題となっていないため	
2. 福祉部局が担当することが決まっているため	
3. 公共交通担当部局が担当することが決まっているため	
4. その他部局が担当することが決まっているため（下欄に部局名を具体的に記載）	
5. その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

7. 住民互助による移動支援サービスの普及に関して貴市町村が期待する支援

問12 今後、貴市町村で住民互助による移動支援サービスの普及に取り組むにあたって、「(1) 国に期待する支援」と「(2) 都道府県に期待する支援」があれば教えてください。(あてはまるもの全て選択)

	問12	
	(1)国に期待する支援	(2)県に期待する支援
1. サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みを理解しやすくなる情報の提供		
2. サービスの立ち上げ・運営方法の検討がしやすくなる知見・ノウハウの提供		
3. 福祉部局と公共交通担当部局の連携など市内の支援体制を構築するための知見・ノウハウの提供		
4. サービスの立ち上げ・運営に関する資金提供（補助金など）		
5. サービスの立ち上げ・運営を支援するための情報提供・助言を行う人材の派遣（伴走支援）		
6. 市町村間で関連する情報交換や交流ができる場の提供		
7. サービスに関連する福祉・交通分野の制度・仕組みやサービスの立ち上げ・運営方法に関する研修の開催		
8. 制度や仕組みの改正(下欄に具体的に記載)		
(1)		
(2)		
9.その他(下欄に具体的に記載)		
(1)		
(2)		

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

7. 住民互助による移動支援サービスに関する代表的な取組の有無

問13 貴市町村では住民互助による移動支援サービスを実施している団体等の情報を把握していますか。

※随時情報を把握してなくても、どのような団体等がどのようなサービスを実施しているなどの状況把握で構いません。

問13	
1. 実施しているすべての団体等の情報を把握している	
2. 実施している一部の団体等の情報を把握している	
3. 把握していない	

※問13で「1.実施しているすべての団体等の情報を把握している」、「2.実施している一部の団体等の情報を把握している」を選択した方へ質問です。

問13-1 貴市町村では住民互助による移動支援サービスを実施している団体等の情報をどの所管で把握しているか教えてください。(あてはまるもの全て選択)

問13-1	
1. 福祉部局（例：高齢福祉課、介護福祉課、地域包括ケア推進課）	
2. 交通部局（例：交通政策課）	
3. 企画部局（例：企画政策課）	
4. まちづくり部局（例：地域振興課）	
5. その他(下欄に具体的に記載)	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

※問13で「1.実施しているすべての団体等の情報を把握している」、「2.実施している一部の団体等の情報を把握している」を選択した方へ質問です。

問13-2 把握している住民互助による移動支援サービスを実施する団体等の情報はどのように把握していますか。(あてはまるもの全て選択)

問13-2	
1. サービス実施の相談を受けた時に把握	
2. サービスに関する補助金申請（相談含む）があった時に把握	
3. 生活支援コーディネーター(SC)からの情報提供	
4. 地域ケア会議で把握	
5. 自治会などの地域団体への照会（アンケート、ヒアリングなど）	
6. その他（下欄に具体的に記載）	

該当する
選択肢の番号を
右からそれぞれ
入力

選択肢
1. あてはまる

※問13で「1.実施しているすべての団体等の情報を把握している」、「2.実施している一部の団体等の情報を把握している」を選択した方へ質問です。

問13-3 現在、中国5県内の事例収集・ヒアリングを進めています。取組を実施されている団体等をご紹介いただける場合はご記入ください。団体名をご記入の上、団体の活動が分かるWebページを添付知照してお知らせください。また、資料を頂けるようであれば、回答時のメールに添付し送付をお願いします。

【団体の例】

- ・貴市町村や社会福祉協議会などの支援によって立ち上げ・運営が行われている団体
- ・利用者から実費以外の方法で利用料をもらって移送している団体
- ・訪問型サービスBや訪問型サービスDを活用して移送を行っている団体 等

令和3年度

地域公共交通の活性化とも連携した住民互助による移動支援サービスの
普及方策に関する調査研究事業 市町村向けアンケート調査結果報告書
(令和3年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)

発行月 令和4(2022)年3月

発行者 株式会社富士通総研

〒144-8588 東京都大田区新蒲田一丁目17番25号

富士通ソリューションスクエア

tel. 03(6424)6752 fax. 03(3730)6800

<https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/>

禁 無断転載